

10月11日(月)

出席委員

委員長	渡部	茂	君
副委員長	小芝	新	君
同	新妻	さえ子	君
委員	おくの	晋治	君
同	松本	ときひろ	君
同	西村	直子	君
同	せお	麻里	君
同	のだて	稔史	君
同	くにば	雄大	君
同	田中	さやか	君
同	吉田	ゆみこ	君
同	湯澤	一貴	君
同	松澤	和昌	君
同	石田	ちひろ	君
同	安藤	たい作	君
同	高橋	しんじ	君
同	須貝	行宏	君
同	つる	伸一郎	君

委員	あくつ	広王	君
同	塚本	よしひろ	君
同	芹澤	裕次郎	君
同	大倉	たかひろ	君
同	木村	けんご	君
同	高橋	伸明	君
同	鈴木	博	君
同	中塚	亮	君
同	鈴木	ひろ子	君
同	西本	たか子	君
同	藤原	正則	君
同	こんの	孝子	君
同	たけうち	忍	君
同	若林	ひろき	君
同	石田	秀男	君
同	渡辺	裕一	君
同	大沢	真一	君

欠席委員

なし

その他の出席議員

本多健信君

出席説明員

区 長
濱 野 健 君

副 区 長
桑 村 正 敏 君

企 画 部 長
堀 越 明 君

計画推進担当部長
(企画部財政課長事務取扱)
黒 田 肇 暢 君

企 画 調 整 課 長
佐 藤 憲 宜 君

総 務 部 長
榎 本 圭 介 君

総 務 課 長
古 卷 祐 介 君

都 市 環 境 部 長
中 村 敏 明 君

都市整備推進担当部長
末 元 清 君

都 市 計 画 課 長
鈴 木 和 彦 君

住 宅 課 長
竹 田 昌 弘 君

木密整備推進課長
森 一 生 君

都 市 開 発 課 長
多 並 知 広 君

まちづくり立体化担当課長
中 道 元 紀 君

建 築 課 長
長 尾 樹 偉 君

環 境 課 長
河 内 崇 君

防災まちづくり部長
藤 田 修 一 君

災害対策担当部長
(危機管理担当部長兼務)
滝 澤 博 文 君

参 事
(防災まちづくり部土木管理課長事務取扱)
稲 田 貴 稔 君

交通安全担当課長
川 口 浩 和 君

道 路 部 長
(用地担当課長兼務)
溝 口 雅 之 君

公 園 課 長
高 梨 智 之 君

河川下水道課長
栗 原 崇 晃 君

防 災 課 長
山 本 浩 一 君

防災体制整備担当課長
平 原 康 浩 君

災害対策担当課長
五十嵐 慶 太 君

会 計 管 理 者
中 山 文 子 君

教 育 長
中 島 豊 君

教 育 次 長
米 田 博 君

区 議 会 事 務 局 長
工 藤 俊 一 君

○午前10時00分開会

○渡部委員長　ただいまより、決算特別委員会を開会いたします。

本日の予定に入ります前に、理事者より発言を求められておりますので、お願いいたします。

○山本防災課長　それでは、私から、10月7日に発生しました地震に対する区の対応等について、ご報告をいたします。

まず、地震の発生時刻は、10月7日の22時41分、震源地は千葉県北西部、深さ7.5km、マグニチュードは5.9でした。

区内では、震度4を記録しましたが、区内での大きな被害の発生はございませんでした。

地震に対する区民からの問合せは、自宅内での水漏れ等が2件ございました。

当日の区の対応ですが、地震発生に伴い監視体制を敷き、職員最大40名で対応を行いました。

主な対応としては、区有施設の被害状況の確認や、その他、区内の被害状況等の情報収集などを行っております。

また、JRなど電車の運転見合わせに伴う帰宅困難者への対応として、区内主要駅に職員を派遣して、現地での状況確認などを実施しました。それと並行して、一時滞在施設の開設準備を行っていましたが、現地の状況等から判断し、一時滞在施設の開設は行いませんでした。

監視体制は午前2時30分に解除し、翌朝から区有施設の安全点検を実施するとともに、引き続き区内の被害状況等の把握を行いました。現時点で大きな被害の報告はございません。

○渡部委員長　防災課長、ありがとうございました。

それでは、令和2年度品川区一般会計歳入歳出決算および災害復旧特別会計歳入歳出決算を一括議題に供します。

本日の審査項目は、一般会計歳入歳出決算、歳出のうち、第6款土木費および災害復旧特別会計歳入歳出決算でございますので、ご了承願います。

それでは、これより、本日予定の審査項目の全てを一括して説明願います。

○中山会計管理者　おはようございます。本日もどうぞよろしくお願いいたします。

一般会計第6款土木費からご説明申し上げます。決算書の312ページをお願いいたします。

第6款土木費は、予算現額233億953万5,854円、支出済額は217億6,204万6,542円で、執行率は93.4%、支出済額の対前年度比は66億4,381万5,373円、23.4%の減であります。減の主なもの、武蔵小山駅周辺地区再開発事業、補助163号線整備事業に係る支出であります。

1項土木管理費の支出済額は8億9,264万8,905円で、執行率は95.8%であります。交通安全の啓発、駅周辺等放置自転車対策、シェアサイクル事業などを行いました。

次のページにまいりまして、下段にございます2項道路橋梁費の支出済額は32億4,399万8,408円で、執行率は95.5%であります。大井町駅周辺などのバリアフリー工事、橋梁長寿命化修繕などを行いました。

続きまして322ページにまいります。3項河川費の支出済額は32億673万2,251円で、執行率は95.3%であります。ヒカリの水辺プロジェクトや、第二戸越幹線整備工事などを行いました。

2枚おめくりいただきまして326ページ、上段にございます4項都市計画費の支出済額は113億5,940万7,463円で、執行率は92.3%であります。

1目都市計画費では、景観まちづくり推進事業のほか、可動式ホーム柵整備の助成などを行いました。

次のページにまいりまして、下段、2目木密整備推進費では、不燃化10年プロジェクトや防災生活圏促進事業などを行いました。

2枚おめくりいただきまして332ページをご覧ください。3目都市開発費では、大崎駅周辺地区、武蔵小山駅周辺地区などの再開発事業への補助や、連続立体交差化事業などを行いました。

次のページにまいりまして、4目公園管理費では、公園・児童遊園の維持管理のほか、しながわ区民公園などの改修工事、しながわ水族館の運営や、公衆便所の整備などを行いました。

続きまして342ページにまいります。5項建築費の支出済額は12億7,280万4,626円で、執行率は91.6%であります。細街路拡幅整備事業、住宅・建築物耐震化支援事業や建築行政指導などを行いました。

2枚おめくりいただきまして346ページにまいります。6項住宅費の支出済額は7億2,950万2,494円で、執行率は92.3%であります。住宅改善資金の融資あっ旋・助成や、空き家等対策事業、区営住宅・区民住宅の維持管理などを行いました。

次の348ページにまいりまして、下段にございます7項防災費の支出済額は10億5,695万2,395円で、執行率は87.6%であります。区民消防隊装備品の整備、しながわ防災学校の運営、防災行政無線の管理などを行いました。

土木費の説明は以上でございます。

次に、恐れ入りますが、498ページをお願いいたします。災害復旧特別会計のご説明をいたします。

歳入、第1款繰入金、第1項基金繰入金未収入済額はございません。

次のページにまいりまして、歳出、第1款災害復旧費、第1項災害復旧費に支出済額はございません。

○渡部委員長 以上で、本日の審査項目の全ての説明が終わりました。

質疑に入ります前に、今現在26名の方の通告をいただいております。

これより質疑に入ります。

ご発言願います。松澤和昌委員。

○松澤委員 おはようございます。私からは、決算書317ページ、道路安全施設費、331ページ、不燃化10年プロジェクト、351ページ、防災関係組織経費、355ページ、避難所管理費、時間があれば、帰宅困難者を聞きたいと思います。

まずは、道路安全施設費の中にあります未就学児移動経路等の安全施設整備工事、この事業についてご説明をお願いいたします。

○溝口道路課長 私からは、未就学児移動経路等の安全施設整備工事に関する内容についてご説明をさせていただきます。

まず、令和元年5月8日に大津市において発生した事故、未就学児が事故に遭遇された経緯がありまして、それに基づきまして、区内の私立、公立の保育園、または児童センターを含めて安全点検を行ったものでございます。この令和元年度に行った安全点検に基づきまして、その中でも緊急性の高い安全対策が必要な116か所については令和元年度に、引き続きまして残りの96か所ありまして、それを令和2年度に工事を実施したものでございます。今回の安全点検で抽出された危険な箇所については、令和2年度で全て安全対策が終わっているというのが事業の内容でございます。

○松澤委員 要するに、点検をしたときに、子どもたちの安全を守るために、要請があれば、協議して、ハード面を道路課で補っている、ということだと思います。ありがとうございます。

警視庁は、平成28年から令和2年に起きた交通事故を分析したところ、歩行中の小学校の死者、重

傷者、この５年間で２，７３５名に上ります。学年別ですと、最も多いのが小学校１年生で７０８名、学年が進むにつれて減少し、最も少ないのは小学校６年生の１９１名となっております。歩行中の事故については、死者、重傷者、小学校１年生が６年生の約３．７倍、死者になりますと９倍に上がる、要は、未就学児から上がったばかりの１年生の事故が大変多いと感じております。この数字を交通安全担当課はどのように考えていますか、お聞かせください。

○川口交通安全担当課長 現在、小学生の交通事故が低学年のほうが多いのではないかというお話でございます。こちらは、都内の令和２年中の子ども、いわゆる小学生が当事者となった歩行者事故の件数を詳細に見ますと、例えば、小学校１年生の子どもの横断歩道上での事故の発生件数が２５件、一方、都内で小学校６年生の子どもについては６件という数字で、やはり低学年のほうが発生件数が多いというのは理解をしているところでございます。

やはり安全な道路の歩行と横断、また併せて、基本的な交通ルールをしっかりと理解をしてもらって安全に行動していただく、その判断能力を小学校入学時にしっかりと養ってもらうことが必要ではないかなというふうに考えております。

○松澤委員 そうですね、判断能力を養うというのはとても大切だと思います。しかし、やはり未就学児から１年生に上がったときに、なかなか判断能力という部分では難しいのではないかと、私たち大人がしっかりとそういったことを注意をしていかなければいけないと思っております。

私の受けた陳情の中でも、旧中原街道、要は、戸越銀座を越えた中原口です、裏道としてこれは大変交通量も多く、子どもの通学路にもなっている場所です。停止する車が少なく、藤原委員からも、眼鏡橋でよくお話が出ます。やはり信号がない交差点というのは停止する車が本当に少ないのです。そこで、区のほうで看板も設置していただきました。ありがとうございます。しかし、この看板設置後、現場に足を運びますと、歩行者を目の前に止まる車が非常に少ないと感じています。

これはちょっと所管が違うのですけれども、港区はキッズ・ゾーンというのを道路にペイントして、運転手に大きく注意喚起を始めました。このキッズ・ゾーンというのは保育関連になりますので、ここではゾーン３０ですか、交通安全の新しい取組と記載がありました。私が見たときは、立会川がたしかゾーン３０かなと思ったのですけれども、この区域、ゾーンを定めて時速３０キロ道路、速度制限を実施するとともに、その他の安全対策を必要に応じて組合せ、ゾーン内にある車の走行速度、通り抜けを抑制すると書いてありました。また、このゾーンの入り口対策では、看板の設置とともに、これ、路面表示も含まれるそうです。１つ１つ潰していったら時間がかかります。この区域という大枠、品川もやっていると思いますけれども、その中でも特に起点とされる点、これを重点的に抑制する、これが品川区の安全をさらに推し進めるものにつながると思っております。

要は、警察が担当しますそういったソフト面、道路課が担当しますハード面、この両面が重なってこそ、危険である地域は安全に変わるものではないでしょうか。道路への注意喚起というものを含めて、ソフト面、そしてハード面、それぞれのご見解をお聞かせください。

○溝口道路課長 私ども、交通安全に対して、これまでもカーブミラー、委員ご紹介の路面表示を含めて、様々な対策をしてきたところでございます。やはり危険なところに対してどういったことが大切なのか、どういうことをすれば少しでも事故が減るのか、そういった視点で、ハード面ではありますが、そういったところの取組を進めてきているところでございます。今後も、地域の声、または学校関係者、そういったところの様々な意見を聞きながら、必要な交通安全対策はしっかりとやっていきたいと思っておりますし、警察、または交通安全担当を含めて、ハード、ソフトを合わせて、しっかり交通安全対

策をとっていきたいというふうに考えているところでございます。

○川口交通安全担当課長 ソフト面の話でございます。先ほどお話をさせていただきましたように、子どもたちに正しいルールを理解して、また、安全に行動できる判断能力を養ってもらおうという趣旨を踏まえまして、警察と連携しまして、今後もしっかりと交通安全教育等を参加体験型で、なるべくそのような実際に感じてもらえるような、アイデアを絞ったような交通安全教育ができればと思います。

また併せて、ハード面の対応がなかなか困難な場所につきましては、引き続き、委員もお話ございました、例えば注意喚起の看板等の設置を、区といたしましても警察と連携をして実施をしてみたいと考えております。

○松澤委員 看板の設置、それとともに、私もやっぱりハード面、道路課もおっしゃっていました道路の路面の注意喚起、それも含めて一緒にやっていただけるとさらによくなっていると思います。

実は、子どもと学校の中でヒヤリハットという作成で、子どもと一緒に地域を歩くのです。でも、ヒヤリハットは、歩いていると、角が全部危険だと考えると、道路は本当に安全な場所がないなというのは肌で感じるころなのです。そういった危険な場所を重点的に調査をして、今まで以上に力を入れていただきたいと思っております。

最近では、自転車のマナー違反、キックボードの違反、都内でも大規模な取締りもありました。啓発活動には大変力を入れておりますが、私たち乗り手側の意識が変わらないと、変化も見えないかと思っております。

そこで2点、スケアード・ストレイト、スタントマンを活用した事故再現、こういうものを子どもたちにいろいろと見せていただいたと思いますけれども、区では人工芝化により、そういったことが多分できなくなるのかなと思っているのです。そういったものに代わる方法があるのか教えてほしいのが1つ。

また、子どもたちに、課長がおっしゃるように、交通安全教室、これは本当にいっぱいやっていただいております。しかし、私たち大人向けの交通安全教室が全くないです。そういった部分でご提案したいのが、ちょっと難しいと思うのですけれども、鮫洲試験場の練習場などで、年代とかスポットを絞って、私たち大人に、いま一度安全を見てもらうという部分で交通安全教室を開くのも新しい試みかと思っておりますけれども、ご見解をお聞かせください。

○川口交通安全担当課長 まず1つ目のスケアード・ストレイト式のスタントマンの事故再現の交通安全教室なのですけれども、委員ご指摘のとおり、確かに区内小学校は人工芝化によりまして、なかなか校庭での実施は困難になっているというのは把握しているところでございます。その代替というわけではないのですけれども、今、プログラム等を実施の事業者とすり合わせをする際に、体育館とかで、実際に見通しの悪い交差点を体育館内に作成して、例えば自転車同士が出会い頭でぶつかると、これぐらい危ないのだというようなところを実際に子どもたちに見せてあげるというような工夫を備えた実施をしているところでございます。

また、2つ目の大人向けの交通安全教室のお話でございますけれども、大人の方が運転免許を保有されている方は、運転免許の更新時に、それぞれしっかりと更新時の講習を受けていただくということとあわせて、区では、それぞれ、例えば親子の自転車教室ですとか、そのような形も実施をしているところでございますので、今後も自転車の安全利用をはじめとした交通安全教育に向けたあらゆる対策を、警察と連携をして実施してみたいというふうに考えております。

○松澤委員 確かにそうですね、免許のない人に対してどういうふうに普及していくのが課題だと

思っております。

子どもに交通安全を教えるには、本当に私たち大人がふだんからお手本を示していかないと意味がないと思っております。なかなか減らない交通事故、違反を減らすためには、さらなる踏み込んだ試みをやっていかないといけないと感じております。条例制定などの考えも視野に入れて、引き続きこの課題に取り組みたいと思っております。

次に、不燃化10年プロジェクトです。

この制度は、木密住宅地域、通称、木密、東京には多くあります。地震、火災の大きな被害想定に、高齢化による建て替え意識の低下、狭小により建て替えが困難な場所は改善が進まない。都と区の連携、もっと踏み込んだ整備施策を実施しながら木密の燃え広がらない、燃えないまちにすることを目指した制度と認識しております。

私も含めまして、各議員の皆様より、この制度の延長、そして新たな地区の追加を要望しまして、令和3年度は、西品川一丁目、大井二丁目、西中延三丁目を新たに対象地区に追加して、地区の事業を5年延ばしていただいたことには感謝申し上げます。

最近では、この不燃化特区以外でも木密と思われる地域の火災が連続して起こっております。周りの住宅を巻き込む被害が出ております。先月の小山二丁目の火事、私も現場を見てきました。現在も燃え残った建物が残ったままにあります。これはまさに車が入れない路地、路地は多分、ホースを通さないとできなかったのかなと見えるぐらいの狭いところでありました。こういった木密の火災現場、これに対してどのように放水活動が行われ、どのようなご苦労があったのか、教えられる範囲でお願いいたします。

○五十嵐災害対策担当課長 木造住宅密集地区での火災の消火活動とその苦労についてですが、消防職員としての一般論になりますが、まず、老朽化した木造住宅が林立している上で、隣棟間隔が狭く延焼拡大しやすいこと、街区内に空地がなく十分な消防活動スペースが得られず不自由であること、また、消防車両の進入困難な狭い道路が多く、使用する消防水利から火元建物までの距離を有する場合があります、すぐに消火活動に移れないこと、さらに、老朽化した住宅には古くからお住まいの方も多く、高齢化されている可能性も高く、火災となった場合、救出活動が必要になることなど、延焼危険、消防活動困難、人命危険の特徴を有しており、活動隊員にとっては緊張とストレスにさいなまれる現場と聞いております。

○松澤委員 やはり木密というのは、プロの方でも相当なストレスがあるということが分かります。それでもこれだけ被害をとどめていただいたことには本当に感謝しております。

そこで、対象地区を除く地区、要は、木密の対象地区において、危険と思われる木密地域、これは消防と連携して行政が把握しているのか。品川区は、この木密の基準を見て地域を絞っていくと思いますけれども、そこら辺を教えてください。

○森木密整備推進課長 消防活動が困難な区域ということでございますけれども、東京都がおおむね5年程度の中で行っております地震に関する地域危険度測定調査が1つ参考になるかというふうに考えております。その中で、東京都では、建物倒壊危険度と火災危険度、それから災害時活動困難度という形で3つの指標をまとめてランクづけをしております。これにおきましては、ランク5が最も困難な指標というふうになっておりますが、区内にはその町丁目はございません。不燃化10年プロジェクトの対象地域につきましては、総合危険度と、それから不燃領域率などを勘案しまして、集中的に強力に進めているところでございます。今後もそれぞれの地域におきまして不燃化を進めるべく考えていき

いというふうに思っております。

○松澤委員 今のお話ですと、東京都がチェックをして、品川区の木密整備推進課でそれを確認するというお話でした。職員が大変限られている中、この不燃化を進めるに当たって、戸別訪問、ポスティング、やっつけていただいていることには本当に感謝しております。しかし、この不燃化特区以外、この前の小山もそうですけれども、不燃化特区以外のスポット的な地区を重点的に、助成金がないですけれども、啓発してやっていく、さらなる地域の拡大、そういったお考えがあれば教えてください。

○森木密整備推進課長 ご指摘のとおり、エリア外でスポット的な密集地区は区内で幾つかあるというふうに考えています。そこにつきましては、木密整備推進課で行っております事業等はなかなか難しいのですけれども、一方で、荏原地域を包含するかなり大きな地域の中では、建築課の旧耐震の木造建築物に対して耐震除却助成も実施しているところでございます。この対象エリア外につきましては、不燃化の必要性と併せまして、様々な方法で啓発と周知等を行っていきたいというふうに考えております。

○松澤委員 ぜひその建築課との連携等も含めて、どんどん啓発を進めていただきたいと思います。この制度は、燃え広がらない、燃えないまちにすることを目的とした制度です。駅前など大きく再開発を進めるに当たり、この木密した住宅エリアを共同化するなどの手法で、安心安全なまちづくりを行っていますけれども、やはり再開発もありますけれども、本当に大変な危機が迫っている場所、ここをやはりすぐにでも変えていかないと、同時多発火災などが起これば、取り返しのつかないことになってしまうかと危惧しております。建築課との連携もやっていると話もありましたけれども、助成なども含めて、引き続き一緒に考えてまいります。

次に、この木密に関連して、同時多発火災防止につなげていきたいと思います。

先ほども言いました同時多発火災、これはほぼ同じタイミングで広いエリアに発生する火災です。怖いところは、消防の防災力、そして地域の防災力を上回る火災が発生して深刻な被害を起こします。まず、品川区の地震想定では、どれくらいの火災について想定しているのか教えてください。また、ほかの地域と比べると、その数字をどのように感じているのか教えてください。

○山本防災課長 火災被害の想定についてのお尋ねでございます。首都直下地震が発生した場合の火災による住家の倒壊被害は約2万戸、それから死者数を520名と想定してございます。この数字を近隣区と比較しますと、比較的被害規模が大きい傾向にあるというふうに感じてございます。

○松澤委員 ほかの地区と比べると、やはり品川は大変多いことが分かりました。

でも、品川区は23区で比べてると地域防災には大変力を入れている区だと認識しております。各自治会・町会に配布されているC級ポンプが66台、B級が182台ということで、この数はほかの地区に比べても地域防災力に大変力を入れていただいていると思います。しかし、地域防災力を上げる、区民消火隊などでも高齢化でできないなどの声も上がっていますが、それに対して行政としてどのような対応をしているのか教えてください。

○山本防災課長 区民消火隊についてのお尋ねでございます。隊員の減少などにつきましては、区にもご相談をいただいているところではございます。また、隊員の減少、高齢化などにつきましては、区としても大きな課題として認識はしてございますが、まだ具体的な解決策をお示しすることができてございません。今後、区民消火隊の負担軽減につながるような対策も含めまして検討していきたいというふうに考えてございます。

○渡部委員長 次に、つる委員。

○つる委員 353ページ、応急活動対策費、これは火災で実際に被災された方へ対応する現場の指

揮官、司令塔について伺いたいと思います。315ページ、道路維持費、337ページ、防犯カメラ整備費については、防犯カメラの面での整備を伺いたいと思います。335ページ、公園・児童遊園費は、遊具下のクッション材の状況について伺っていききたいと思います。

まず、応急活動対策費に関連して、火災での罹災、被災者の対応、そうしたところの現場の指揮官、司令塔について伺っていききたいと思います。

まず、職員の方の危機意識の高さをすごく感じたエピソードとしてぜひ紹介したいのが、ちょうど1年前、昨年10月28日、先日の地震についての対応、冒頭にご報告がありましたけれども、昨年の10月28日に震度3の地震があったときに、たまたま私、保育課の窓口にいました。そうしたら、グラッと揺れたら、若手の職員の方が、窓口にいちゃった来庁者の方を、すぐに何人かの若手職員がバツと、「大丈夫ですか」と言って身を守るようにとっさの対応をして、上についているモニターなどがグラグラ揺れているから危ないかとか、本当に手分けをして区民の命を守ろうとするその姿を見たときには、すばらしいなと、職員の方の危機意識はこうあるべきだなと、保育課の職員の対応する姿を見て感動したところなのですが、今回、先ほどの地震の対応もありました。大勢の防災課の職員の方が細かいところまで確認をされる、そういう意識が、見えないところでもありますけれども、区民に対する信頼にもつながっていくのかなというところでは非常に感動したところでもあります。

最近、品川区内は火災が多くて、私も9月15日の小山二丁目の火災、まさに火災現場に私も行きました。私も消防団の端くれなのですけれども、そのときは着のみ着のままというか、役所から駆けつけたので、一区民という形で現場に、中に入らせていただいて、現場の目の前のパン屋のところに、近隣の方を一時的にパン屋の軒先のところに座らせていただいて、たまたまそのパン屋のご家族の方が地域のことにすごく詳しい方で、警察の人がいろいろ「何とかさん、いらっしゃいますか、何とかさん、いらっしゃいますか」と声をかけても、誰それさんはあそこにいます、あの方です、ご家族はこうですとてきばき答えて、避難されている方の人命とかを警察にも、また消防にもお伝えしていて、すばらしいな、これが地域力だなというふうに思ったところでもあります。当然その現場には近隣の町会長がいちゃって、それぞれ対応もされていたわけであります。

私もずっと最後までその現場にいたので、二、三日、煙の臭いはとれないという状況であったわけでもありますけれども、たまたまその火災現場においては、近くのシルバーセンターを避難先として一時的に入って、一番最初は20名ぐらいの方が避難する、いろいろ消防隊の方の火災現場の状況の確認を被災された方に伝えて、帰れる方、まだ無理な方、倒壊の危険があるので帰れないですよという方のいろいろな整理をしていただいたり、町会の方は食事を用意していただいたり、区の防災課の方は、見舞金の関係で先発隊が最初に2名来られた。先ほど申し上げたパン屋のところからシルバーセンターまで誘導されるような動きもされていたと。

ただ、1つ私が、さらに加えて充実させたいなと思ったことは、冒頭申し上げた現場の指揮官、司令塔なのです。ここがちょっと明確ではなかったのかなというところを感じました。

火災救護班が3班編成されていて、それぞれに班長がいちゃっと思うのですけれども、やはり今回の場合はシルバーセンターに入ったときに、例えば消防隊の方が戻れるかどうかの状況をお伝えするというタイミングだとか、防災課の方が一人ひとりにちゃんとお名前を確認しているとか、町会の方が食事を用意してくれるとか、あと、布団が幾つあるのかとか、全体を俯瞰的に見渡すような指揮官が、ちょっと明確ではなかったのかなと。たまたま私と、うちの伊藤都議が2人、それぞれいたものですから、指揮の邪魔にならない程度に、お手伝いという形で、司会だとか、現場の指揮運行というか、差配

を若干お手伝いをさせていただいて、では、次、消防の方から帰れるかどうかのご説明があるから、皆さん、ちょっとお耳をかしてください。では、次に区の職員の方から説明があるのでお願いします。では、戻れない方は何人いらっしゃるか、今、布団がここに幾つあるので、今、用意していただくので少しだけお待ちいただけますか。町会の方がお食事を用意してくれました。安心してください、大丈夫ですよ。お薬が心配の方はいらっしゃいますか、手を挙げてください、では、消防の方が今誘導してくれるので、お薬だけは取りに行けますよというような、現場の差配をしていただく指揮官について、やはりそういった部分は、消防団とか消防署の方は火を一生懸命消してくれる、火のほうに目線が向いていて、やっぱり火災の現場のときというのは、なかなか避難されている方に目がいかないのです。地域力が強いところは、そういうところはできると思うのですが、ああいう現場の混乱の状況下では、やはり地域の担い手である自治体の区の職員の方が、そういったところの現場の指揮をとっていただくということが一番すっきりとした指揮命令系統になるのではないのかなと。被災されている方のほうです。火を消すほうは消防署だったり、消防団だったり、交通整理とかは警察署がやっている。そういう課題意識を持ったものですから、この辺りについての現状の対応と、課題として捉えているのであれば、今後どのようにしていくか、その辺りを教えてください。

○五十嵐災害対策担当課長 まず、委員、先日の火災対応、ありがとうございました。

火災罹災者支援の現場指揮官についてのお話ですが、防災課では、要綱、手引書に従い、区内で発生した住宅火災の支援として、小災害援護班、1班六、七名で、3班編成で現場対応しております。その中で、班長には係長級の職員を置いて火災罹災者の対応の指揮をとることとなっております。ただ、なかなか人に指図するということは慣れないと抵抗のあるものでございます。火災現場での指揮官は、火災罹災者の様々な要望に応じ、解決に導くとともに、小災害援護班の行動をマネジメントする必要があります。今後、ポイントを列挙する分かりやすい手引書に再整備するとともに、OJTなどで対応方法の再確認などを行うことが必要と考えております。

○つる委員 今後、再整備、それはOJTとありました。火災がないことがいいわけで、火災がないとOJTにはならないかもしれないですね。火災がないということが一番いいわけで、先ほど質問があったそういう火災を防ぐ未然の対応というのは、行政としてできることは背負っていただいて、いざ発災時には、今おっしゃっていただいたように、やはり誰も初めてのことはなかなか指揮をとるのは難しいと思うのです。全体観に立って、消防のほうでは消防の指揮命令がある、消防団では消防団である、警察は警察でありになる、だけど、それを全体、横串といいましょうか、俯瞰して見る立場というのは、それはそれぞれのところにちゃちゃを入れるということではなくて、被災された方にどう寄り添える、被災者にどう目線を向けられるかという、その方々の背景、今後どうしたらいいのだろうというところまでやっていくということが、やはりそこは区が担える部分なのかと思います。

それまでのいろいろな設備の充実だとか、ソフト面の充実だとかというのは、これまで会派がいろいろな実際の事例を通して、こういう整備が必要ではないか、こうやることでもっとよくなるのではないかと考えてやっていますけれども、やはりそういう設備だとか配備がそろっても、その指示を出す人が明確でないと、現場はやはり混乱する。余計な指揮が入ると、それもそれで混乱する。なので、先日も遠慮しながらだったのですが、職員の方に逐一確認をさせていただきながら、「布団がここは3セットしかないですよ、5人の方がいらっしゃるですよ、どうしましょうかね」と言ったら、「じゃあ、予備のものをどこかからとってきます」と言うのです。やはり事前にそういうことを想定して用意しておくとか、そういった想像力というところも大事ではないかと思いました。

10名ぐらいの防災課の職員の若手の方が来て、目をきらきらさせて、てきぱきと動いている姿は、それはそれですごいなと思ったのですけれども、やはりリーダーシップは、ああいう火災現場で落ち着いて冷静に対応できる職員の育成は必要ではないかと思いますので、ぜひそこを再整備、OJTを含めてお願いしたいというふうに思います。

残りの2点の防災カメラの面での整備ですとか、公園の遊具下のところについては、この委員会でも、いろいろな委員が、面での整備が必要ですよということですか、遊具下のクッション材についても、これは過去に私も質問させていただきました。それぞれ地域でいただいているお声でありますので、防災カメラの面での整備で、そういった痛ましい事故を未然に防ぐ、またクッション材でもそういうフィジカルな事故を防ぐ、そういった対応をこれからも積極的にお願いしたいと思います。

○渡部委員長 次に、高橋（伸）委員。

○高橋（伸）委員 315ページ、違法駐車防止対策、319ページ、立会川緑道整備、325ページ、下水道管改修事業、345ページ、歴史的・魅力的建築物調査活用事業についてお伺いいたします。まず最初に、315ページの違法駐車防止対策についてお伺いいたします。

これは指定4路線ということで、池上通り、区役所通り、八ツ山通り、補助26号線が対象となっております。この違法駐車をなくすために、各交通安全の皆さんのご協力で啓発・監視をして、違法駐車、そして防止活動を毎月4回、年44回実施しているということです。

令和元年度ですと、指導・啓発件数が3,479件、令和2年度が指導・啓発件数が2,248件という、これは減っていると思うのですけれども、これは啓発活動のあらわれかどうかということと、これ、違法駐車指定4路線以外でも、こういう活動を、これは各町会も含めてなののですけれども、今、交通安全運動もある中で、どういうふうに取り組んでおられるのかお聞きしたいと思います。

○川口交通安全担当課長 違法駐車防止対策事業に関する、その指導・啓発の件数の減少についてのお尋ねでございます。

こちらにつきましては、新型コロナウイルスの感染症拡大の影響に伴いまして、この活動等の回数を削減せざるを得なかったというところが1つとしてございます。先ほども委員からの説明がございましたように、交通安全協会の皆様方のご協力なののですけれども、その中でも、やはりご協力いただいている中で高齢の方とかもいらっしゃいますので、この辺のところの数の減少があったというところでございます。

また、指定4路線以外ですが、こちらにつきましては、それぞれ警察のほうでも、警察署としての取締りの活動ガイドライン等もございますので、そちらに対してもそれぞれ交通安全運動の機会を通じて、放置駐車防止のキャンペーン等を実施しているところでございます。

○高橋（伸）委員 いろいろな啓発をしていただいているというところで、これは旗の台の南口のところの区道、これは心身障害者福祉会館に向かうまでのところに視覚障害者用の誘導ブロックがあります。そこによく、これ、車両の運転者のマナー違反は当然なののですけれども、誘導ブロックのところに駐車をしている。これは荏原警察署が所管になると思うのですけれども、区としては、これも啓発しなければいけないと思っているのですけれども、どういうふうにお考えになるかお聞きしたいと思います。

○川口交通安全担当課長 委員ご指摘の旗の台地区の駐車の関係でございますが、確かにこちらにつきましては、品川区のバリアフリーの交通安全特定事業計画の中で、旗の台駅周辺は、それぞれ指定の地区になっております。いわゆる視覚障害者の方をはじめ、そういうような点字ブロックの設置だとかを推進している地区でもございます。したがって、その辺のところを警視庁としても当然把握をし

ているところございまして、所轄の荏原警察署のほうで、旗の台の駅周辺等をはじめとした取締り等の指導も行っているところでございます。

なお、これは参考ですけれども、今度の15日には、旗の台駅の商店街の皆様方と警察と、また、区の関係者も一緒になって、駐車取締り等の指導の、取締りの啓発等のキャンペーンを行う予定でございます。

○高橋（伸）委員 本当にこれは旗の台に関わらず、事故を未然に防ぐためにもぜひ今後ともよろしくお願いいたします。

続きまして、319ページ、立会川緑道整備についてお伺いいたします。

この立会川緑道整備は、第1工区が終了して、三間道り、中原街道から第二京浜国道までのこの道の入り口から、第1工区が終了し、今度、3工区が10月半ばから進められるということです。これはうるおいゾーンということで、自転車は減速して走行するようにすることと、あと、部分的に広い歩行者の空間と植栽をつくるということだと思っておりますけれども、これはもう第1工区ができて、歩行者と、車道と歩道の区分けができて、本当に整備されてとてもいい取組だと思っております。

まず1つ、この第1工区が終了して、今まであったベンチとかでお休みになっておられる方が大勢いらっしゃいました。撤去されて、今その場所に花壇があって、その花壇のところに今までのお仲間の方たちが座って話をしているというところで、これも区としてもいろいろ取り組んでいただいたというのも分かっているのですけれども、こういうベンチとかというのは、やっぱり撤去したことによって、また同じことが繰り返されているという中で、今度は3工区が始まります。3工区も、地域の意見、いろいろ要望があるかと思うのですけれども、今までの計画と、何か改善点があったら教えていただきたいと思えます。

○溝口道路課長 立会川緑道につきましては、令和元年度から順次整備工事を行っておりまして、委員ご指摘のとおり、歩行者、自転車、安全に通行できる空間を整備していく。または、地域のうるおい、そういったものも与えられるような緑道として整備していくということで整備を進めてきているところでございます。

また、地域の課題として、やはりベンチ等に長時間座って不適切な利用があった、そういったものも併せて改善していただきたいというご要望もいただいた中で、今回、ベンチを撤去したところではございますが、植栽の升のところに腰かけて、また同じように長時間座られているという方がおります。これに対しましては、順次柵をつけながら、物理的に座れないような方策をとってきているところでございます。まだ全体についておりませんので、今後、工事に合わせて、引き続き必要なところについては、そのような対策をとっていきたいというふうに考えているところでございます。

また、物理的といいましても、やはり注意喚起も必要になってきますので、道路の巡回等を行いながら、見つけ次第、どいていただくように、注意喚起も引き続き行っていきたいというふうに考えているところでございます。

○高橋（伸）委員 これ、3工区が10月の半ばから令和4年4月までということで、これは工程、天候にも左右されると思うのですけれども、この3工区は、カーブになったりとか、車道にするにも、歩道にするにも、工事の施工部分においても結構大変なのかなと思っているのですけれども、この工事の安全を含めて、歩道は多分できないと思うので、地域にどういうふうに注意喚起しているのかどうか、教えていただきたいと思えます。

○溝口道路課長 これまでも歩行者専用という形で現状使っていただいていたところでございますが、

どうしても自転車が入ってしまう、そういったものを解消するために、自転車、歩行者を分離するような形、また、自転車がスピードを出さないようにというところも1つの視点になりますので、そういったところでカーブを入れさせていただいたりして整備をしているところでございます。地域の方たちには、こういった形の整備をしていくのかという工事の期間のビラ、また工事期間中は、通行にちょっと支障があるかもしれませんが、通行止め等を行いながら安全に工事を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

また、利用については、少し慣れていただく必要があるのかもしれませんが、看板等も含めて設置しながら開放していきたいというふうに考えておりますので、今後、通行者の方から、何か分からない点、不明な点、そういったものがあれば、それはそれに対して注意喚起を促す、または看板を設置する、そういったところに対応していきたいというふうに考えているところでございます。

○高橋（伸）委員 ぜひ整備していただいて、もう少しなので、よろしくお願いいたします。

続きまして、325ページ、下水道管改修事業についてお伺いいたします。

下水道は、平成6年度末に、23区では100%普及の概成をしました。生活排水の処理、雨水の排除、河川・運河の公共用水域の水質保全に寄与するインフラということです。都内では、高度経済成長とともに急激に整備が進みまして、現在では、網目のように道路の下に埋設されております。その下水道管が老朽化すると、管の中に土を引き込んで道路陥没の原因になります。

そこで、下水道の老朽化対策に向けた取組と、これは東京都の取組ですけれども、品川区では、この事業を受託して対策を進めていると聞いておりますけれども、この工事の内容についてお伺いいたします。

○栗原河川下水道課長 下水道管改修事業でございますが、将来にわたって安定的に下水を流す機能などを確保するために、老朽化した下水道管を再構築する工事を東京都下水道局から受託して進めているものでございます。

具体的な工事の内容でございますが、下水を排除する能力が不足している下水道管につきましては、道路を掘削して下水道管の太さを太くするために管の交換を行い、また、能力が不足していないが老朽化しているような管につきましては、道路を掘らずに下水道管を内側からリニューアルする更生工法を活用するなど、道路交通や生活への影響を最小限に抑えながら、老朽化対策の工事を進めているものでございます。

また併せまして、各ご家庭の排水設備と下水道管をつなぐ取付管やマンホールの蓋などの交換を行っているものでございます。

○高橋（伸）委員 工事内容については分かりました。今後ともよろしくお願いいたします。

先日も都内で大きな地震がありました。都内で水道管から水が噴き出す様子等が大きく報道されました。上水道管の耐震化について、これは、すみません、上水管なのですけれども、東京都は2万7,000kmあって、水道管の耐震化率が40%でまだとどまっているということです。これは下水道管なのですけれども、老朽化対策は、耐震性の向上にも資する取組だと私は思います。引き続き計画的に進めていただければと思うのですけれども、その事業の計画、そして目標時期についてお伺いいたします。

○栗原河川下水道課長 下水道管の再構築事業に関する計画でございますが、東京都下水道局では、23区を整備年代によりまして3つのエリアに分けまして、老朽化対策と併せまして、雨水排除能力の向上や、先ほどお話がありました耐震性の向上などを一体的に図りまして、再構築を進めていると

ころでございます。

このうち整備年代の古い都心部を第1期再構築エリアと呼んでおりまして、再構築を優先的に進めております。品川区では、目黒川を挟んで北側のエリア、約300ヘクタールが第1期再構築エリアとなっております。

このエリアの再構築を東京都が定めた整備目標でございます令和11年度の完了を目指しまして、東京都と連携して、順次工事を進めております。

また、比較的整備年代の新しい目黒川を挟んで南側のエリアにつきましては、第2期再構築エリアとなっております。日常の維持管理や管路内調査で発見された傷んだ管の補修を行いながら、本格的に再構築を行うのは、第1期再構築エリアの整備が完了した後に整備を進める予定と東京都下水道局から聞いているところでございます。

○高橋（伸）委員 引き続き、計画的に工事を進めていただきたいと思います。

最後に、345ページ、歴史的・魅力的建築物調査活用事業について伺います。

これはオープンしなけんだと思うのですが、令和2年度、新型コロナウイルス感染症の対策として、公開イベントは中止になりました。ツアーのみの1日限りのイベントを開いたということです。前の平成30年度、公開建築物が8、来場者数が1,474人、令和元年が、建築物が11あって、来場者が1,575人。令和2年が、今のとおり、ツアー参加者が69人で、まち歩きをしながら建築を見て回るツアー形式で開催したということです。

これは本当に品川区の歴史的な建物を知ってもらう、品川を知ってもらうためにも、すごくいいイベントだと思っていました。ところが、新型コロナウイルスの感染によってイベントが中心になった中、今年度はツアーとして開催するのか、あるいは延期にするのか、今後どういう状況なのか教えていただきたいと思います。

○長尾建築課長 歴史的・魅力的建築物調査活用事業、オープンしなけんに関してのお問合せです。

昨年度につきましては、ご紹介いただきましたように、まち歩きのツアーを10本企画いたしまして、約70名の方にご参加いただきました。

本年度につきましては、令和2年度の状況よりも新型コロナウイルス感染症の拡大状況が続いている、増加傾向があることを踏まえまして、ツアーにつきましては、本年度につきましては中止を考えております。その代わり、これまでに行ったツアーや公開建築物にお越しいただいた方の声の中で、1日の中でいろいろなツアーを行っていることもありまして、ほかのツアーにもぜひ参加したいという声も一方でいただいております。そういった声を踏まえまして、今年度につきましては、これまでに公開した建物や、実施したツアーの様子をコンテンツとした動画配信を、今、企画しているところでございます。

○高橋（伸）委員 動画でこれから配信をしていくということで、この配信が、今いろいろやられておられると思うのですが、いつ頃に広報しながらとか、掲載の時期を含めて、視聴できるようになるのかお聞きしたいと思います。

○長尾建築課長 動画配信につきましては、これまで行っていなかった活動になりまして、新たなチャレンジをしているところです。動画配信の予定時期としましては、年度末近くになると考えております。

○高橋（伸）委員 そうすると、今まで3回やって、公開の建築物が30弱ぐらいあるのですか。それをピックアップしながらやっていくということかどうかを確認したいと思います。お願いします。

○長尾建築課長　これまで公開に協力いただいた建物につきましては、委員おっしゃったように30ほどございます。また、建築物の公開という形ではなくて、ツアーの中で、外から外見だけ見てという建物も加えますと、もう少し多くなりますので、そういったところを建物の所有者や管理者のご協力をまた改めて確認しながら進めていきたいと考えております。

○高橋（伸）委員　品川区の遺産となるような建築物が本当にいっぱいありますので、楽しみにしていますので、ぜひよろしくお願いいたします。

○渡部委員長　次に、安藤委員。

○安藤委員　329ページ、航空機騒音測定委託に関わって羽田新ルート、333ページ、広町地区整備検討委託等、335ページ、品川駅南地区地域周辺まちづくり事業について伺います。

まず、品川駅南地区ですが、開発地域内には、北品川と東品川の都営住宅3団地があります。私は6月の一般質問で、情報公開で入手した報告書には、都営住宅の再編が課題と明記され、議事録には、全く違う場所への移転の検討もあってもいいと記述されているのだと紹介し、開発地域内の北品川第2アパートの直近の倍率は93倍との数字も示して、665戸の都営住宅を再開発で地域からなくさないようにと求めました。区の答弁は、地域の方々により再開発の検討が進められている。まちづくりの検討については、都営住宅は東京都の施策の範疇なので、都ともしっかり調整がなされるべきものと、終始他人事でした。地域住民、東京都のせいにし、あたかも自分には関わりがないと言わんばかりです。しかし、2014年、区自らがまちづくりビジョンを策定していますし、毎年検討経費には、この決算書にもありますけれども、区の単費もつぎ込んでいます。品川区が主体者の1つであることは否定できません。

その区に聞きたいのですが、1つ目、区は都営住宅をなくすことも検討の1つの選択肢だと考えているのか伺います。

2つ目、区は東京都に対し、都営住宅の移転を要望しているのかいないのか、以上2点、伺います。

○中道まちづくり立体化担当課長　2点ご質問いただきました。まず、区としましては、この品川駅南地域まちづくりビジョンを策定いたしまして、その中で、品川の歴史・伝統と魅力ある水辺に出会う、拠点性と文化性を兼ね備えた国際交流都市としていきたいということを示してございます。

地域といたしましては、そういったことを踏まえまして、まちづくり検討、こちらは都営住宅も含めて検討が進められているというところでございます。

また、区としましては、品川浦や旧東海道など、地域資源を生かしたにぎわいを創出するとともに、良好な住環境を確保していくことが重要と考えてございます。

また、再開発事業といたしましては、地域が主体となってまちづくりが進められるものでございます。また、都営住宅は東京都が所管となっております。そうしたことも踏まえまして、まずは地域と東京都がしっかりと調整すべきと考えてございます。

○安藤委員　良好な住環境の確保という話もありましたけれども、結局、私が伺ったのは、その良好な住環境という中に都営住宅の確保というのはちゃんと入っているのですかということも含めて、伺ったのは、品川区が東京都に対して都営住宅の移動とか移転、こういうものを要望しているのかいないのか伺ったので、ちゃんとお答えいただきたいと思います。

○中道まちづくり立体化担当課長　都営住宅につきましては、まずは東京都と地域の方が意見交換をして、しっかりと調整すべきと考えてございます。

区としましては、地域の方々と東京都が良好な関係が築けるよう、情報共有などについて側面的な支

援をしていきたいと考えてございます。

○安藤委員 品川区がビジョンをつくっているわけですね。ですから、地域住民と都が意見交換を、側面支援と言いますが、議事録とかを読むと、品川区も東京都に要望していきますみたいなことを言っているのです。その要望の中身について私は伺っているのですが、もう一度だけ、東京都に対して区は何を要望しているのか、要望しているのかしていないのか伺いたいと思います。

○中道まちづくり立体化担当課長 区としましては、東京都に対しまして、良好な住環境が保てるよう、お話をしているものでございます。

○安藤委員 私は、良好な住環境の確保という中に都営住宅は絶対必要だと思います。低廉な公営住宅を開発企業の利益第一の超高層再開発で犠牲にするというのは絶対にやめていただきたいというふうに思います。

次に、広町開発について伺います。

まず、それぞれの面積について伺いたいのですが、旧劇団四季、ひろまち保育園の区有地の面積。それと、その区有地と区画整理で換地後に区が手にする区有地の総面積、そのうち新庁舎建設候補地の面積、これは8,300㎡だと認識しているので、その3つのところを伺います。

○多並都市開発課長 広町についてのご質問にお答えいたします。

まず、現在の土地の面積ということでございますけれども、劇団四季や保育園があるまちづくり用地につきましては7,520㎡でございます。今後の新たな換地後の面積のところでございますけれども、これにつきましては、現在、都市計画決定を進めている段階で、その後に事業計画を定め、その後に仮換地指定ということで、その中で決定していくものでございますので、その面積につきましても、鑑定評価を必ず行い、適切な再編という形で進めるものです。したがって、現時点での面積は確定していないところでございます。

○安藤委員 もう都市計画手続に入っていますよね。区画整理事業が、もう説明会でも説明されているし、今、意見書を募っているわけですね。確定していないかもしれないけれども、おおよそどれくらいというのでも教えてください。

○多並都市開発課長 都市計画の手続につきましては、現在、この区画整理を行う区域および整備する公共施設について定めるものでございます。それについて事業計画を定めていくというところです。

具体的な今のご質問の内容につきましては、換地といいまして、その後に事業計画に基づいて適正な評価のもとに仮換地という手続になりまして、その後に確定するものでございます。したがって、現時点で何平米かというご質問については、お答えする数値がないというのが答えでございます。

○安藤委員 いや、ひどい話だと思います。それすらも示さないで、説明しないで、どんどん都市計画決定手続、今月には都市計画審議会をやりますよね。本当にすごい手続だと私は思います。議会で聞かれても、大体の数字すら言わないとは、本当に区民に対してブラックボックスもいいところだなと私は怒りを持っています。

それで、区は、区画整理後に手にする土地のうち8,300㎡を新庁舎建設候補地にしているわけですが、その土地には、地下にりんかい線が走り、建築面積が半分以下になりますと、区は基本構想の策定委員会の場で答弁しています。私は思ったのですが、むしろもともとこの駅近区有地に、そのまま新庁舎を建てたほうが、建築面積もとれまして、また、さらに駅前に近い庁舎となり、もちろん建て替え時の二度移転問題も解決できますし、これ、一石三鳥なのではないかなと。

伺いたいと思うのですが、駅前一等地をそのまま生かして、区有地や新庁舎の建設地に充てる

という検討は、一度でもされたのでしょうか。それとも、一度もされなかったのでしょうか。いかがでしょうか。

○多並都市開発課長 広町地区のまちづくりにつきましては、これまで大きな権利者でありますＪＲ東日本とも協働でまちづくりについて検討してきたところでございます。区といたしましても、まちづくり方針ということで、昨年度、大井町駅周辺地域まちづくり方針という形で示させていただき、この中でも合理的な、この大井町の中で、にぎわい、また複合的な土地利用が定められる地区ということで考え方を示させていただいたところです。この内容につきまして、今回の配分計画、また、今後の土地利用についての考え方を示させていただいて、新庁舎の位置についても、この中で今、ご検討いただいているかと思います。

検討したことがあるかというご質問ですけれども、これにつきましては、様々ないろいろな角度から以前から検討してきて、一番いい最適な方法ということで現在に至っているという考えでございます。

○安藤委員 ちょっとはっきりお答えしていただきたいのですけれども、検討したのかどうか、何か今の答弁だと、したということだと思いますけれども、それでいいのか。その中で最適なものが今載っていますと、私は最適ではないのではないかと思いますのですけれども、もう一度、そこら辺をはっきりお答えください。

○多並都市開発課長 今のご質問でいいますと、要するに、今のままの土地の利用でいいのかというご質問かと思います。このままで行うとどうなるかというのは、もちろん考えている考え方の１つでございます。まちづくりを行わなかった場合、行った場合ということで、今回は、大井町の広町地区の土地利用により合った形で検討していくということで現在に至っているところでございます。

そういう意味では、今のお示しさせていただいているものが、この広町の駅前の複合的な拠点、または、しながわ中央公園との連携を図った防災性など、庁舎敷地も含めた土地利用ということで、最適な方法と考えているところでございます。

○安藤委員 今のままでどうなのかということも検討したということだというふうに捉えましたけれども、私は、やっぱり庁舎は区民の財産なわけですから、なぜそういうことを密室で、何も知らせずに、最後に案、この案しかないと出すのですか。そうしたことも含めて区民に出してください。それで、その案も含めて、区民からの意見を聞いて、その結果、「ああ、Ｄ案、いいね」となったら、それは民主主義ですから、そういう選択肢もあるでしょうけれども、そういう案も示さずに、全く密室でされていて、「はい、Ｄ案しかない」というのは、私は、これは区民、地権者をあまりにもないがしろにしているのではないかと思います。ぜひこれは検討を一旦中止していただきたい。そして、区民にそうした案も含めて提示していただき、検討していただきたいというふうに思います。

最後は羽田です。第４回固定化回避検討会について伺います。

１２の飛行方式から２つが選定されました。９月２２日の建設委員会にも報告がありまして、追及されましたけれども、冒頭、区は、固定化回避検討会について、本格運用が開始された羽田新経路について、見直し可能な方策がないかという観点から検討を行っていくことを目的とし、昨年６月に設置されたと説明されていますけれども、伺いますけれども、ちょっと思ったのですけれども、裏を返せば、本格運用が開始されたばかりなのに、すぐ見直しの検討が必要になったと、これ、この固定化回避検討会の設置自体が、新ルートという事業がいかにずさんで欠陥があるものであるかを自ら証明するものだと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○鈴木都市計画課長 固定化回避検討会についてのご質問でございますが、区は、本格運用開始決定

以前から、羽田新飛行ルートについては、国の事業、国の責任において決定し進められていくべきものというスタンスでございます。

ただ、この新ルート、時間をかけて国は検討してまいったわけでございますが、これが5年、10年、今後、固定化することがないように、継続して、管制技術ですとか、飛行の運用ですとか、そうした様々な諸条件を取り入れて、継続し、固定化することがないように検討していただきたいというところを強く要望し、実現してきて、今、検討が進められているものでございます。したがって、決して矛盾するものではないというふうに理解してございます。

○安藤委員 本格運用が昨年3月29日です。第1回固定化回避検討会の開催は6月30日、運用開始後僅か3か月で、この推進した当事者が、とにもかくにも見直しを口にせざるを得なくなると、これは住民世論の反映だと思えますけれども、これは前代未聞の欠陥計画、住民にとっていかに悪い影響がある計画であるかを国自らが認めたものにほかならないのではないですか。いかがでしょうか。

○鈴木都市計画課長 繰り返しになりますが、管制技術ですとか、新たな飛行方式等々を踏まえて、継続し検討していくと。その結果、少しでも騒音環境軽減につながるような見直しが図られるのであれば、これは区としてはしっかり求めて、それを行うのは国の責任においてしっかり行っていくべきだというふうな理解でございます。

○安藤委員 国も欠陥計画だということを事実上認めているわけですから、区は、即時中止して、この新ルートを海上ルートに戻すことを品川区から国に求めるべきだと思います。よろしくお願いします。

○渡部委員長 次に、藤原委員。

○藤原委員 341ページ、公衆便所について、まずお伺いしますが、この数を教えてください。それと、正式には「公衆便所」ですよね。でも、普通の会話の中で、もう皆さん、「公衆トイレ」と言うと思うのです。だから、もう「便所」と言うのをどうにかならないですか。そして、335ページ、公園・児童遊園維持管理費で、品川区内に品川区が所有している樹木はどのぐらいあるのでしょうか。317ページ、道路安全施設費ですけれども、オレンジ色のカーブミラーは品川区内にどのぐらいあるのでしょうか。次に、343ページ、これ、耐震なのですけれども、品川シェルターについてお伺いします。令和2年度の実績を教えてください。349ページ、区営住宅・区民住宅、この間の10月7日の地震のときにエレベーターは止まったのでしょうか。そのときの課題とか、もし止まったのであるならば、対策について教えてください。次は331ページ、不燃化10年プロジェクトですけれども、令和2年の実績とか課題についてお伺いさせてください。あと、315ページ、交通安全なのですけれども、これ、歳入のときに伺いました。交通安全対策特別交付金が増えたというので、取締りというお話がちょっと出たと思うのですが、その辺をもうちょっと具体的に説明してください。次が325ページ、これは浸水対策事業、私が毎回伺っているのですけれども、西大井五丁目から地域の浸水という意味で東京都がしてくださっている施策だと思うのですけれども、これは何年度に完成して、予算は最終的にどのぐらいついたのか、まだ決まっていないのですけれども、どのぐらいかかっているのか教えてください。それと最後に、関連して、329ページ、都市開発なのですけれども、上位計画にマスタープランがあると思うのですけれども、新しいマスタープランがこれからだんだんできくと思うのですけれども、1回区切りとして、前回つくったマスタープラン、これはつくられた方たちの思いなのか、ちゃんと計画どおりにいっているか、1回検証しないといけないと思うのですけれども、その辺についてはいかがでしょうか。

○高梨公園課長 私からは、公衆便所と樹木についてお答えをさせていただきます。

まず、公衆便所の数でございますけれども、区では36か所の公衆便所を管理しているところでございます。

名称につきましては、地域の方の中では、いまだにやはり「何々公衆便所」というような呼び方をされる方も多くいらっしゃいます。また、当然「トイレ」というふうな呼び方をされる方もいらっしゃいますので、こちらについては臨機応変に会話の中では対応しているところでございます。統一的な名称については、今後、検討していきたいと考えているところでございます。

区で管理している樹木の本数についてでございますけれども、公園・児童遊園内の管理樹木数ということでお答えさせていただきますと、高木で約1万4,000本、中木で約2万本の樹木を管理しているところでございます。

○溝口道路課長 私からは、区内の交差点等にあります品川区が管理しておりますカーブミラーの設置本数についてお答えさせていただきます。

今年度の4月1日現在でございますが、区内、2,197か所にカーブミラーを設置しているところでございます。

○長尾建築課長 品川シェルターについてのお問合せですが、令和2年度の実績としましては、0件という結果になっております。

○竹田住宅課長 先日の地震による区営住宅・区民住宅の被害でございますが、区営住宅では、2か所においてエレベーターが停止しましたが、翌日に復旧しております。それから、区民住宅におきましては、4住宅におきまして、やはりエレベーターが止まりまして、翌日には復旧しているところでございます。

○森木密整備推進課長 私からは、不燃化10年プロジェクトの実績と課題についてお答えしたいと思います。

実績につきましては、除却の助成が183件、移転の助成が184件、建築の助成が163件、どれも過去最高の助成件数になってございます。

課題といたしましては、3地区、今年度から新たに追加しておりますけれども、そういったところを含めまして、しっかりと周知・啓発は必要だというふうに感じております。

○川口交通安全担当課長 令和2年におけます区内の交通違反の取締り件数でございます。こちらは2万5,712件で、昨年比プラス765件ですけれども、主な違反の内容といたしまして、委員からも日頃お話しいただいています横断歩行者妨害の違反、これにつきましては757件で、昨年比プラス276件、ほかにも一時不停止違反の3,545件、昨年比プラス699件など、交通事故防止に資する取締りが行われているところでございます。

○栗原河川下水道課長 私からは、西大井五丁目付近で実施している下水道工事についてお答えいたします。

当該地域で行われています下水道工事でございますが、地域の浸水被害を軽減するために必要となります下水道管の整備を東京都下水道局が実施しているものでございます。

本工事につきましては、平成24年に着手いたしましたが、地中埋設物などの影響でルートの見直しなどを行いまして、平成29年に工事を再開し、現在の進捗でございますが、延長約300m、直径1mの下水道管や、維持管理のためのマンホールなどは完成いたしまして、現在は工事の作業ヤードとして使用しております大田区内の公園の復旧工事を実施しているところで、今年度には工事が完了する見込みと聞いております。

また、工事費につきましては、東京都下水道局から約30億円と聞いているところでございます。

○鈴木都市計画課長 マスタープランについてのお尋ねでございます。まさにまちづくりマスタープラン、品川区のまちづくりの最上位計画というところで、平成25年2月に策定し、計画期間としましては20年間を定め、今回、今年、来年度で中間の見直し改定を今行っているところでございます。

マスタープラン自体は、土地利用あるいは都市構造、あるいは防災、景観等々、分野別と、それから品川区内を5地域に分けて、目指すべき目標を掲げて取り組んできているところでございます。ご指摘いただいた検証を今まに行っているというところで、それから社会経済の変化ですとか、乖離がないかとか、そうしたところをしっかりと今検証して、改定に向けての作業を行っているというところでございます。

○竹田住宅課長 すみません、答弁漏れがございました。地震があった場合の被害の課題でございますが、エレベーターが止まった場合、あるいはガスが止まった場合は、いかに早く復旧させるかが課題でございます。

対策としましては、指定管理者で既にある緊急対応マニュアルの再度の徹底と、業務時間外でも迅速かつ適切な行動がとれるように、再度徹底していくということが今後の対策でございます。

○藤原委員 まず、品川シェルターですが、ゼロ件と。そして、昔は、この予算書とか決算書に品川シェルターという項目が出ていたではないですか。でも、もうなくなってしまった。だから、もうこの事業、ゼロなのだから、実質0円でできる施策なのに、もうやらなくなってしまっている方が多いのはなくてやらないのですから、もうこの施策は考えたほうがいいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

住宅課長、地震対策、よろしくお願いします。課題と対策があると思うのでお願いします。

それと、不燃化10年プロジェクトなのですけれども、今まで行政は、個人の資産にお金は出さなかったですね、助成というか、補助しなかった。ここは大体700万円ぐらい出るではないですか。そのほかに固定資産税とかも減免があるわけですから、あえて伺いますが、自分の施策に惚れて仕事はしないといけないと思うのですけれども、課長がもしこの地域に住んでいたら、条件が合えば、この施策を使ってやりますか、やりませんか、教えてください。

それと、公園、便所なののですけれども、何を伺いたかったかという、便所の名称もいずれ考えていただきたいのですけれども、男性が利用しているところだと、公園とかで使用すると、何かすぐ後ろから見られてしまっているのかなという思いがするときがあるのですけれども、設計上、その辺は問題ないのですかということと、あと、この決算書を見ても、緑、緑と言葉がいっぱい出てきますよね。その中で、前は公園課に樹木医がいらっしゃったのですけれども、これだけ数多く樹木があるのに、多分今はいらっしゃらないと思うのですけれども、その辺について、いらっしゃらなくていいのかなという思いがあります。

それと、樹木においてなのですが、よく言われているのは、隣接のところに枝がいつってしまった場合、勝手に切ることはできないということがあるのですけれども、根はいいというようなことは聞いたことがあるのですが、その辺について、これは土木管理課かな、教えていただければ幸いです。

あと、交通安全なののですけれども、やっぱり取締りが大切なので、その辺について、またよろしくお願いします。

あと、カーブミラー、止まらないと、カーブミラーの威力はないと思うのです。それで、これだけカーブミラーの数があるのですけれども、全然違う方向を見てしまっているカーブミラーもあるのです。

そこを確認してくださいということと、それと、4つの角、4つ角というのでしょうか、どちらかが止まれで、どちらかが優先的な道路になってしまっているではないですか。あれ、道路交通法とかいろいろあると思うのだけれども、区民とか小さいお子さんとか、交通安全を守ることだから、それが大前提なのだから、法律があるというよりも、それを守るという意味で、もう4面「止まれ」にするのが、もう時宜にかなっていると思う。止まってミラーを見るという形にして安全対策を高度にしていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○長尾建築課長 品川シェルターにつきまして、令和2年度の実績としては0件という結果になっております。一方で、耐震化支援事業の中で、木造住宅の建て替えに関わるような除却助成などは、令和2年度につきましても160件の申請をいただいております。木造住宅の耐震化につきましては、費用もかかりますし、耐震化をする間の期間の転居といったところもございます。そういったところをご負担とされている方向けに、高齢者の方等にシェルターを準備しておりますので、そちらの耐震化支援事業と併せて、シェルターのほうも引き続き行ってまいりたいと考えております。

○森木密整備推進課長 不燃化10年プロジェクトの助成につきましては、全国で様々な災害が起きている中で、しっかりと不燃化を進めていかなければいけないということで、行政からも助成をしているというところでございます。

仮に区内に私の建物があるとすれば、率先して使いたいというふうに考えております。

○高梨公園課長 まず、便所の構造についてでございますけれども、男性便所が見られているような、外から見られるような構造の部分があるといったところでございますが、現在、改修や改築をしている公衆便所につきましては、しっかりと外からの視点に配慮したような構造となっておりますが、一部古いものについては、そういったものが見られたために、現在は修繕等で外から見られないような衝立の設置等を対応しているところでございます。

2点目、緑の樹木医の配置についてでございますけれども、職員は人事異動等でどうしても異動してしまわなければいけない事情がございますけれども、品川区技術会議では、こういった資格を持ったり詳しい人間について、マイスター認定を行っておりまして、樹木医の職員についても、樹木医としてマイスターの認定をしております。これはほかの部署に異動したとしても、また、そのマイスターにいろいろ相談をすることができるといったところで、技術会議として認定をしているものでございますし、また、公園課におきましても、長く緑化事務に従事している樹木に詳しい職員もいますので、そういったところに対応しているところでございます。

○稲田土木管理課長 根っこが隣の土地に回った場合というような話でございますが、民法上は隣地の竹木の根が境界線を越えるときは、隣地所有者自らがその根を切り取ることができるというふうになっていますが、区の道路や公園の樹木で、過去の事例は、区は、そういう支障があれば、そういう根は区のほうで切って対応しているというところでございます。民地同士でございまして、いろいろと隣地同士ですから話し合いをしながらやっていただければと思います。

○溝口道路課長 カーブミラーの件でございます。やはりまずは日常、今設置しているものの日常管理、適正に利用できるように、見てもらえるように使える、そういったものが大切だと思います。それについては引き続き行っていきたいと思っておりますし、委員ご指摘の一時停止の関係でございますが、警察の関係もありますので、道路管理者、警察を含めて、しっかりと交通安全対策に向けて取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

○藤原委員 道路管理者なのですけれども、やっぱり区民、特に小さいお子さんの生命を守るという

意味では、もうそろそろ両面止めると、これでやっていっていただきたいと思います。

○渡部委員長　次に、田中委員。

○田中委員　３３３ページ、都市開発費、３４３ページ、水とみどりの基本計画・行動計画改定経費、３４５ページ、コンクリートブロック塀等安全化支援事業、３４９ページ、居住支援事業について伺います。

まず、武蔵小山駅周辺再開発について伺います。

２０１９年の決算特別委員会で、武蔵小山の再開発を例に、再開発などのまちづくりでは、子どもが遊べる公園・広場をつくるよう求めていました。都市開発課長は、市街地再開発事業は、地域の状況を調査しながら、課題等を解決しながらやってきている。子どもの遊び場が必要とあれば、公園をつくったり、広場をつくったりして、子どもへの対応も考えているとご答弁されました。しかし、市街地再開発事業の武蔵小山駅前に再開発でできた品川区立コヤマサンスクエアは、小さい子どもが過ごせる公園とはいえないづくりです。区へ問合せたところ、再開発組合が施工した公園とのことでした。認可保育所の園庭保有率が低い品川区であり、荏原地区は特に公園不足で保育園などから公園の新設が求められている地域です。答弁にあった市街地再開発事業の武蔵小山駅前開発の地域状況調査は、誰がどのように行ったのでしょうか。そして、地域の課題解決につながったと区はお考えでしょうか。伺います。

市街地再開発事業に品川区は補助金を出しています。施工者である再開発組合に、区は公園不足の課題を伝え、子どもも過ごせる公園の設置を要望したのか。要望方法についても併せて伺います。

これまで生活者ネットワークは、公園新設のための計画を作成すべきと求めてきました。今回の事例を踏まえて、改めて計画策定を求めますが、見解を伺います。

以上４つ、お答えください。

○多並都市開発課長　今の２０１９年の決算特別委員会のところですが、これにつきましては、武蔵小山駅周辺の街並み誘導指針を定める際のご意見かと思います。こちらの誘導指針につきましては、今後の武蔵小山駅、特に小山三丁目第１地区、第２地区、また、にぎわい軸地区ということで、いわゆる商店街のところの今後のまちづくりについて定める内容となっているところがございます。この中でも今の委員のご質問にあったような形で、今後の公園緑地の考え方ということでありました。

区といたしましても、この内容につきましては、それ以外にも地域の方にもいろいろご意見をいただきまして、説明会であったり、またアンケートをいただいたりして定めたという経緯がございます。現在進めているこの再開発計画につきましても、ご意見を踏まえながら広場の計画を考えてございますので、これにつきましては、今後いろいろ幅広く、いろいろご意見をお伺いしながら、具体的な設えについては決定していくものと考えています。

今のもう１つのご質問のあった公園、サンスクエアにつきましては、駅前通り地区ということで、駅に近いほうの建物が完成した再開発の件かと思います。

こちらの件につきましては、ここのコンセプトとしては、まちづくりビジョンの中で林試の森と、この地区との環境軸をつないで進めていくということで、広場計画または環境ということ考えています。

また、ここの地区の最大の課題であります防災性の向上と併せて、快適な住環境の整備、または憩いの場を整備するというところで、そういう考え方でこの整備を進めたものでございます。

現地につきましても、かまどベンチがあるような、要するに、ふだんはベンチなのですが、災害時にかまどで使えるようなベンチが設置してあったり、また、民地の中にマンホールトイレが設置してあるなど、非常に防災性に寄与した形で整備したいということで、地域の方がいろいろご質問しなが

ら進めているところでございます。

調査につきましても、今のように、再開発を進める際は、地域の皆さんで考えていただきながら、この町はどうしたらいいかと考えていただいて、調査をしながら組合の中で検討していただいた現時点の考え方で整備まで進んでいるという考えでございます。

また、今後の進め方でございますが、今ご意見をいただきましたように、今後のまちづくりを進める上で、やはり住環境の整備は非常に重要なところでございますので、こちらは、地域の方、よく皆さんと話し合いながら具体的な考え方を整理していきたいという考え方で進めていきたいと思っているところでございます。

○田中委員 誰が調査したかなどが明確に答えられていませんでしたが、もういいです。ただ、課題として、品川区は公園不足がありますので、小さい子が利用できる公園をきちんとつくっていただきたいと思います。また、この公園については、公園の新設計画の作成は強く求めたいと思います。計画を伺います。

小山三丁目の再開発について伺います。

現在、小山三丁目再開発第1、2地区、市街地再開発準備組合が都市計画決定に進めるよう準備をしています。区には、品川区市街地再開発事業等補助金交付要綱があり、準備組合も対象となっていますが、小山三丁目の準備組合にも、区の補助金は発生しているのか、していないのか、端的にお答えください。

併せて、過去に準備組合へ区の補助金が発生した再開発があればお知らせください。

そして、9月21日の建設委員会で、小山三丁目再開発に関する請願審査がありました。その際に区は、準備組合へ指導、助言を行っているのと度々説明をしていましたが、そもそも区の指導、助言はどれほどの強制力があるのでしょうか。また、区の指導、助言後に改善がされたかを区はどのように確認しているのか伺います。

そして、準備組合による説明会では、感染症を理由に事前予約が必要で、入り口では行政に議事録を求められたときのために必要として、個人情報の取扱いにサインを求められました。これまで再開発の説明会でそのようなことを求められたことはありません。区として、参加者の名前がある議事録を求めたのでしょうか、伺います。

また、請願審査では、委員から、今の段階で再開発をやめることはできるのかという趣旨の質問がありました。その際に区は、それに明確に答えませんでした。準備組合の段階では計画変更は十分可能だと生活者ネットワークは考えますが、区の見解を明確にお知らせください。

○多並都市開発課長 まず、再開発の補助金の関係かと思います。今、交付要綱という形で区で要綱を持っております。これについては、今委員からご案内がありましたように、組合だけではなくて、準備組合も対象としているところであります。

ただし、ここの武蔵小山の小山三丁目第1地区、第2地区につきましては、補助をしてございません。お話がありましたけれども、近年の事例も確認しましたが、再開発準備組合の段階から補助している案件はございません。これにつきましては、やはり事業をこれから進めていく中で、組合を設立した後、しっかりその事業計画が定まって、その中で補助をしていくということで、そういう考え方で補助をしているものでございます。

また、もう1つの指導、助言という形、準備組合に対する指導、助言というお話かと思いますが、これも、これにつきましては、法的な根拠はありません。ただし、その事業を進めている段階で、区として

都市計画の案という形で、皆さんでお考えいただいて、区に提案いただくということになりますので、それに向けて合意がどれぐらいとれているか、また、皆さんでお話し合いいただいて、合意の中でできた都市計画の案であるかということで、そういう点を確認する点でも、その過程の中で、指導、助言という形でアドバイスしながら進めているということでございます。

確認につきましても、そういうステップ、ステップで、1個1個確認しながら、皆さんがどういうお話し合いをしているかということを確認しているところでございます。

あと、個人情報というお話でしたけれども、これにつきましては、この地区は区と都が共同でこれから説明会をやりますけれども、その前のお話かと思えますけれども、恐らく事業者説明会といいまして、準備組合が開催する説明会だと思います。これにつきましては、その準備組合の中での取扱いということで、個人情報の取扱いということでされたのではないかと思います。

あと、再開発を今後やる中で、進め方ということでございますけれども、今お話ししたように、今回の小山三丁目第1地区と、第2地区につきましては、区に都市計画の案は提案いただいている段階です。この提案いただく際には、組合の中で必ず皆さんの総会の中で決めていただくというステップを踏んでございます。小山三丁目第1地区につきましても、9割を超える方の賛成があって、総会として適切に区に提案があったもの、また、小山三丁目第2地区につきましては、参加する方の100%の合意で提案していただいているというところで、このような地域の方が検討した成果を、区としては受け止めさせていただいて、それを実現するために手続をしていく、そういう考え方で今進めているものでございます。

○高梨公園課長 私からは、区全域の公園の整備の計画についてお答えをさせていただきます。

こちらにつきましては、現在策定を進めております品川区水とみどりの基本計画・行動計画の中で、その素案の中に、木密地域への防災広場の設置であるとか、公園を持たない町会内へ優先的に公園を整備していく等の都市公園の整備方針という形で、素案の中に盛り込みを現在している状況でございます。

○田中委員 公園については、計画の中に盛り込んでいただいていることは知っています。ですけれども、きちんと具体的な計画を立ててください。

そして、小山三丁目についてです。まず、個人情報の議事録について、区は求めているということでした。しかし、求めていることを準備組合が想定してやってしまったということでしょうか。参加者からすると、区に不信感を抱く不適切なことであり、改善させるべきと考えますが、見解を伺います。

また、現段階で計画変更は可能だと思います。現在、群馬県高崎駅と川崎市鷺沼駅前の再開発準備組合は、感染症の影響から再開発計画を一時凍結、延期にしました。そして国交省の都市局市街地整備課にも確認をしましたが、準備組合は任意団体であり、先ほど説明があったとおり、法的な位置づけはありません。ただ、まだ都市計画に進んでいない状態のため、計画変更は十分可能です。建設委員会の中できちんと説明がされなかったのはとても不適切だと考えます。

また、区は、まちづくりマスタープランで、まちづくりの事業者やNPO、区民の役割について、合意形成や調和の重要性、つまり、相互理解を求めています。が、残念ながら、現在、その状況には至っていません。区が目指すまちづくりの基本的考え方からもずれている現状にある小山三丁目の計画は、地域住民の周知が進むまでは、区として都市計画に進めさせない、認可しない選択をするのは可能であり、すべきと考えますが、改めて区の見解を伺います。

そして、請願の議論の中で、準備組合の総会では、先ほどもありましたが、9割の賛成があったというやり取りがありました。準備組合は、権利者でなければ入れないといった誤った認識が地域で広がっ

ていたり、任意団体で法的な位置づけがない準備組合が、市街地再開発組合、通称、本組合のように、都市再開発法の第20条のマンション1棟1名というカウントを準備組合の規定でつくっているところに関しても、区としては課題と捉え改善すべきと考えます。区は、準備組合の規定を確認しています。地域住民が準備組合に参加しやすい、意見を言いやすい柔軟な規定となるように、準備組合に対して助言、指導して促すことが区の役割だと考えますが、見解を伺います。

○多並都市開発課長 まず、個人情報、準備組合の段階で、説明会の個人情報の、サインがあったという話ですけれども、これにつきましては、今、委員からご紹介がありましたように、準備組合は任意の民間の団体ですので、その中で決める取決めの中で扱っているということで、区としては、そのような、要するに、いろいろな個人情報が入る情報もございますので、ご意見だとか、いろいろな配慮すべき事項があるということで、判断で行っているものと考えているものでございます。

あと、計画変更が可能ということでございますが、これにつきましては、先ほどの繰り返しになりますが、地域の方が、本当に多くの方が考えて取りまとめた、また、総会の中でも皆さんで決議していただいた計画です。区としましては、そういう計画を実現するために進めていくということですので、変更するというよりは、進めていきたいということで、地域の意見を受け止める立場として進めていくものであります。

また、規定のお話がありましたけれども、マンションなどの土地については1名となる、これは法律にももちろん、今ご紹介いただきましたように、法令で決まっている内容です。準備組合のその前の段階からということでもありますけれども、準備組合の目的としましては、再開発を進める際の組合設立に向けて、それが実現可能かどうかということが1つの大きなところですね。それを受けて、法令に準じた形で規定を設け、その中で合意形成をしていただいているところでもありますので、区としましては、適切な方法で進めていただいているというふうに認識しているところでございます。

○田中委員 国交省にも確認をしましたが、準備組合はまちづくりを進める人だけが集まる組合ではなくて、いろいろな方が集まっていい組合なのです。まちづくりには、準備組合に参加できていない地域住民への理解も重要だと考えます。そして、区がマスタープランでも連携を図る役割を担っていることを書いていますし、地域住民の理解が進んでいない中で、今、認可はすべきでないと思います。国交省もまちづくりの前提である相互理解が重要としています。区としてまだ調整ができていないという認識を持ち、認可をすべきではないです。

規定に関しても同様で、地域住民の理解が進む中身でなければ、区として準備組合に注意して改善を図るよう助言すべきです。準備組合は、権利者以外の人も入れることは、先ほども言いましたが大前提でありまして、そうでないなら改善を促すべきです。見解を伺います。

そして、法律上の定めがない任意の準備組合の問題は、区内の再開発で多発しています。大崎駅の再開発で起きた事例では、準備組合が本組合と同様の運営を行い、再開発後も居住が可能と住民と約束をして、本組合にすることの合意を住民に取り付けました。しかし、いざ準備組合から本組合になったときには、準備組合での約束については拘束しない、つまり、反故にしたということです。地域住民は、準備組合と本組合の違いが分からず、結果的に騙されてしまったという事例です。この大崎の事例について、いくら法的に問題がないとしても、準備組合の姿勢には重大な問題があると考えます。

今後、大崎駅の準備組合のようなことが起きないように、そして現在、小山三丁目で起きている地域住民に寄り添う姿勢が見えない準備組合の運営が、今後は広がらない、起こらないように、区として準備組合への対策やルールを定める必要があると考えますが、見解を伺います。

そして、これから区内のどこかでまちづくりの検討が始まるときには、地域住民が積極的、主体的に参加できるよう、これはマスタープランに書いてあります。遅くとも準備組合ができたときには、区として地域住民に準備組合に関わるよう広く周知し、参加を募る支援をすること、そのときには準備組合は任意団体であることを知らせるべきと考えますが、見解を伺います。

○多並都市開発課長 今のご質問ですけれども、基本的なまちづくりというものの考え方ですが、やはり地域の方がご自分で土地を持っている、建物を持っている、それが1人の方ではなかなかできないことが、2人ではできる、それが複数でできるということで、それが地区の方が集まってできるということで、皆さんで検討していただいたものであります。その中で、やはり土地建物を持っている方が、その活用をどうしていくかということを皆さんで話し合っただけで決めていただくということがまず第一であり、それについては、都市再開発法の中でも規定しており、その中で現在も土地建物の所有者、借地の方々、土地建物所有の方が集まっていたら、今後の計画を立てていくということで進めていただいています。

また、その内容につきましては、地域のニュースであったり、または、まとまった段階で、先ほどご紹介していただいた事業者説明会であったり、いろいろな形で地域の方にご説明してプランをまとめていくということで、段階を踏んでやっているとございますので、今ご質問いただいた全体的な考え方としては、区としても、しっかりそういうステップを踏んで、適切な進め方でやっているということで今後も進めていくべきだというふうに考えているところでございます。

○田中委員 先ほども言いましたけれども、準備組合は、本来、土地を持っている、建物を持っている人だけではなく、そうではない地域住民の方も入れることが大前提です。まちづくりとしての大前提なので、ぜひ区として、準備組合にきちんと規定を、ルールをつくっていただきたいと思います。要望します。

○渡部委員長 次に、木村委員。

○木村委員 私は、315ページの中ほどにあります駅周辺等放置自転車対策事業、4億6,975万円余からの質問ですけれども、毎年、巨額の予算を組んで行っているこの事業ですけれども、一向に減らない路上の放置自転車の事業です。年間、この返却台数により1億1,138万円余が戻ってくることになりますけれども、それでも差し引きしますと約3億6,000万円余もの費用がかかっていることになります。この費用の削減方法は、区民の皆さんに協力していただかないと解決策はありません。ここ数年、放置自転車の増減がどのように推移をしているのでしょうか。お聞かせください。

○川口交通安全担当課長 自転車の撤去の関係についてのご質問でございます。確かに自転車につきましては、ここ数年、全般的には徐々に下がっている部分ではございますけれども、いまだに駅周辺等の、それぞれの駅につきましては、例えば武蔵小山でありますとか、大井町等の駅については、比較的まだ多いという状況がございます。

区といたしましては、それぞれの放置自転車対策、引き続き重点に沿って実施をしていきたいというふうに考えているところでございます。

○木村委員 努力はしていただきたいと思いますが、なかなか、これはあくまでも目標はゼロということになるわけですが、先が見えない目標ですから、ゼロに近づくためには、区民の皆様には、行政側としてどのようにお願いをするのでしょうか。どのような規則をつくればやっていただけるのかお聞かせください。

○川口交通安全担当課長 区民に対する放置自転車防止のための周知の部分でございますけれども、

こちらにつきましては、10月に実施をする駅前放置自転車クリーンキャンペーンにおきまして、広報しながわにもしっかりと書かせていただいているとともに、また、今はコロナ禍の影響で、なかなか街頭でのキャンペーンは実施できないのですけれども、それを補完するためにも、SNS、区の公式ツイッターなどで、放置自転車防止の周知等を図ってまいりたいというふうに考えております。

○木村委員 よろしくお伺いいたします。次に、321ページにあります無電柱化推進事業についてお伺いいたします。

近年では、震災や、また大型台風により倒壊した電柱が、避難や救急活動の妨げになっていることなど、さらなる無電柱化の推進が求められていますが、これまでも品川区では、商店街電線類地中化事業をはじめ、都市計画道路事業や、市街地再開発事業などの様々な機会を捉えながら、道路の無電柱化に取り組んできたことは評価をしていきたいと思います。

そこで、今後も引き続き無電柱化を推進していく必要があると思いますけれども、区の今後の取組についてお伺いいたします。

○溝口道路課長 無電柱化は、委員ご指摘のとおり、無電柱化を進めることについては、電線、電柱が道路上からなくなることで、防災性の向上ですとか、安全で円滑な交通の確保、また、良好な都市景観の形成につながっている重要な事業というふうに考えているところでございます。

そこで計画的に、そして効果的に推進していくために、令和2年5月に、区として無電柱化推進計画を策定いたしまして、緊急性が高く、特に効果の大きい4路線の着手に向けた準備を今現在進めているところでございます。

さらに今年度につきましては、より早期に事業の着手が見込める2路線の設計も併せて進めているところでございます。

今後も引き続き、この計画に基づきまして、無電柱化を推進していきたい、そのように考えているものでございます。

○木村委員 ぜひ頑張っていただきたいと思いますが、無電柱化推進計画に基づくこの事業については、着実に進めていただきたいと思います。

一方で、無電柱化を進めていくためには、多額の費用や工事期間が大変長いといった課題もあるかと思います。そこで、事業を始めるに当たり、この課題についてどのように対応していくおつもりなのでしょうか。区のお考えをお聞かせください。

○溝口道路課長 計画に基づいてしっかり事業を進めていきたいところではございますが、現在、国土交通省では、コストの2割削減、または事業期間の半減、そういったところの検討が進められているところでございます。事業実施に当たりましては、国または東京都の取組状況、または、補助制度の充実等も行われておりますので、そういったところの動向を捉えながら、無電柱化の着実な実現に向けて今後も引き続き取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

○木村委員 少しでも早く道路上から電柱がなくなり、安全で良好な都市景観の実現に向けて、ぜひ無電柱化を進めていただきたいと思います。

次の質問に移りますけれども、次に、決算書323ページ、水辺利活用事業の舟運通勤等社会実験実施についてお伺いいたします。

品川区は、目黒川や京浜運河、そして天王洲運河など、豊かな水辺空間を有しており、観光の活性化、来訪者の増加といったにぎわいを生み出す貴重な資源でもあります。水辺のにぎわいを生むためには、船着場や水辺広場といった拠点となる施設の整備と併せて、河川や運河を利用した船による移動手段を

充実することで、新たなまちのにぎわいを生み出すことができると思います。

お聞きいたしますけれども、舟運通勤社会実験の内容をお聞かせください。

○栗原河川下水道課長 舟運通勤社会実験の内容でございますが、舟運が身近な観光や交通手段として定着するとともに、水辺のにぎわいを創出する取組の一環といたしまして、東京都と連携して、通勤手段としての舟運活用の有効性を検証するものでございます。

社会実験では、五反田船着場と、東品川二丁目船着場を結ぶルートを品川区が、また、東品川二丁目船着場から都心へのルートにつきましては東京都が提供して実施するものです。

令和２年度につきましては、オリンピック・パラリンピックの期間中に実施する予定で舟運事業者等と調整を進めてまいりましたが、オリンピック・パラリンピックの延期、また、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点で、不要不急の外出や移動の自粛が求められている中で実施することは、社会実験の目的と整合がとれないことから、東京都と調整の上、延期いたしました。また、今年度につきましても、オリンピック・パラリンピック期間中での実施に向けて準備を進めてきたところでございますが、コロナの状況が収束しないことから、東京都と協議の結果、再び延期することとしたところでございます。

新たな実施日程につきましては、現時点で未定でございますが、実施に向けて引き続き舟運事業者や東京都と調整を続けてまいります。

○木村委員 新型コロナウイルスの感染拡大防止に向けて、人流を抑制するという観点から延期となったことあるかと思いますが、昨今の状況から仕方がないと思いますけれども、コロナの収束と合わせて、ぜひ社会実験の実施に向けて検討を進めていただきたいと思います。

また、社会実験の結果をどのように航路の実現につなげていくのでしょうか。最後にお答えください。

○栗原河川下水道課長 社会実験では、利用者へのアンケートを実施する予定でございまして、その結果などを踏まえまして、東京都や舟運事業者の皆様とともに、採算性や運航方法といった航路の実現に必要な検討を進めてまいりたいと考えているところでございます。

○渡部委員長 次に、松本委員。

○松本委員 本日は、３１５ページ、交通安全啓発費について、３３７ページ、公園・児童遊園整備費について伺います。

まず、交通安全啓発費ですが、最近、区内でも電動キックボードに乗った方をよく見かけます。私も先日、今日の質疑のために、現在、実証実験中の株式会社L u u pのシェアリングサービスを利用しました。電動キックボードに実際に乗ってみました。この実証実験は皆さんご存じかもしれませんが、ヘルメットをかぶらなくてもいいということで、今、品川区を含めて幾つかの特別区でやられているのですけれども、品川区も入っているのですが、実はL u u pのポート自体はあまり品川区にはなくて、私も不動前のほうまで歩いて行って、それで借りて運転してみたというところなのですが、最初は慣れずにちょっと戸惑ったのですが、やっぱり快適なところもあるというふうに思います。一方で、６月には、大阪で電動キックボードによるひき逃げ事件が発生し、被害者は首の骨を骨折しているというような事故も起こっています。

快適な乗り物を多くの区民の皆さんに楽しんでいただくためには、やっぱり安全対策が欠かせないかというふうに思っています。現在の区としての電動キックボードに対する認識、区内の電動キックボードによる事故の発生件数、そして安全対策についてお答えください。お願いします。

○川口交通安全担当課長 電動キックボードについてのお尋ねでございます。確かに委員ご指摘のと

おり、今回の実証実験につきましては、特例措置により、車両を小型特殊自動車と定義をつけまして、ヘルメットの着用は任意としたところでございます。

また、区としましては、実証実験に関しては、今、L u p という会社が行っていましたが、そちらのほうから一定の情報等の提供を受けて、そういう実証実験が行われていることは把握をしていたところでございます。

当然、安全対策についても説明がございましたので、法令に準じた適用の範囲内でやっていくという中と、併せて、その実証実験には、いわゆる一定の要件で、例えば自転車通行帯等の通行もできますので、その辺のところの把握はしていたところでございます。

安全性の部分にいろいろあるのですけれども、その部分につきましては、警察の中でも今現在いろいろと広報活動、周知をしているところでございまして、また、区内のお尋ねもございました。こちらにつきましては、こちらのほうからの聞き取りではございますけれども、交通違反としての取扱いはありません。例えば、車両が免許が要るものと分らなかったとか、そういうような形での報告はないということです。物件事故、人の死傷を伴わない事故で軽微なものが1件あったというふうに把握しております。

○松本委員 確認ですけれども、事故では、今の物損というか、物件の事故が1件で、人損は特になんという理解でよろしいでしょうか。もう1回お願いします。

○川口交通安全担当課長 委員ご指摘のとおり、物件事故のみの1件でございます。

○松本委員 人損が出てないということで、まずはそこはよかったかなと思うのですけれども、一方で、今のお話もありましたけれども、いろいろ要件があるというところかと思います。ヘルメットは、今回の実証実験では任意なのですけれども、本来はかぶらないといけないということで、結構報道が、かぶらなくても大丈夫みたいな報道が先行してしまったがために、かぶらなくていいというふうに思っている人も結構いるように思いますし、あと、ナンバープレートとかもつけなくていいというふうにまだ思っている人がいるようで、これも報道でも、NHKでも記事になっていましたけれども、「ルールについてよく知りませんでした」と、警察から指導を受けた若者が答えているというふうな報道もありました。

あと、やっぱり問題なのが、これは原動機付でも問題になるのですけれども、自賠責の関係とかも、義務があるけれども、普通の車と違って車検があるわけではないので、なかなかその辺りがちゃんと入っていない人たちがいるというふうな問題もあると思います。この周知、警察と協力してというお話も先ほどあったかと思うのですけれども、やっぱりこの電動キックボード、結構見るように少しずつなっているんで、できれば区としても、ルールとかの周知をしていただきたいと思うのですが、まず1つは、広報しながらでの周知もあると思いますし、あと、やっぱりこれは若い人たちが使っているので、できればツイッターとかLINEの区のアカウンドでの広報をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○川口交通安全担当課長 電動キックボードの必要な免許やルールの周知につきましては、今、委員ご指摘のとおり、今、うちの担当でも、SNSによる各種交通安全に関する情報発信をやっているところでございますので、そちらのほうは実施を前向きに検討したいというふうに思っております。

○松本委員 あともう1点、松澤委員のほうからも、先ほど、いろいろなイベントというか、実際に企画しながらというお話もあったかと思うのですけれども、この電動キックボードについて言えば、それこそ先ほどのL u p などが渋谷で、これは別に区と組んでやったわけではないと思うのですけれど

も、「SHIBUYA SLOW STREAM」というようなイベントで、安全講習とか試乗会を行っているというところなんです。これは民間のほうも自分たちの安全対策はこれだけやっているのだというふうな広報にもなるし、一方で区としても、乗るときはこういうことを気をつけてくださいねというふうな広報にもつながると思いますので、この辺りは民間の事業者と組んで、試乗会、安全講習会も企画してはいかがかと思いますが、いかがでしょうか。

○川口交通安全担当課長 その辺の民間事業者との連携ですけれども、こちらにつきましては、今後の区内における電動キックボードの走行状況、あと普及状況、こちらのところを見ながら注視をしてみたいというふうに考えております。

○松本委員 新しい交通手段がいろいろあって、規制が拡大してしまうというのも、それはそれでちょっと利便性ももたないなというふうなところを思いますので、率先してやっていただければなと思います。

次に、公園・児童遊園整備費について伺います。

子供の森公園ですけれども、児童相談所の整備で工事が始まっているというところなんです。これについて陳情も上がっていて、周知のところが文教委員会などでも問題になったところなんですけれども、今後、そういうところでいうと、公園の隣接地で行われている下水道工事が終了した後に、その場所も含めて公園の再整備を行っていくというふうな話が出ているかと思うのですが、ここのところをもう一度、今の計画、あるいは規模とかをお願いできればと思います。

○高梨公園課長 今ご案内のありました子供の森公園でございますけれども、隣接地、下水道工事が終わった後に、その部分を公園として拡張する予定で、現在考えているところでございます。

スケジュールといたしましては、下水道の工事が令和6年度までかかる予定となっておりますので、それまでの間に、公園としては、基本計画であつたりとか、設計作業、当然その作業の中では、利用者であつたり、周辺の方々にご意見を伺う機会をつくりながら準備を進めてまいりたいというふうに考えております。下水道工事が終わった後、令和7年度以降に拡張した公園として再整備することを現在のところ考えているところでございます。

○松本委員 そこで、よく公園の整備、最近は公民連携というふうな話が出ているかと思います。まず、この公園自体ではなくて、全体的なお話でお伺いしたいのですけれども、一応今の区の公園条例を見ると、指定管理については特に定めがないので、やるのだったら、都市公園法第5条の管理の許可という形で公園の管理を民間にお願いしたりするということは可能なかと思いますが、実際のところ、今、民間にそういった公園の管理をお願いしている事例は、区内ではどの程度あるのでしょうか。

○高梨公園課長 今後の公園の管理のあり方につきましては、現在、他自治体等でも行われている民間活力を利用したところは、品川区におきましても前向きに検討していきたいというふうに考えているところでございます。

区内の管理の状況でございますけれども、区内の公園・児童遊園につきましては、基本的には民間委託という形で、全て清掃であつたり、日常の管理を行っているところでございます。

公園の規模におきましては、大きな公園、例えば、区役所の前のしながわ中央公園等大規模な公園につきましては、一括管理公園ということで、1つの会社に公園の常駐管理という形で、管理人が常駐する形で管理をしているという公園がございます。

○松本委員 民間の委託ということでやっていただいている、さらにより民間の発想と、さらに言ったら、これ、よくPFIとかも、もうけ主義みたいなことを言う人もいるのですけれども、実は市民の

方たちの意見を伺いながらやるという手法もかなり進んでいるというふう聞いています。よく Park-PFI が話題になって、本区議会でも、つる委員が、もう 2018 年には取り上げていたかと思うのですけれども、せっかくこれから再開発を行うということで、子供の森公園、こちらで検討してはいかがかと思いますが、最後にいかがでしょうか。

○高梨公園課長 その点も含めまして、前向きに検討していきたいと考えています。

○渡部委員長 会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午後 0 時 06 分休憩

○午後 1 時 10 分再開

○渡部委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑を続けます。

ご発言願います。あくつ委員。

○あくつ委員 私からは、時間の関係で、3 つまとめて質問させていただきます。327 ページ、やさしいまちづくり整備費、関連して、青物横丁駅前歩道橋および北品川駅前歩道橋について質問させていただきます。

予算特別委員会款別審査、また総括質疑の確認なのですが、長年にわたる地元の悲願でありました青物横町駅前の国道 15 号にかかる歩道橋へのエレベーター設置につきましては、本年 2 月の国会の予算委員会で、地元の要望として取り上げていただいたことをご紹介させていただきました。

この国会議員の質問に対しまして、国交省の道路局長が、バリアフリー化については必要性が高いと認識をしており、今後は、国、東京都、警察、学校関係者など関係機関にも意見を聞いて対応方針を検討していくという前向きなご答弁をいただきましたが、その後、国の道路行政における事務方のトップがこういう答弁を約束してくれたのですけれども、品川区との協議がどのように進んでいるのか教えてください。

続けて質問します。

355 ページの弔慰金・見舞金経費ということで、火災発生時の支援について。これも同じく本年 3 月の予算特別委員会で、総括質疑で火災で焼け出されてしまった方、また消火のために水をかぶってしまって年を越さなければいけなかった方が区民の方でいらっしゃるという具体的な例を挙げまして、火災発生時の宿泊の支援について求めましたところ、災害対策担当部長のご答弁では、区としては、災害時の宿泊協定をホテル、旅館組合などと締結しておりますので、協定を拡充した宿泊助成事業による被災者支援を充実するよう検討していく、このようなご答弁でございました。現在どのような協定をホテルや旅館組合と結んでいて、ご答弁にあったように、今後、どのような仕組みで具体的にこの宿泊協定の拡充をしていくのか教えてください。

3 点目です。353 ページ、防災体制整備費、東京都との都営住宅の避難覚書について、これも総括質問でさせていただきました。

区内 14 か所 36 棟の都営住宅への緊急避難が可能となるよう、東京都との覚書を締結ということで、これも求めたところ、東京都との間で、これはもともと台場小学校と隣接をする東品川一丁目アパートとの間に道路をつけてください、こういうところから端を発した話なのですが、それは教育費なので今日はやりませんが、災害対策担当部長のご答弁では、東京都との間で覚書の締結に向け協議を行っていて、覚書の締結後、それぞれの都営住宅の住民の半数以上の同意を得て、その棟について

は、区として緊急避難施設として指定をしていきたい、このようなご答弁がありました。

3つお聞きします。ご答弁から半年が経ちましたが、東京都との覚書は締結されたのか。もしされたのであれば、これがいつなのか教えてください。

2つ目は、同意がとれた号棟については、区として緊急避難施設として指定をされるということでしたが、これは指定ができたのかどうか。

3点目、区内には36棟の都営住宅がありますが、これは東京都との覚書は締結したものの、1棟1棟、区の指定がなければ、近隣住民や在勤の皆様は、災害の際に避難ができないということなのか教えてください。

○鈴木都市計画課長 まず私からは、1点目、青物横丁の交差点、歩道橋のバリアフリー化についてでございます。ただいま委員からご紹介いただきましたように、国の委員会での道路局長の答弁を受けまして、今年度に入ってになります。国道事務所のほうから、関係機関と意見交換を行う場、これは継続した場になると思うのですが、そうした場をしっかりと持っていきたいという連絡がございました。区としては、さらに一步を踏み込んだ国の対応という受け止めでございます。まだ具体的な第1回目の日時については連絡は来てございませんが、今年度、恐らく、会を設置して、意見交換、調整・検討していくという認識でございます。

○五十嵐災害対策担当課長 私からは、2点目、火災宿泊支援に伴う協定拡充についてのご質問にお答えします。

予算特別委員会後、ホテルの宿泊助成事業として、助成金を上げる検討も進めましたが、いわゆる見舞金を増額すればよいという問題ではなく、現場検証が始まるまでの夜間の緊急避難場所の確保をどのように支援したらよいということについて再整理いたしました。

その結果、近隣ホテルの空き状況のあつ旋の延長で、大規模災害時の災害時協力協定締結ホテルや旅館の活用がよいとの考えに至ったところでございますが、協定先が一部の地域に偏在しておりますので、当面は、協定先のホテルや旅館とは別に区内全域をカバーする体制で対応し、検証を加えた上で制度化を検討していきたいと考えております。

○山本防災課長 都営住宅との覚書についてのお尋ねでございます。

令和3年4月15日付で東京都との間で大規模な水害時における緊急避難に関する覚書を締結してございます。

それから、同意がとれた指定された箇所ですけれども、区内に15か所の都営住宅などございますが、そのうち東品川一丁目アパート7号棟につきましては、自治会の同意を得たことによりまして、5月12日付でこちらを津波避難施設として指定しているところでございます。

それから、指定がなくても避難ができるかというところでございますが、覚書の中で、津波などの際に、津波避難施設などに区民が避難する時間的余裕がない場合は、都営住宅を緊急避難先とするものというふうになってございますので、指定がなくても、その覚書によって区民の方は避難できるということになってございます。

○あくつ委員 それぞれありがとうございます。徐々にですけれども進めていただけるというご答弁でございました。

青物横丁の駅はそうなのですが、北品川駅前も同じく国道15号にかかる歩道橋があります。これは病院や学校へ向かう皆様が駅から滞留してしまうことから同様のご要望をいただいておりますが、最近では、地域から、北品川駅の高架化に合わせて、国道を渡った学校、病院側の地域とともに一体的

に考えて歩道橋の整備をすべきではないというご要望も地域の皆さんから伺っているところですが、これについての品川区の考えを教えてください。

それと、都営住宅への避難なのですけれども、これ、例えば町会長・自治会長会議で、しっかりと隣接町会・自治会にこれを周知するということが必要ではないかと思うのですけれども、そうしないと、せっかく都営住宅と覚書を結んだのに知らないということではあまり意味がないので、そこについては周知をお願いしたいと思うのですが、いかがでしょうか。

火災の発生のことについては、これから制度化をしっかりとされていくということでしたので、よろしくをお願いします。

併せて、最後の質問をさせていただきます。347ページ、マンション管理支援事業というところで、端的に聞いてしまいますけれども、品川区における共同住宅、マンションの住民は、分かっている一番直近で何世帯、それは区民の全世帯のうち何%ぐらいを占めるのか教えてください。

○中道まちづくり立体化担当課長 北品川駅の駅前にございます歩道橋についてでございます。今、委員の言われるとおり、地域の方々から、立体後の北品川駅と国道にかかる歩道橋について、つなげてほしいことや、歩道橋をバリアフリー化してほしいということ、国道をまたいで移動のしやすいまちづくりを進めていただきたいということを伺ってございます。

区としましては、歩道橋の管理者である国や、立体化の工事の事業者である東京都、あと京浜急行など関係者に対しまして、要望活動や意見交換会といったことを働きかけているような状況でございます。

また、関係者からは、地域の確保や維持管理などの課題があるということは聞いてございますが、区としましては、様々な課題に対して、研究、検討していきながら、関係者に対して働きかけをしていきたいと考えてございます。

○山本防災課長 近隣自治会への周知というところでございますが、今後、住民理解が深められるように、津波避難施設の重要性であったりとか、また、区の風水害対策なども併せて周知していきたいというふうに考えてございます。

○竹田住宅課長 区内のマンションに住む人口の件でございますが、平成30年度の住宅土地統計調査によりますと、マンション等の共同住宅にお住まいの世帯が18万1,400世帯、戸建てにお住まいの方が3万6,190戸になりまして、全体の約83%の方がマンション等の共同住宅に居住されている状況でございます。

○あくつ委員 前段の質問につきましては、それぞれ進めていっていただきたいと思うのですが、最後のマンションのところですが。品川区民の区民数ではないのですが、世帯でいえば約83%の方が今、共同住宅、マンションにお住まいである。私自身もマンションに住んでおります。十数年間、マンションに住んでいるのですけれども、今年度、私はマンションの管理組合の理事長を務めておりまして、100世帯弱なのですけれども、思った以上に大変な状況です。老朽化も進んでいる。なかなかその100名近い方の合意を取るとするのは非常に大変なことで、だから誰もやりたがらないということは本当によく分かるのですけれども。

そういった中で、昨年、こうした管理組合を支援をしてほしいというところで、令和2年にマンション管理適正化法が改正されて、その中で各自治体が独自のマンション管理適正化推進計画と指針を策定するということが可能となっています。そして、制度の目玉として、各自治体が、個々のマンション管理組合が作成する管理計画、個々のマンションがそれをつくって、それを自治体が、品川区が認定をする。認定マンションにはインセンティブなども与えていく、こういう管理計画認定制度というものが盛

り込まれました。

ここについては、自治体の計画策定は任意なのですけれども、これをぜひ、今、区民の約83%の世帯の方がお住まいだという、これは分譲とか賃貸、ここでいうところのマンションというのは分譲のことなのですけれども、そういったところの策定については、ぜひお願いをしたいと思うのですが、いかがでしょうか。

また、認定制度については、現状、誰がどのように認定をされるのか。どのようにお考えなのか教えてください。

また、最後、国が考えている、はっきりとはまだ出ていないようですが、これがもし個々のマンションの管理組合が区の認定を受けたときに、どのようなインセンティブがあるのか、これについても教えてください。

○竹田住宅課長 マンション管理適正化法についてお答えさせていただきます。

委員ご指摘のとおり、今後、老朽化や管理組合の担い手が不足するマンションが急増すると考えております。区には計画的にマンションを適正管理化する施策を講じることが求められておりまして、適正な管理を行うマンションが評価される仕組みを通じて、管理組合による適正な管理に向けた自主的な取組を誘導することが重要とされておりまして、それらを実現するために、マンション管理適正化推進計画および管理計画認定制度の策定が必要と考えております。

誰かという点でございますが、マンション管理適正化推進計画には適合しているかどうかの審査の一部を指定認定事務支援法人に委託することが可能とされておりまして、委託先の適合性については、国よりまだ具体的なものが示されておりませんので、示され次第、委託先の具体的な選定を進めてまいります。

それから、インセンティブでございますが、今、国で検討されていますインセンティブとしましては、税制優遇措置、それからリフォームや購入にかかる資金の金利優遇、それから損害保険料の引き下げ等と聞いております。

また、優良マンションに認定されることで、適正に管理されているマンションとして、市場においても評価されていくことも想定できるところでございます。

○あくつ委員 ちょっと私、最初のほうを聞き逃したかもしれないのですけれども、自治体としてのマンション管理適正化推進計画と指針については、これは区のほうで任意なのだけれども、つくっていくという方向なのか。つくってほしいのですけれども、そこについてもう1回ご答弁をお願いしたいと思います。

○竹田住宅課長 マンション管理適正化推進計画および管理計画認定制度の策定が必要と考えておりますので、策定していく方向で検討しております。

○あくつ委員 私も、皆さんもそうだと思います、様々なお立場で仕事をさせていただく中で、マンションの管理組合、私も理事を何回かやりましたけれども、理事長はちょっとやっぱり重たくて、何が違うかという、日頃、常に皆さんと顔を突き合わせるわけです。何か判断を間違ったりとか、騒音の問題とか、老朽化の問題で意見が食い違ってしまった場合に、非常に顔を合わせにくいというところがあって、本当にこれは難しいお役目だなと、改めて今、認識をしています。ぜひ品川区のほうで、こうした計画、また指針、また、そういった制度、認定制度をしっかりつくっていただいて、マンション管理組合への支援のさらなる強化をお願いしたいと思ひまして、本日の質問を終わります。

○渡部委員長 次に、芹澤委員。

○**芹澤委員** 私からは、331ページ、都市防災まちづくり事業費、主に防災のことを何点か、あとは343ページ、水とみどりの基本計画・行動計画改定経費についてお伺いします。

まず、都市防災まちづくり事業費ということで、防災についてお伺いします。

先ほど、あくつ委員から、マンションの割合についてお話がありました。区内の世帯数の約83%がマンションということで、これまではマイホームといえば戸建、一軒家が主流になっていましたけれども、これからどんどんマンションの割合が増えていって、防災という観点からも、行政からどんどんマンションの防災に力を入れていかないといけないと思います。区でも既に「高層マンションの防災対策ハンドブック」を発行されていると思いますが、改めて区の見解として、マンションの防災、戸建てとどういったところが違って課題になるのかをまずお聞かせください。

○**山本防災課長** マンション防災についてのお尋ねでございます。区内で約8割の方が集合住宅にお住まいというところで、区としまして、マンション対策に力を入れていかなければならないというふうに考えているところでございます。

マンションと戸建ての違いでございますが、大きく3点あると考えてございまして、まず1点目が、長周期地震動が発生することによって、特に高層階は大きくゆっくり揺れるというところで、家具転倒リスクが戸建てより大きくなるのではないかと考えているところでございます。

また、トイレにつきましても、断水をしていなくても、排水管が破損していれば、上流で流した水が下のほうであふれてくるというところで、そういったところの対策も必要になってくるというふうに考えてございます。

それから、エレベーターに関して、エレベーターの閉じ込め事故であったり、あとは、高層階にお住まいの方の移動負担、その辺りが1つ課題というか、対策をしなくてはならない部分だというふうに考えてございます。

○**芹澤委員** 家具転倒防止に関しては、それぞれのご家庭でやることなのかなと思うのですが、エレベーターやトイレというのは、自分だけの対策ではなくて、マンション全体で1つのコミュニティとして対策をしていく必要があると思っています。

集合住宅の耐震補助は区でも進めていると思うのですが、例えばこれ、マンション全体の、先ほど管理組合とかというお話もありましたけれども、そのマンション全体で防災資機材の購入であったりとか、あとはコミュニティの1つとして防災訓練の経費もかかってくると思うのですが、そういったところの補助をご検討されてはいかがかと思います。もちろん今、マンションの町会加入率も問題になっているかと思うので、例えば補助の前提として、もちろんいろいろな条件があると思います。分譲マンションでないといけないとか、いろいろあると思いますが、その条件の1つに、町会加入というのも1つの条件として補助をご検討されてはと思いますが、いかがでしょうか。

○**山本防災課長** マンションへの各種助成についてのお尋ねでございます。マンションへの防災資機材等の助成につきましては、他の自治体でも既に取組を行っているところでございまして、区としてもその対応等を今検討しているところでございます。区といたしましても、そういった他の自治体の取組等を参考に、今後、考えていきたいというふうに思っているところです。

ただ、その際、単に助成して終わるというわけではなくて、この助成によって、いかに地域の防災力の向上につなげていくか。地域との連携を図っていくか、そういったところの視点を大事にしていきたいというふうに考えてございます。

○**芹澤委員** やはりおっしゃっていただいたとおり、そのマンションの1つのコミュニティで終わら

せずに、町会とか、さらに地域のつながりを広げていただければと思います。

答弁は多分、住宅課に移るかと思いますが、先ほど、マンションの家具転倒防止というお話があって、区で既に家具転倒防止の補助をされていらっしゃると思うのです。この家具転倒防止、まず、認識の確認で、住宅全て、マンションも使えるのかどうかをお聞かせいただきたいのと、あとは、オーナーではなくて賃貸の方も利用できるのか、まずお聞かせください。

○竹田住宅課長 家具転倒防止器具の件でございますが、対象としましては、全ての住宅を対象としておりまして、賃貸も含んでいるものでございます。

○芹澤委員 賃貸マンションも使えるということで、ありがとうございます。

パンフレットを私も拝見いたしまして、幾つか工事事例、L型金具であつたりとか、いろいろな工事の事例を挙げた上で、取付けに関しては区内施工業者への発注が条件になっているのだろーと思っております。

このチラシにも大きなネジのイラストがあつて、取付工事を業者へ発注するとなると、恐らく区民の方々からすると、結構大きな穴を空けるのかなという、しっかりとした工事なのかなというイメージが強くなると思うのです。私も賃貸マンションに住んでいますけれども、そうすると、多分、実際にやるとすると、見積書や図面などをもらって、計画書をもろって、不動産業者を通じてオーナーに許可をいただいて、管理会社に連絡をして取付け作業というような形になると思って、そこそこハードルがあるのかなと思うのです。この家具転倒防止の取組というのは、多分このネジを差すような大きな工事だけではなくて、下に何かかませたりとか、あとは突っ張り棒であつたりとかというものもあると思うのですが、まず、それが項目として入っているのかをお聞かせください。

○竹田住宅課長 こちらの制度につきましては、突っ張り棒等の簡易なものについては、ご本人が行うことが多いものですから、専門業者に依頼して工事費がかかるものについて、取付け費用を助成しているところでございます。

○芹澤委員 工事費用も、チラシを見る限りではですけれども、そもそも上限が4,000円と、そんなに大きな工事ではないのかなと思っていまして、なかなか自分で家具の突っ張り棒も含めて、何か例えば椅子の上に乗ってやるというのも難しい方も結構いらっしゃるのかと思っていまして、ネジ以外の工事に関しても、業者に発注をしてできるような取組ができないのかというのは、項目に入っていないのであれば、ぜひご検討いただきたいと思います。

併せて、なかなか件数が伸び悩んでいるというようなお話も以前いただいていたしまして、これ、例えば、家具の転倒防止ということになると、恐らく引っ越しとかが一番のタイミングなのかなと思っていますので、転入の際に、家具転倒防止をあらかじめご案内をして、物を運んでくるときには、最初から転倒防止を取り入れられるような制度にしたらどうかなと思うのですけれども、ご見解をお聞かせください。

○竹田住宅課長 私どものPRがまだまだ不足していたところがあったかもしれません。転入の方を含めて、多くの方々にご利用いただけるように、PR、周知に努めていきたいと考えております。

○芹澤委員 マンションの防災にまた改めて戻りますが、マンション防災、既に取り組んでいるところもたくさんあつて、やり方もいっぱいあると思うのです。先ほどの防災資機材をいろいろ買っているところもあれば、防災訓練に非常に前向きなところ、また講習を受けているところとか、いろいろあると思ひまして、例えばですけれども、防災対策を一定程度行っているマンションに対して、品川区が、自治体が認定をしていくというのも1つの取組なのかなと思っています。認定をしていって、補助を継続して、そのマンション同士の取組を横で共有できるような仕組みをつくってみてはどうかということ

を1つご提案させていただきます。

併せて、「高層マンションの防災対策ハンドブック」、先ほど紹介をさせていただきましたが、平成25年発行で、そこから恐らく更新が止まっているのかなと思うのですが、そろそろ10年が見えてくる中で、このマンションの中の防災のやり方とかがいろいろ変わってきている部分もあると思うのですが、改訂とか、新しく発行するというような意向があれば、それも併せてお聞かせください。

○山本防災課長 まず、マンション防災認定についてのお尋ねでございます。こちらにつきましては、マンションの防災活動を促すためというところで、1つ有効な施策だというふうには考えてございますので、先ほどの資機材の助成制度と併せて今後検討していきたいというふうに思っております。

それから、ハンドブックの作成のところでございますが、今現在、改訂の予定はございませんが、確かにマンション防災、様々な技術もありますので、その辺りを反映できるよう、今後検討していきたいというふうに考えてございます。

○芹澤委員 防災について引き続きお伺いします。防災協定のことでお伺いしていきます。

事前に資料、伺って、170近く既にもうあるのかなと思っていて、非常に心強いなと思っていました。ただ、これ、一方で、古いものだとか昭和に締結されて、特に内容も変わっていないというようなものもあって、協定を締結した後の見直しの取組もしくは検証の取組、何かルールづくりがあればお聞かせください。

○山本防災課長 協定内容を見直す体制、仕組みというところでございますが、こちらにつきましては、今、区としてそういった体制とか検証方法は確立されてございません。今後、より実効性のある協定が結べるように、そういった部分もしっかり整えていきたいというふうに考えてございます。

○芹澤委員 防災協定は、まずは間口を広げるというか、どんどんいろいろなところと協定を結んでいくというのが当然一番大切なので、今、170できているというのは非常に心強いのですが、それが実際にどこまで使えるのか、どこに改善点があるのかというのは、やはりやってみて改善できるというものもたくさんあると思うのです。例えば、軽度の震災であつたりとか、あとは、中度のものも含めて、台風などはかなり今、予測ができるようになっていきますので、台風の被害に対して、防災協定を使うまでもないのだけれども、あえて予算をかけて防災協定を回していくというような取組が必要なのではないかと思います。

例えばですけれども、行政書士会であれば、罹災証明であつたりとか、あとはトラック協会とか、いろいろなところの防災協定があると思うのです。使わなくても、職員で対応できるけれども、あえてそれを回して、ここに改善点があるねとかというのを、ぜひ見つけ出していきたいと思いますが、そちらのご見解をお聞かせください。

○山本防災課長 災害時の協定先との実践的な訓練についてでございます。区といたしましては、まずは平時における訓練を重ねていくというところ、そして災害時に協力して実際の対応を行っていくというところが重要だというふうに考えてございます。行政書士会やトラック協会とは、これまで訓練等を一緒にやったことはございませんので、まずは訓練から始めていきたいというふうに考えてございます。実際に災害が起きた場合には、連携して対応ができるよう、しっかり体制等、連携強化を図れるようにしていきたいというふうに考えてございます。

○芹澤委員 防災協定は、私もいろいろ見せていただいて、人を派遣するものと、あとは、何か資機材、物を貸してくれるというパターンだったりとか、あとは場所の提供とかいろいろあると思うのですが、おおむねが場所のもので、場所の協定を省くと、大体半分から3分の1ぐらいになるのではないかと

など、体感ですけれども思っています。例えばそういったもの、人であったりとか、物を貸してもらうところは、ぜひどんどん使って行って、ここに課題がある、例えば物を運搬するにしてもルートに課題があるとか、人に関しても、この知識をどうやって継承していくのかとかというところも、マニュアルを作るだったりとか、回してみても、もちろん訓練もしながらですけれども、回してみても分かることもたくさんあるかと思しますので、例えば、できれば5年、長くても10年ぐらいのスパンで改善をしていくルールづくりというか、取決めをしていかれてはどうかと思いますので、ぜひそれは今後、これから締結する協定がたくさんあるかと思いますが、例えば10年のうちに改善をしていきたいと思いますということも事前にお伝えできればいいなと思いますので、ご検討ください。

これはなぜ10年と言っているかということ、防災協定を結ぶに当たって、多分10年経つと、締結先の団体だったりとか会社の役員とか、あとはその担当者もほぼ代わってしまうと思うのです。代わった方々がしっかりと次の防災協定を考えられる。先ほどのマンション防災のときもそうですけれども、防災に関する環境も変わってくると思うので、場所の提供はちょっと置いておいたとしても、ぜひ、長くても10年ぐらいで改善をできるというような、事前にある程度のルールづくりをしていただければと思います。最後、そちらをご答弁ください。

○山本防災課長 協定内容等の定期的な見直しというところでございます。10年というご提案がございましたが、区といたしましても、そういった協定先とのふだんからの連携は強めていかなければならないというふうに考えてございますので、様々な協定先から、区でもご意見をいただきまして、そういった部分でアドバイスを生かしながら体制等もつくっていききたいというふうに考えてございます。

○芹澤委員 続いて、防災の情報発信について伺います。

避難所での防災発信について伺いますが、避難所は着のみ着のまま来る方もたくさんいらっしゃると思います。スマホを持っていないとか、タブレットを持っていないような方々がいらっしゃる時に、やはりラジオの環境整備が非常に大切だと思っていまして、まず、避難所でラジオを聞く環境が整っているのかをまずお聞かせください。

○平原防災体制整備担当課長 避難所におけるラジオについてのお尋ねでございます。委員ご指摘のとおり、スマートフォンやタブレットがない方々につきまして、災害時の情報収集手段としてラジオは非常に有効なものと考えてございます。このため、災害時には、各避難所に少なくとも1台はラジオを設置しているところでございます。

○芹澤委員 もう既に環境が整っているということで心強く、ありがとうございます。

情報発信の中で、多言語対応というのも1つ必要な課題だと思っていまして、外国人の対応をどうするのかというのは課題だと思うのです。もちろんそれぞれのスマートフォンでできる場合もありますけれども、行政のほうで一定程度、用意をしておくというところという、例えば防災タブレットを町会長が持っていますけれども、ここに一定程度、翻訳機能を持ったアプリを事前に一括してインストールしておくということも手なのかと思いますが、区のご見解をお聞かせください。

もう1つ、多言語対応というところで、令和2年度の予算では、防災訓練に手話通訳者の派遣というのがたしか予算化されたかと思います。実際の防災、災害時には、手話通訳者の対応が、なかなか今、難しいのかと思うのですが、そういった、今、手話通訳者の派遣をされている団体ともしっかりと協定を結んで、災害時に避難所等で手話通訳、手話も言語の保障をできるような環境をつくってみてはいいかと思うのですが、いかがでしょうか。

あと、併せて、緊急性の高いもの、もしくは重要性の高いものに関しては、手話通訳を待たずしてコ

コミュニケーションをとる必要があると思いますので、例えば、防災ハンドブックの1つのページに、一定程度、ここに何がありますよとか、こっちは行ってはいけませんよとかという重要な情報を指差してやり取りできるようなコミュニケーションページも用意されてはいいかかと思っています。併せてご見解をお聞かせください。

○平原防災体制整備担当課長 まず、外国人対応についてのお尋ねでございます。災害時には、様々な言語をお話する外国人の避難が考えられますことから、円滑な対応のため、防災タブレットに翻訳アプリをインストールすることについて検討してまいります。また、実際に試してみることが重要でありますので、インストールすることとした際には、防災区民組織には丁寧に説明していきたいと思っております。

続きまして、手話についてでございますけれども、こちらにつきましても、どのような形で手話対応するかということにつきまして、現在、庁内に手話対応ができるタブレットが用意されているところがございますけれども、そういったものの活用を含めまして、今後検討してまいりたいと思います。

なお、現在、区民避難所には、指差しパネルのようなものにつきましては配備しておりませんが、例えば聴覚に障害をお持ちの方や、配慮を要する方などとの間の意思疎通につきまして、どのような資機材が必要かを引き続き検討させていただきまして、準備できるものから速やかに整備してまいりたいというふうに考えてございます。

○芹澤委員 前向きなご答弁ありがとうございます。手話通訳に関しては、常に手話のコミュニケーションを取れる必要はないと思うのですが、ある程度、一定の時間は、やはりパネル等でできないものもあると思いますので、ぜひ前向きにご検討ください。

あとは、情報発信についてで、以前、一般質問で、ケーブルテレビ品川やFMしながわについて、大規模災害のときに区が主体的に情報発信できるような協定の見直しを求めさせていただいたと思いますが、その進捗、また内容をお聞かせください。

○平原防災体制整備担当課長 災害時の割り込み放送についての災害時協力協定についてのお尋ねでございます。ケーブルテレビ品川、FMしながわとの間で、それぞれ緊急放送に関する災害時協力協定を広報広聴課の管理のもと、締結しているところでございますが、その中で緊急時の割り込み放送について規定をしております。現在でもこの協定文の中で実施できることから、災害時には、この協定を基に緊急放送を実施することとしているところでございます。

○芹澤委員 災害時は、ぜひケーブルテレビ品川やFMしながわを聞く、見る習慣をぜひつけたいと思っています。

避難所でケーブルテレビ品川が見られる環境をというふうに思っていまして、なかなか台数が限られているのだと思っています。

そこで提案なのですが、ケーブルテレビ品川の割り込みする放送と同じ内容をケーブルテレビ品川ではなくて、例えば区の公式YouTubeチャンネルのライブ配信とかを利用して、それぞれのスマートフォンもしくはタブレットでケーブルテレビ品川の割り込み放送を災害時に見られるというような体制整備を求めますが、いかがでしょうか。

○平原防災体制整備担当課長 映像を活用した緊急放送についてのお尋ねかと思います。若い世代を中心といたしまして、YouTubeなどのインターネット環境での映像により情報を得ている層が増加しているというふうに聞いております。これを踏まえまして、災害時におきましても、広報広聴課と連携させていただきまして、媒体でありますとか、あるいは方法、そういったものについての研究をし

てまいりたいというふうに考えてございます。

○渡部委員長 次に、鈴木（ひ）委員。

○鈴木（ひ）委員 私は、326ページの都市計画費に関わって、リニア新幹線について伺いたいと思います。

昨年10月、外環道の大深度工事で起こした陥没事故の後、J R 東海からの説明会が、今年6月、きゅりあんで行われ、さらに8月には、調査掘進についての説明会が行われました。品川区も外環道の陥没事故を受けて、安全性を検証し、外環道の事故と同様の事故が起らないよう、適切な措置を講じるようにとの要請書を送り、要請しているということでした。説明会では、J R 東海は、調布市の陥没事故は、特種な地盤とずさんな管理によるものが原因であったと。リニアの場合は、固く締まった地盤であり、J R 東海は管理をしっかり行うので安全という説明でした。

でも、この説明では、私は、新たな安全神話であり、J R 東海を信じろというものでしかないと思います。次々と会場からも納得いかないとの意見が出されました。しかも2回とも、まだまだ質問したいという手を挙げている人がたくさんいるにも関わらず、時間だからと打ち切るような、そういう説明会でした。

私は改めて、要請書を送った区として、あのJ R 東海の説明で納得したのか伺いたいと思います。

それから、多くの区民が納得していない中で強行するのではなくて、家屋調査もやることになったし、また様々な影響を与えることも外環道で明らかになったわけですから、地域ごとに説明会を開くよう、区としても求めるべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○中道まちづくり立体化担当課長 中央新幹線の件につきまして、まず、品川区としましては、令和3年1月に、J R 東海に対しまして、水道工事の施工に当たっての安全性をきちんと検証して工事を進めるよう要請書を提出しているところでございます。

また、土質につきましては、大深度法を用いた工事というところで、国土交通省のほうに土質データなどの申請を事前に検証いたしまして、向こうは国土交通大臣から認可を取得しているというところ、また、様々なボーリングデータ、また、そういった大深度法の申請書と、大学の教授等の有識者委員会にかけまして、土質の調査を適正に図っているということは聞いてございます。

区といたしましては、説明会で説明していました調査掘進を今後300m行っていくわけですが、今、安全検証をJ R 東海が様々行っております。実際にそういったものを現場のほうで適正に管理できるかどうかと、また、騒音、振動の発生もどうかというところを現地で確認すると聞いてございますので、区としましては、そういったところをまた注視してまいりたいと考えてございます。

また、地域ごとの説明というところでございますが、調査掘進が終わりましたら、本掘進に行く前に、現地でどうだったかといったことを丁寧に地域住民に説明するということを聞いてございますので、また地域ごとにやるのか、合同で説明会を開くのか、どういうふうな形が地域住民に対しての不安払拭につながるのか、J R 東海と様々協議してまいりたいと考えてございます。

○鈴木（ひ）委員 私は、調査掘進の結果の説明会は、必ず地域ごとにやるようにということで強力に区のほうからも求めていただきたいと思います。

家屋調査がやられることになりました。でも、直上の方と、その両脇40mということで、合わせて幅94mの家屋調査がやられるということになったわけですが、でも、その94mのほとんどの方は、家屋調査をやられることそのものを知らないのではないかと私は思うのです。それを突然ポスティングで知らされると、こういうやり方でいいのかが改めて問われていると思います。そういうとこ

ろでは、ぜひ調査掘進の結果の説明会は地域ごとにやるようにということで区から求めていただきたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

それから、家屋調査についてなのですけれども、品川区のルートそのものが何mあるのか伺いたいと思います。

それから、区内の家屋調査の対象件数が何件あるのか。また、現在どこまで家屋調査がされており、いつまでに品川区内の家屋調査は終わると聞いているのかお聞かせください。

それから、調査掘進はいつから始まるのか、その日にちについても教えてください。

○中道まちづくり立体化担当課長 地域ごとの説明会でございますが、調査掘進が終わりましたら、その結果を説明するというところで、区民に対して、どのようにするのが一番適切かということも踏まえまして、J R 東海と協議してまいります。

また、家屋調査をほとんどの方が知らないのではというところでございますが、家屋調査の件につきましては、この前の説明会でも説明しているところでございます。また、北品川の立坑の周辺から、今、家屋調査を行っているというところで、西品川、今は豊町といったところで家屋調査が進んでございます。

やり方としましては、まず、ビラを配りまして、2週間程度、様子を見て、変動とかを見ながら、2回目、3回目と、今現在、同じ地区で3回資料を配布しているということは聞いてございます。配布もJ R 職員のほうでやってございまして、きちんと漏れがないように黒塗りしながらやっているということも確認してございます。

品川区の掘進の延長は4.6kmになってございます。

家屋調査の対象の戸数なのですけれども、正確には区も把握はしていないのですけれども、ビラ等につきましては、7,000枚配っているということは聞いてございますので、同程度の軒数が対象ではないかというふうに推測してございます。

家屋調査はいつまでにということでございますが、この前の説明会では、令和3年度中に品川区内全て、家屋調査を行いたいというふうに聞いてございます。

調査掘進でございますが、今朝、J R 東海から連絡がありまして、本日、地域で資料を、調査掘進に関係するビラを配布しているというところで、今月の14日から調査掘進に対しての工事を進めるというところで、14日にすぐに掘進をするわけではなくて、まず、その準備工といったことをやって、1週間から10日程度時間をかけて掘進をしていくということを聞いてございます。

○鈴木（ひ）委員 私もこの調査掘進がいつから始まるのかなと思いながら、様々聞いても、なかなかこれがはっきりしなかったのですが、突然、今週木曜日から始まるということで、その木曜日から始まるのが、今日からポスティングするという、本当に突然という感じだと思うのです。しかも、それもポスティングだけで知らせると、こういうやり方で進めていくというのは、私は改めるべきだと思います。

それから、説明会を開いていると言っても、7,000軒も対象になるにも関わらず、説明会に参加されたのは100数十名という、ごく一部しか参加されていないわけですから、これは本当に地域、地域で丁寧にやっていただきたいと思います。

それから、もう1つお聞きしたいのが、先日、地震もありましたけれども、南海トラフ巨大地震の影響のことを伺いたいと思います。

30年の間に七、八〇%の確率で起こるだろうと言われております。リニアのルートに活断層が幾つ

あるのか、その活断層が、地震時、リニア新幹線にどのような影響を与えることになるのか、その検証はされているのか伺います。

○中道まちづくり立体化担当課長 中央新幹線における地震への影響ということでございます。活断層が幾つあるかというのは、区のほうでは把握してはございませんが、活断層と土木構造物というのは切っても切れないというところで、やはり東海道新幹線であったり、東名高速道路など、地上部にもインフラ整備は様々ございます。そうしたところで地震に強いものをつくるというのもそうなのですが、やはり地震があった後に、どういうふうな安全対策をするかといった複合的な考えで進めていくことが重要と考えてございます。

○鈴木（ひ）委員 私はこれは本当に重大問題だと思うのです。トンネルになるわけですから、活断層が幾つあるかも分からないということは、私はあり得ないと思うのです。品川区はとにかくど真ん中を通して始発になるわけですから、私はこれはＪＲ東海がやっていることだというふうに言って済ませる訳にはいけないと思うので、ぜひ品川区としても、安全というふうなところでも検討していただきたいと思います。

○渡部委員長 次に、こんの委員。

○こんの委員 私からは、３１５ページ、交通安全啓発費、３２１ページ、大森駅歩道橋エスカレーター修繕工事、３５１ページ、防災対策総合推進費から、順不同でお聞きしたいと思います。

初めに、大森駅歩道橋エスカレーター修繕工事に関連して、大森駅と大井町駅のバリアフリー化、そして、利便性向上という観点から、これまで何回かお聞きしてきましたが、その後の進捗状況などを確認していきたいというふうに思います。

まず、大森駅北口につながる大森駅歩道橋のエレベーター設置についてですけれども、２０１９年の決算特別委員会で質問した際のご答弁では、駅自体が大田区のエリアのため、大田区のグランドデザインとしては、改札の中からホーム階に下りるエレベーターもセットで考えていく必要があるとし、いろいろな機会を捉えて話をしているが、調整中ということでした。その後、調整はどのように進んでいるのでしょうか。まず現状をお聞かせください。

確かに、現在、改札からホーム階に下りるエレベーターはないので、そこもセットで考えていただくのは大変にありがたいところではありますが、これまで私が提案してきたのは、水神口と山王口を行き来できる、この大森駅歩道橋のバリアフリーであり、利便性向上のために水神口側にエレベーターを設置することです。既に山王口は駅ビルのエレベーターがありますので、反対側の水神口にエレベーターが設置できれば、品川区民も大田区民も利便性が上がるまちづくりになると考えているわけです。いかがでしょうか。ご見解と併せて、現在の大田区、ＪＲとの調整の進捗状況もお答えください。

○鈴木都市計画課長 バリアフリー、やさしいまちづくりという観点から、私のほうからご答弁差し上げますが、大森駅北口のエスカレーター横のエレベーター設置につきましては、これまでＪＲあるいは大田区と意見交換、協議を重ねてきたというところでございます。

１つは、北口のＪＲのコンコース、改札からホーム階へのエレベーター設置については、やはりＪＲとしては、エレベーターの設置場所がないということが１つ課題としてあると、これは非常に大きな課題としてあるという回答でございます。

それから、区のエスカレーター横、階段横へのエレベーターの設置についても、これは現状のままでエレベーターをつけるというのは、やはり用地の観点から非常に難しいと。仮にエレベーターをつけるとすると、階段の大幅な改修、あるいはＪＲとの協議により用地の確保という課題が出てくるという

ころでございます。これが1つ継続して行っているところでございますが、委員ご指摘いただいたように、さらなる利便性の向上では、ホーム階へのエレベーターとのセットがよりよい方向性だと思うのですが、ご指摘のとおり、エレベーターがJR側がつかないとしても、水神側と池上通り側のバリアフリー化という観点からは1つ考えられるのかなというところで、この辺も先ほどご説明いただいたように、民間の商業施設のご協力をいただいて、池上通り側はバリアフリー化が図られている。この辺の商業施設についても、非常に築年数も経っているというところで、この辺の建て替えの動向というのは、まだ情報としては入っておりませんが、こうした動向も1つ協議を進める上での大事な要点かなというところでございます。

○この委員 現状、分かりました。いろいろと課題があるところであるというのは理解をするところですが、商業施設の建て替えというタイミングも伺えるという、こうした観点もご説明がありましたので、いろいろなタイミングを見ながら利便性向上を図っていただきたい、このようにお願いしたいと思います。

次に、大井町駅西側のエレベーター設置・改善ですけれども、これはエレベーターの容量を拡大する、もう1つは、改札口の階のエレベーターの出入り口の向きを改善する、こうしたことを、こちらは何回か取り上げてきた課題なのですけれども、障害者団体の方々からも改善のお声が上がっていますので、改めてここは声を上げてお聞きしたいというふうに思います。

これも2019年の決算特別委員会でご答弁いただいたときは、かごの大きさを変えるということは大工事になるため、機会を捉えての付け替え、また、エレベーターの出入り口は、現在、通常の動線と交差しない位置にあり、乗るための広場みたいなところを設けなければならない。引き続き、JRと機会を捉えて協議するとありましたけれども、2019年から2年が経っておりますけれども、この機会を捉えた協議というのは、これまで何回行われて、どのような協議が行われてきたのか、話はどこまで進んでいるのか、現状をまずお聞きかせください。

○鈴木都市計画課長 大井町駅の中央口、特に西側のロータリー側のエレベーターの件でございますが、ご指摘いただいたように、2年前にご答弁差し上げて、様々JRとはいろいろな機会に、別件も含めて協議をしている中でお話はさせていただいているところでして、正式には、今年の8月も、JR、駅ではなくて、JRの東京支社と具体的にお話をさせていただいたというところです。

その内容については、ご指摘いただいたように、やはり阪急のホテル、民間のホテルの改修によって、大井町駅は非常に利用客が多いというところで、そうしますと、1日を通してではないのですが、時間帯によっては、非常に大きな旅行バッグを持った方がエレベーターを使うという状況をしっかりJRにも伝え、JRとしても課題として認識していただいているというようなところがございます。

JRからの回答としましては、課題としては認識しているものの、1つは、今、コロナ禍ということで、非常に全国的に利用客が減っているというところでの課題というところと、それから、これは本件のエレベーターは平成14年に区の助成、支援を活用いただいて設置しているというところで、一般的にエレベーターの耐用年数は20年から25年、30年というところもございますので、そうした機会を捉えて、次も区の助成を活用していただきながら、そうした機会を捉えて、この改修を今後も働きかけていきたいというところがございます。

○この委員 JRが課題として捉えているというご答弁をいただきましたので、そこが1つは肝だなというふうには思っておりました。要するに、JRがそこを課題と思っていないと、なかなかそこは改善が進まないのかなというふうには思ったところなのですが、そのご答弁をいただきましたので、ま

た、築年数というところのお答えも再度いただきましたので、こちらでも機会を捉えて、できるだけ早く改善が図られ、利便性向上に至ることを願っておりますので、引き続き協議を進めていただきたいというふうに思います。よろしくお願いします。

次にまいります。交通安全啓発費に関連しまして、信号機のあり方についてお聞きしたいというふうに思います。

歩行者の信号機が青であることを視覚障害者に知らせるため、擬音やメロディーなどの誘導音を鳴らす視覚障害者用交通信号付加装置、いわゆる音響式信号機ですけれども、現在これは区内に何基設置されていますでしょうか。

また、この音響式信号機は、青信号のときに常に音が鳴るタイプと、押しボタンを押したときだけ音が鳴るタイプと２種類あると思いますけれども、その設置割合はどれぐらいでしょうか。お答えください。

○川口交通安全担当課長 区内におきます音響式信号機の設置状況でございますけれども、本年の９月現在で、区内７９か所となっております。

また、現在、押すタイプまたは鳴動の時間関係ですけれども、そちらにつきましては警察のほうからの情報提供がないものですから、把握をしておりません。

○こんの委員 把握はされていないということですが、設置はあるということで理解しました。

この音響式信号機ですけれども、現在、夜間の騒音問題というところも聞いているところですが、今、そういう問題から、夜間から翌朝にかけて音を止めているということを聞いております。現在、音を止めている時間帯は何時から何時までなのでしょう。併せて、騒音の苦情などの声がありましたら、それは主にどのような場所に設置されている信号機にそうした苦情などが上がってきているのか、その辺も少し教えてください。

○川口交通安全担当課長 現在、鳴動する時間についてですけれども、基本的な時間として何時から何時までとははっきりと決められているものではございません。地域の設置場所におけます、例えば、視覚障害者の皆様方の団体の要望とか、併せて、そういう利用される方々の交通量を踏まえて、そのような時間等に行っているところでございます。

また、どのような場所で、その鳴動に関してというお話がございましたけれども、やはりそういう場所は、例えば夜間であれば交通量が少なくなるような比較的住宅街、当然そこにはそのような関係の施設等もあるのでございますけれども、なかなかそういう施設ですと、夜間帯は開設とかをしていない時間帯にも関わらずというところがありまして、その辺のバランスで、そのような話が出るというところでございます。

○こんの委員 確かに夜間も音が鳴ると、住宅街では騒音になってしまう、こうしたことは理解をするところでありますけれども、それでも鳴らしている時間外で信号の状況が分からずに渡ってしまっただけで交通死亡事故が発生しているというケースも聞いております。何とか音を止めている時間帯に信号を渡る視覚障害者のための安全対策を図っていただきたいと思いますところなのですが、障害者団体の方からは、せめて渡るときだけでも起動していただけないかと、こういう声があるわけですが、そうした声については具体的な対策をとっていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

○川口交通安全担当課長 鳴動に関しましては、新規に設置する場合も、区のほうからも、どのような時間帯で鳴動するのかということは聞き取りしているところでございます。先般、大井町駅でも新設のところがございましたけれども、そのような時間帯は、基本的な朝の８時から午後８時という部分を

超えても鳴動はしているというところを確認しているところでございます。

また、その鳴動に関しても、今後いろいろな形で、新しいシステムも開発されているところでございます。そのような導入が今後も図られるように、区としても情勢を注視してまいりたいというふうに考えております。

○こんの委員 今ご答弁いただいた新しいシステムもというのは、私もいろいろと調べてみたところ、現在、視覚障害者が交差点を横断する際に、手元のスマホから信号の状況を聞くことができる。スマホなどから青信号の延長要求もできる仕組み、こうした信号が今開発されている。高度化P I C S付信号機が開発をされていて、全国で設置が進められていることを調べて知りました。警視庁では、今年度、約2,000基の信号機を設置する方針を決めたということも出ておりました。これによって鳴動時間外の障害者の方々の安全性が高まることが期待されるというふうに出ておりましたけれども、こうしたことを、今ご答弁いただきましたが、そのシステムも調査研究していただいて、品川区においてもこれが導入できるように、警察と協議をしていただくなど進めていただきたい、このように思いますが、いかがでしょうか。

○川口交通安全担当課長 今、委員ご紹介いただきました新しい音響のシステムに代わるもの、アプリから、例えば画面において間もなく信号が変わるであるとか、そういうふうなご紹介をするようなシステムが、今、導入をしている最中だというふうに聞いております。実際に具体なところだと、都内では、新宿区の高田馬場辺りで既に試験的な運用が始まっているというのは聞いているところでございます。

今後の設置状況につきましては、警察と、引き続きどのような場所で設置・運用ができるのかということは注視してまいりたいというふうに考えております。

○こんの委員 ぜひそうしたシステムが開発をされていることを障害者団体の方々ともお声を聞きながら進めていただければと思いますので、要望で終わります。

○渡部委員長 次に、西本委員。

○西本委員 315ページの交通安全啓発費に関連して2点ほど。

1つは、車椅子です。車椅子の夜間の走行、特に電動で1人で走行されている方、非常に低くて見づらいのです。なので、その方々に、反射板であったり、何か工夫ができないのかというふうな点が1点。

それから、ママチャリです。電動自転車、非常に事故が多くなっているのです。私が前から指摘しているのですけれども、お子さんを乗せたまま、その場を離れるというケースがあちこちで見受けられるのです。非常に怖くて怖くて仕方ありません。事故が多いということと、それから、その場を離れないということで、ぜひ啓発活動をお願いしたいというふうに思っておりますが、それに対してのご意見をお聞きます。

次に、シェアサイクル事業なのですけれども、これはステーションが拡大になって、本当にコンビニの前でも置けるようになりました。そうすると、自転車対策と考えたときに、放置自転車も大分これでまかなえる部分があるのではないかと思います。自転車を置く場所がなくて、駐輪場をたくさんつくらなければいけないなどもありますけれども、シェアサイクル事業の拡大、それから整備をすることで、それがあつて、駐輪場の増設を抑えられるのではないかとこのように思いますが、その運用についてのお考えをお聞きます。

それから、333ページの広町地区整備検討委託等です。これが今、進められております中で、近隣の商店街、大井サンピア商店街がありますけれども、ここの回遊性はどうか考えられていますかという

ことです。新設の道路も考えられておりまして、そうすると、そちらのほうに人が流れていく。そうすると、今の大井サンピア商店街のほうには人が来ないのではないかとということで、これを一緒に開発してくれないかという地元の方々のご意見があります。これはＪＲ、それから東急、品川区といろいろ関わってくるかというふうに思いますので、この回遊性についてのお考えをお聞きします。

それから、再開発ですが、住民合意というところで、私は一般質問でもお話しさせていただきましたけれども、最近、「聞いていないよ。急に始まっちゃったよ。どうしたらいいの」という声が非常に多過ぎる。そういうような状況は、やっぱり私は悲しいです。品川区も「説明しています」と言うし、片や住民は「聞いていません」と言うし、何なのという形なのです。なので、私は、このマスタープランをやはり常にアプローチしていくということが必要ではないか。開発は住民の発意です。マスタープランはありますけれども、それが実際に組上に乗ってくるのは、まちの方々の合意がとれてきて、それで事業者がやるよという形になって準備組合になってという動きになると思います。その動きが私は理解されていないのではないかと、メッセージ性がやっぱり弱いのではないかと思います、いかがでしょうか。

○川口交通安全担当課長 交通安全啓発に関して２点のご質問でございます。

まず１つ目の車椅子の関係の事故防止でございますけれども、こちらにつきましては、前回の建設委員会でも委員からお話しいただきました。それを受けまして、今後、区役所に車椅子でご来庁なされる方が、来庁時、窓口で、もし反射材等をご活用いただけるのであればということで、今、そちらのほうの配布ができるような準備をしているところでございます。

また２つ目のいわゆる幼児を乗せた自転車の関係なのですけれども、こちらにつきましては、道路交通法でも幼児を保護する責任のある方については、自転車に乗車させるときにヘルメットをかぶらせるということと、また併せて、乗せたり降りたりさせるときに目を離さないようにということで、この辺のところは今後の啓発として、しっかりやっていきたいというふうに考えております。

○稲田土木管理課長 シェアサイクルと違法駐輪の関係なのですが、今、シェアサイクルもだんだん活用はされてきているところなのですけれども、違法駐輪との関係等々、まだまだ分析が必要でございまして、引き続きその辺は考えていきたいというふうに思っております。

○多並都市開発課長 まず、私からは、大井町駅、また、広町地区との回遊性についてお答えいたします。

広町地区の整備につきましては、やはり１つの機会ということで、今の大井サンピア商店街と広町地区の間にどうしても大井町線の高架がありまして、その下に商店街がある状態です。実際にその両地区が行き来できる場所が、真ん中のちょうど今、道路があるところの１か所というところですよ。

今後につきましては、このまちづくりの計画の中でも、地区計画ということで、その真ん中の道路の横に１つ人が歩ける空間をつくる。また併せて、その中間部分にも１つずつ歩ける空間をつくりまして、全部で３か所、新たに行き来できるようにしたいと考えています。

ただ、地域の方ともいろいろお話しする中では、もう少し回遊性が、もっと南の大井町全体を捉えたような形にできないかというお話で、これについては、やはり地域の大井サンピア商店街の皆様、また東急電鉄が大きく権利の関係がある中でもありますので、今まさに、加えて回遊性をどのような形でできるかということをお話し合いをしているところで、今、お話ししている最中ということで、実現に向けて区としてもしっかりサポートしていきたいと思っているところでございます。

もう１つの再開発の合意のあり方ということで、マスタープランともというお話がありましたけれど

も、これにつきまして、やはりなかなか専門的で難しいというお話で、それが実際の自分のまちになったときに、どういうことがそこに書かれて、どうつながっているのかが分かりづらいというのが、恐らく今のお話の趣旨かと思いますので、これにつきましては、改定の中で、関係部署とも連携して、よりもっと分かりやすい、密着して、自分たちのまちの課題として捉えられるような言葉で、皆さんが話し合いに進みやすいような言葉というか、メッセージを込めながらやっていくべきだろうということで、これについては今後も積極的に取り組んでまいりたいと思っていますところでございます。

○西本委員 車椅子の件は本当にありがとうございます。少し事故がなくなるかと思います。

そして、電動型の自転車対応なのですけれども、これは本当に啓発をしてください。関係部署とお話をして、例えば保育園とかの関係のところとかも一緒に啓発活動をしていただいて、やはり危険のないように、これは大きな事故になっているのです。今、電動自転車の事故が本当に増えておりますので、そこをぜひよろしくお願いいたします。

シェアサイクルについては、これは今後の課題ということになると思うのです。やはり全体を見たときに、構図が変わってきましたということですね。今までは、シェアサイクルがそんなに広がっていない状況だったので、どういう状況になるのかと私は見ていましたが、ステーションがかなりできて利用しやすくなった。割と気軽に皆さん使われているので、これだったら放置自転車対策につながるのではないかと思いますので、今後、研究をしていただきたいと思います。

広町地区整備については、これは非常にもったいないので、せっかくの商店街もありますし、その商店街から、やはり大井町のよさというものを広げられる大きなチャンスでもありますから、にぎわいゾーンの審議のほうもこれから始まってくる、具体的などころがあるかと思いますが、そこも含めて、回遊性については、今後検討していただきたいと思います。

再開発です。これなのですが、難しいということは分かります。まちづくりはいろいろな規制があったりで分かりづらいというところなのですが、でも、往々にして住民たちが言うのは、「聞いていないよ」ということなのです。聞いていないわけではないのですよと私は思っています。区としては、何かしらの発信はしているはずなのです。だけど、それがちゃんと伝わらない、やっぱり当事者にならないと伝わりにくいですね。伝わったときには、もう遅しという状況になることが往々にしてありますので、そうならないように、しっかりメッセージを当初から、品川区のまちづくりはこう考えているのですよ、ただ、そこですぐ始まるというわけではないという仕組みです。準備組合ができてというその仕組みをちゃんと説明していただきたいと思いますのですが、再度お願いいたします。

○多並都市開発課長 委員のご指摘のとおり、やはりまちづくりをしっかり進められるように、地域の方と一緒に進めていく。そのためには、今お話しのような、分かりやすい仕組みというか、お伝えしながら進めていきたいと思っていますところでございます。

○渡部委員長 次に、大沢委員。

○大沢委員 325ページ、排水施設建設事業、333ページの武蔵小山のことです。

まず、325ページ、排水施設なのですけれども、先ほど来、下水道、河川ですから、都の委託事業ということで伺っておりますけれども、ここの中で、出が20億円余、都から入ってきた収入は約21億円余ということで心得ておりますけれども、その相差は約1億円弱ということ、この1億円弱の中には、やはり人件費等々も計上されてくるということ。となると、この1億円弱のお金は、当然、何かに使うわけですけれども、どのような使われ方をしているのか教えてください。

○栗原河川下水道課長 下水道事業の受託に関してでございますけれども、区内の下水道事業の整備

を促進する観点から、昭和62年度より事業の一部を東京都から受託して整備を進めているものでございます。

東京都から工事費に合わせまして、事務費をプラスして、受託費として請求して、我々のところの歳入として入ってきているというものでございます。

○大沢委員 歳入として入ってきているということは分かっておりまして、出と入は決算ですからこれに出ている。その中で1億円弱のこのお金の使途、どのようなものに使われているのか、その説明を今求めているわけでした、そこら辺のところの説明をお願いします。

○黒田財政課長 受託収入等で歳入がある場合につきましては、一般財源として使用する場合につきましては、人件費等に充当しているところでございます。

○大沢委員 この人件費等々においても、人件費というのは、この委託事業であると、都から人件費もさらに経費として入ってくるのではないのですか。この中でほかに充当するのではなくて、その相違の部分プラス人件費としてさらに委託費として入ってきているような流れというのではないのですか。

○黒田財政課長 いわゆる事業に関わる歳入でございますので、事業にかかる事務費、かかる経費と人件費に充当しているものでございます。

○大沢委員 話がかみ合わないのでやめます。

武蔵小山、開発の話をさせていただきますけれども、武蔵小山もいよいよ2棟できてということで、大正時代に武蔵小山と命名されて、目蒲線が走って、常々お話ししているように、映画館もたくさんあったりとか、駅前ロータリーのところに噴水があったりとか、いろいろな。ところが、今は、かようなすばらしい駅前ロータリーがつくられ、これは先ほど来、出ているマスタープランに基づいてこのような計画がなされた。ご存じのように、一昨年、令和元年11月5日に今の駅前のところができて、竣工というか、お客様に披露して、本年度6月に、今度、隣の駅前通り地区ができたということで、区では、この2つのまず先行して行われたまちづくり、どのように捉えられているのか教えてください。

○多並都市開発課長 私からは、武蔵小山についてお答えさせていただきます。

今、委員からご紹介いただきましたが、品川区といたしましては、武蔵小山駅は、目黒線の地下化や駅前広場の完成などによって、まちのポテンシャルが飛躍的に高まったことから、品川区まちづくりマスタープランの中で、武蔵小山駅を西の玄関口、荏原地区の核として位置づけてまいりました。

また、平成16年には、東京都のしゃれた街並みづくり推進条例に基づきまして、街並み再生方針を策定し、また平成23年には、まちづくりビジョンを策定するなど、将来の武蔵小山のまちづくりについてお示しさせていただき、この内容について、これまで進めてきたところであります。

今ご紹介ありました武蔵小山で一番最初の再開発でありますけれども、パルム駅前地区につきましては、平成19年から地域の方で組織した準備組合が設立され、令和元年12月に建物が竣工してございます。

また、2棟目につきましては、駅前通り地区、今の地域センターが新しく入ったビルですけれども、これにつきましては、平成17年から地元の方でご検討いただき、令和3年6月、今年の6月に建物が竣工したところでございます。

従前の地区では、老朽化した住宅や店舗などの木造建物が密集した状態、また、狭隘な道路が多いなど、防災性や安全性の課題があったところであります。

両事業を実施することで、土地の共同化や土地の高度利用を図ることで、品川区の西の玄関口、また荏原地区の中心核としてふさわしいまちづくりということで進められたということで成果として考えて

いるところでございます。

○大沢委員 今のところで、街並み再生方針、段階的にまちをつくっているということで、その段階的なまちづくりの上において、先行事例が2つできたということですね。今度においては、一般質問にも、また区長にご答弁いただいたように、武蔵小山の第1地区、第2地区についての計画が、今、動こうとしているわけです。ところが、この計画について、動いているのですけれども、その中にやっぱりマンション等々、権利を有する方、あるいは一般の方々、再開発を進めて、これは建設委員会でもちょっとお話しさせていただきましたけれども、このまちづくりは確かに素晴らしいことです。かつての飲食店が軒をならべていた頃は、後ろを向けば全て、表面は素晴らしいのですけれども、後ろはトタンで守られていた、そのような例があったわけです。確かに防災性、防火性は向上したので、それはよかったと思いますけれども、進む中でやっぱりまちの方たちがかなり不安になっているところは否めない事実だと私は思っています。この皆さんが不安に思われている事実、区はどのように把握していられるのか、どのように考えているのか教えてください。

○多並都市開発課長 今、委員からご質問ありました小山三丁目第1地区、第2地区のところでございます。

こちらの地区につきましては、現在、再開発準備組合の方々と、今後のまちづくりについて検討していただき、また、今年度については、今後の都市計画についての案ということで、組合の中の皆さんでご検討いただいて議決いただいて、区のほうへ都市計画案としてご提出いただいている状態というのが現在の状況かと思えます。

区といたしましては、やはり地域の方で一生懸命、今後どうしていくべきかということでご検討いただいた成果として捉えさせていただいて、今後それが実現するように、都市計画手続をしっかりと進めていくべきということでは思っているところです。

ただ、この中でもやはり、そうは言うのですけれども、なかなかご不安の声、また、移転するとき、どのようなことが自分に残るのか、生活再建が本当に保たれるのかとか、いろいろご意見があるのはお聞きしているところです。特にマンションの所有者の方にそういうお話があるのは聞いているところでございます。

区といたしましても、そのような声をしっかりと受け止めさせていただいて、まずは準備組合の中で情報共有を図りながら、今後のご不安が1つでも解決できるようにお伝えしていただけるのと、また、分からない点があれば、区のほうでも、しっかりそれをお伝えさせていただいてサポートさせていただく。最終的には、その地域の方が安心してまちづくり事業を進めることができるよう、しっかり進めていかなければいけないと思っていますので、今後、このように進めていきたいと思っていますところでございます。

○大沢委員 地権者の方、あるいはマンションの方、安心してこの課題というか、この地域課題に向き合っていけるように、払拭していただけるということですが、地権者の方は、今後の人生、あるいは、いろいろな人生設計に大きな大きな影響を与える問題でありますので、権利者の皆さんが安心してこの事業に参画できる、参加できるような形をとってもらいたいと思いますし、権利者の皆さんに少しでも不安の軽減を、取り除いていくために、先ほど来もちょっとお話をいただきましたけれども、今後どのようにされていくのか、改めてお答えください。

○多並都市開発課長 今までのいろいろな質疑の中でも、この再開発事業を進めていく進め方と、なかなかそれが伝わりにくいのではないかというお話もあったかと思います。この再開発事業を進めてい

くに当たりましては、まずは、どのような建物を建てていきたいかという考え方のもとに、都市計画で決定し、それで初めて建物に対してどのような規制や緩和を図っていくかという諸条件が決まっていくことになります。その諸条件を基に具体的な建物の計画を考え、それに基づき、また権利変換ということで、最終的には、ご自分の土地が、どういう部屋に割当てられるかというのが分かっていくということで、そういう段階を踏みながらやっていかなければ分からない状態というところが、なかなか分からないところだと思います。

特にご質問の中であるのが、費用であったり、管理費であったりというお話があります。例えば管理費においても、都市計画によって規制緩和の条件が定まった後に、皆さんで、どういう建物にするか、例えば24時間の管理体制にするのかしないのか、またはラウンジだったり、フィットネスだったり、皆さんで使えるような施設をつくるのかつくらないのかとか、そういうものを皆さんで決めていただいて、それが最終的にはその管理費になっていくということで、段階を追っていかないと出てこないものです。ただ、なかなかそれが今の都市計画の前の段階から、そういうものがどうなるのかというお話なのですけれども、それは段階的に決めていくことですよと、いろいろ準備組合の方もご説明いただいているのですけれども、なかなかそれがご理解いただけないところであるし、分かりづらいところがあると思います。これについては、やはり区としましては、日頃から、準備組合に対しても区としても指導、助言させていただいていますけれども、やはり地域の方、また、その権利者の方々とコミュニケーションをよくとっていただくことが一番重要かと思います。気軽に、このようなことはどうなのだろうということをコミュニケーションをとれるような状態を、もっともっと今よりもしていただいて、より安心して進められるような事業ということでできないかということで、日頃よりそれ以外も指導させていただいていますけれども、そういう形で、より皆さんに納得いただけるような事業ということで今後も進めていきたいと思っていますところでございます。

○大沢委員 これからもしっかりと指導していただいて、連絡が通じていなかったとか、そういうことがないような形にしていただきたいと思いますのです。

それと、地権者については、この開発という事業については丸きりのど素人です。だから、そのど素人の中で、コンサルとか事業協力者の意図が大いに働くような、その意図が反映されるような計画であってはいけないと思うのです。あくまでも住民の方、小山に住んでいる皆さんたちの意向が反映されるような開発事業であってもらいたいと思っておりますけれども、ここのところをどのようにお考えになりますでしょうか。お答えください。

○多並都市開発課長 今のご質問ですけれども、再開発を進めていく上で、今、委員からご指摘いただきましたように、準備組合の段階は事業協力者ということで、その知見を持つ企業の方に入っていることが多いところでございます。

ただし、その事業を検討していく段階で、今、委員からご指摘もありましたように、一般の方が詳しい情報であるわけでありませんので、区として、やはりその地域の方がどういう思いで考えて開発を進めていきたいのだということは、しっかり捉えることがまず重要であり、それがちゃんと検討の段階で、そのゴールに向かって行っているのかというのは、中間、中間で確認していくべきだと思いますし、必要があれば、もちろんそこで意見など、サポートしながら進めていく。そういうことで、今後もしっかり地域主体でこの開発が実現するように、区としてもサポートしていかなければいけないと思いますので、そのように進めていきたいと思っていますところでございます。

○大沢委員 最後のお願いですけれども、選挙みたいになってしまった。お願いなのですけれども、

事業協力者と地権者、あるいは住民の皆さん、住民の皆さんが知らなかったということがないように、事業協力者あるいはコンサルの間にしっかりと入っていただいて、点と点を結んでいただきたいと思います。

○渡部委員長 次に、おくの委員。

○おくの委員 私から、326ページ、都市計画費に関わって、小山三丁目第1地区再開発について質問いたします。

これについて私も一般質問で行いましたけれども、そのときの答弁、本年7月に準備組合の総会が開催され、区に提出する都市計画の案が議題となっていて、総会参加者の9割を超える方の賛成で議決したと聞いております。区といたしましても、地域主体で検討されたまちづくりの成果として受け止め、都市計画手続を進めていくべきと判断しております、そういう答弁でした。

この9割を超える賛成とは、参加した方が再開発の結果としてのご自分の権利と、また、負担を具体的に説明を受けた上で明らかにされたのでしょうか、伺います。つまり、どのくらいの広さの建物や部屋をご自分が獲得し、あるいは、そのときの固定資産税、管理費、修繕積立金などのご自分の将来の負担がこれくらいになる、それぞれの方がそれぞれに説明を受けた上で、この賛成はされたのでしょうか。その点、伺います。

○多並都市開発課長 小山三丁目第1地区についてのご質問です。こちらの地区につきましては、品川区へ都市計画の案ということで提出する案を準備組合の中で議決をいただいているところです。今のご紹介だったと思います。これにつきましては、参加者の方の約96%の方が賛成ということで決まったということで、区といたしましては、多くの方からのご意見は重いということで、これで区として受け止めて、都市計画手続を進めているところです。

その議決の前の説明のあり方のご質問かと思いますが、これにつきましては、その当日にも説明ということで、資料だけではなくて説明もされているのですけれども、都市計画の内容の考え方を示してあることと、先ほどの答弁と重なりますけれども、今後の事業の進め方、その中で、これから決まっていくこと、決めていただくことということで、スケジュールもその中で準備組合のほうからかなり詳しくご説明いただいているところです。

この中で、固定資産税であったり、管理費は、今後決まっていくことということで説明しているところで、その時点では、もちろんこれから決めていくスケジュールについての説明をしているというところであります。

○おくの委員 結局、固定資産税にしろ、将来の負担、あるいは部屋の広さ、十分に説明はされていないということだと思います。それは当然といえば当然なのではけれども、しかし、こういう再開発において、個々の方にとって一番大事なのは、住民の参加、そして合意が実際に、本当に、真実あったのか否かということだと私は思います。住民の皆さんは、結局、何にも知らされていないのだというふうに話していらっしゃる。自分の今後の住環境や土地や建物などの財産が、具体的にいつどうなるのか、そして負担はどのくらいなのかということは、住民一人ひとりが十分に知った上で、その賛否を明らかにしているのか。そうでなければ、本当の意味での合意があったとは言えないのではないのでしょうか。十分な説明もないままでは、私は合意とは言えないと思います。その点、いかがでしょうか。部屋がどのくらい、結局は狭くなるのだと思うのですけれども、部屋がどのくらい狭くなるのかとか、それから修繕積立金などが実際に示されるのは一体いつなのでしょう。区計審にかかる前なのか後なのか、この点を伺います。

○多並都市開発課長 まず、市街地再開発事業の進めていく流れについて改めてご説明いたしますけれども、まずは、どういう開発をしていきたいかという考え方のもとに、それを考えたところで都市計画の手続をしていきます。都市計画の中で、容積率の最大限であったり、最小限であったり、また、高さが何mまでいいですよというような諸条件を決めていくことになります。その後に、その諸条件が決まった段階で、次は組合設立という手続になります。組合で皆さんがそういう開発をこれから進めていくべきかということで決めていくこと、その後に権利変換ということで、どのような部屋の割合になるかというのを決めていくということで、段階的にこれから進めていくことになります。

したがいまして、今の管理費だとか、積立金などということは、都市計画の以降、組合設立に向けてということで、そこの中で決めていくことですので、組合設立の中で一緒に事業計画を立てていくことになりますので、その計画を精度を上げていながら検討していく。その際に、例えば、建物の建材を高級感あるものにするのか、もしくは、安価けれども長持ちさせるようにしようとか、いろいろ皆さんでご検討いただいて、どういう建物にしようかということをごんごん考えていって、建築単価に反映させていって事業計画を立てていくことになりますので、都市計画以降、繰り返しになりますけれども、その規制緩和の決定した以降に、皆さんで検討して、それを基に組合設立ということになってきますので、そのような段取りでやるものですから、現在、合意と言いましても、その前の合意できる段階で決まっている情報ではない。ただし、そういう進め方をするということは丁寧に説明しているということを確認しているところでございます。

○おくの委員 結局、区計審の後に分かるということだと思いますけれども、それでも一人ひとりにとっては結局十分な助言とはなっていないくて、だからこそ、どの再開発においても「何にも知らされていない」というせりふが後から出てくるのだと思います。ところが、一般論としては、答弁に出てくるのですけれども、準備組合が適切にサポートしていくと聞いておりますとか、区といたしましても、準備組合に対し指導、助言しておりますとかという答弁が出てくるのだと思います。しかし、こういうふうに、部屋の広さとか、固定資産税、修繕積立金、こういった負担が結局、十分に示されないままに計画が進んでいる、それが法律だとおっしゃいますけれども、そういう実態、実質から言えば、十分な説明がなされないままに手続を進めているのと同じことだと私は思うのですけれども、いかがでしょうか。どこが必要な説明がなされていると言えるのか伺います。私は言えないと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○多並都市開発課長 そういう説明をするというお話でしたけれども、先ほどもお話ししましたけれども、管理費であったり、積立金であったり、それは組合員の皆さんが決定していくことですので、皆さんで検討していただき決定していくことということで、それは幅がありますから、その中で決めることです。

ですから、その前の段階で、まだそこまで至っていない状態の段階で説明はできないので、必ずそれをどういう段階で決めていただきますよということを、スケジュールを説明していただいている。それが必要なことであり、今やることであり、まずは地域の方に一緒に、組合という、みんなで建物を建てていこう、このまちの課題を解決していこうという思いを1つにするところが1つのターニングポイントですので、それが組合の設立ということですので、そこにまず向かうと。それができた段階で、具体的な建物についての検討をしていく、そういうステップを踏むものですから、一遍にやるものではなくて、段階的に進めていくステップという考え方と捉えていただければと思います。

○おくの委員 結局、住民の参加と合意がないのだと思います。中止を強く求めます。

○渡部委員長 次に、たけうち委員。

○たけうち委員 329ページ、地域交通検討経費、347ページ、空き家等対策事業、353ページ、防災行政無線管理費で伺います。

地域交通検討経費ですけれども、コミュニティバスの件だと思いますが、大井ルートを試行運行させるという、今年度中ですか、スタートするということで聞いておりまして、また、地域の方から、さらに、よりきめ細かな、コースの追加をされてということになっていきますけれども、現状、どのようなスケジュールになるのかということをお教えください。

それから、空き家については、いろいろと取組を進めていただいて、毎年、不適正な管理から20数件の、令和2年度は24件の空き家が改善されたというふうになっておりますが、この不適正管理というのは、どのような状態を言うのか。例えば、庭から草や木が、枝が外に出て、外を通る方たちとか、交通に対して非常に危ないというところまで含むのかどうか教えてください。

それから、防災行政無線、これは冒頭に防災課長から、この間の震度4の地震の対応のご報告がありましたけれども、夜ですけれども、防災行政無線がたしか鳴ったかと思うのですが、あれは普通の地震、どれくらいの大きさだったら鳴るのか、当初は23区は震度5というようなことで言われて、実際に体感ではそれくらいあったのかと思ったのですが、あとで4に引き下げられましたけれども、いわゆる震度幾つ以上になったら、ああいう形で流すのかどうか教えてください。

○鈴木都市計画課長 私からは、コミュニティバスの検討状況についてでございます。委員ご紹介いただきましたように、現在、大井ルートについて、試行運行開始を目指して検討を進めているところでございますが、大井ルートは、西大井駅を出発して、まずは西大井四丁目、五丁目、区境の山王ロマンチック通りですとか、西大井本通りを巡回して、それから滝王子通りから大森駅に向かって往復のルートと、この組み合わせったルートでございまして、全体的には、試行運行をしていただく事業者を、6月にはプロポーザルで決定してございます。その後、直ちに交通管理者である警視庁本部と、この現場に実際に行っていただいたりして協議を進めているところでございますが、特に巡回ルート、西大井四丁目、五丁目、西大井本通りの部分が非常に狭くて協議が難航していると。いろいろご指摘を受けて、区としてもその対応策を幾つかお示ししているところなのですが、今、協議を継続しているところでございます。

一方で、大森駅との巡回、往復のルートのほうについては、おおむねご了解をいただいているところもございます。

引き続き、継続して協議を進めていきたいというところでございますが、大井ルート全体としての今年度末の試行運行開始は、なかなか厳しい状況にはなってきてございます。場合によっては、部分的なルートでの試行運行開始ですとか、そうしたところを今後精度を上げて検討していきたいというところでございます。

○竹田住宅課長 不適正管理空き家についてお答えさせていただきます。こういったものがそれに該当するのかということですが、草木の繁茂、近隣の敷地を越えて草木が生えていたり、あるいは電線に接触したり、道路にはみ出したりというようなものでございます。

それから、家屋の瓦が落ちたり、壁が落ちたりというところでございます。

この2つが大部分を占めておりまして、それ以外にも、小動物が住みついてしまうというようなケースもございます。

○平原防災体制整備担当課長 防災行政無線のお尋ねについてでございます。今回の地震は震度4で

ございましたけれども、品川区に設置の計測震度計で震度4以上を計測した際には防災行政無線を鳴らすということになってございます。

また一方で、緊急地震速報につきましては、これは揺れの前でございますけれども、こちらについては震度5弱以上で反応するようなものとなってございます。

○たけうち委員 防災行政無線のほうは分かりました。

コミュニティバスですけれども、当初から狭いということは懸念されていたのですけれども、そこは大丈夫だろうということでやっていただいて、また、地域からの要望も多かった場所ですので、ここができなくなると、意味があるのかなというところはちょっとあるので、そこはしっかり何とか交渉していただいてやっていただきたいと思います。

そして、仮に今年度になるのか、来年度になるのか分かりませんが、試行が始まったときに、当初の設定として、一定の売上げが上がらないと、考えようみたいな、見直しをという話もありました。ただ、コロナ禍で、なかなか人の動きが、今ようやく減ってきて、これからまた増えていくのかもしれませんが、またどうなるか分からない中で、そうしたことも考えなければいけないのではないかと。プロポーザルは終わったわけですが、そこら辺もしっかりやるのであれば、加味して、目標がそのままでいいのかなというところはちょっとあるのかなと思いますので、そこについてご答弁をお願いしたいと思います。

また、空き家につきましては、いろいろと取り組んでいただいているのは分かりました。それで、いろいろご注意を、相続人ですとか、いろいろな関係者、また、本人を特定して連絡をとって、例えば木を切ってもらとか、庭の手入れをしてもらう、また、屋根瓦の管理をしてもらう、いろいろやっていただいていると思うのですけれども、ただ、特に草だとか木などというのは、繰り返しで、また伸びてくるわけですね。こういったことについて、気の利いた方は、また、いろいろ余裕のある方は、業者さんを頼んでやっていただいているわけですが、なかなかそういうことができないと、また、その都度、その都度、地域から声をいただいて、また連絡をとって対応するという、こういう繰り返しになってしまうのかと思うのですが、そうした管理サポート事業みたいなもの、これ、業者を紹介するというのはあるのですけれども、例えば、今、ある自治体等では、これはシルバー人材センターが独自事業として、こうした空き家等の管理サポート事業みたいなことで、修繕とか、草刈りとかはまだやらないのですが、状況を確認したり、また不法侵入があるかないかの確認、また写真撮影、報告書作成などを、シルバー人材センターに委託してやっていただいて、定期的に管理をしているようなところもあるのですけれども、品川ではまだシルバー人材センターではそういう形でやっていないのですが、シルバー人材センターのほうのお答えは要らないのですけれども、そういうふうな定期的な管理をしっかりとシステムとして、仕組みとして行っていくということの考え方について教えてください。

○鈴木都市計画課長 コミュニティバスにつきましては、試行期間の4年間、その中で収支率50%という目標を定めて実施していきたいというところでございますが、一方で、ご指摘いただいたように、コロナ禍の状況を踏まえ、バス関係、昨年度ですと、一番乗車が少なかったところが5割減というところと、今年の4月辺りだと、7割まで戻ってきているというところもございますが、いずれにしても、その動向をしっかりと見ていかなければいけないというところは、所管としては認識しているところでございますが、いずれにせよ、試行期間が4年間ございますので、その中で実際に走らせて、どういう収支率になってくるかというところも踏まえて、しっかりと見定めていきたいというところでございます。

○竹田住宅課長 品川区では、物件の見守りサービスについては、所有者の方に、東京都の空き家ワ
ンストップ相談窓口に選定されている5社のうち、見守りサービスをやっている専門業者2社をご紹介
しているところでございます。

空き家は、それ以外にも、リフォーム、土地の管理、それから建物の管理、相続等、様々な問題を秘
めておりますので、そういったことも含めて、専門業者を活用して、協定を結ぶなり何なりして総合的
に対応していきたいと考えているところでございます。

○渡部委員長 次に、湯澤委員。

○湯澤委員 私からは、335ページ、公園・児童遊園費、それから341ページ、公衆便所
費、348ページ、防災費全般についてお伺いします。

まず、公園についてです。公園は、区民の憩いの場として様々な年齢層の方が、それぞれの目的で利
用されておりまして、近年では、ユニバーサルデザインに特化した公園が全国的に増えていて、障害を
持った方でも楽しく利用できる公園をつくる動きが品川区でも行われております。

うちの近くの公園にもユニバーサルデザインの遊具を入れてほしいという要望を受けたこともありま
すので、それだけ公園のあり方について、世の中の意識が少しずつ変わってきているのだなというふう
に思っております。

議事録を見ますと、公園のない町会などに対して、これからも積極的に用地を確保していくという区
の方針をおっしゃられていましたので、区は公園整備について前向きであると認識をしております。

そこで、公園整備をする際、コロナ禍でのワークショップのあり方についてお尋ねいたします。

通常であれば、地元の方々を中心に、様々な年齢層の方を対象にして、対面にて意見交換をして、数
回にわたり議論をしていくのだと認識しておりますが、コロナの感染防止対策の一環で、書面開催を余
儀なくされたと思っております。

まず、コロナ禍のこの2年間で、公園整備におけるワークショップは何件ぐらい行われたのか。また、
書面による意見は、誰がどのように取りまとめ、方針を決定していったのかお知らせください。

○高梨公園課長 近年、公園整備に際してワークショップを行った件数でございますけれども、区で
は、整備を行う公園全てにおいてワークショップを行っているわけではございません。改修等につきま
しては、周辺の方々にアンケートというような形で意見を聞いたり、公園それぞれの特徴に合わせて、
地域の方の意見の吸い上げ方法は決定してきているところでございます。

最近では、今、委員からもご案内がありましたユニバーサルデザインに特化した公園ということで、
子どもたちのアイデア等を活かした公園づくりということでワークショップを行ったもの。それと、公
園の新設ということで、旗の台地区におきまして、公園のない町会に公園用地が確保できたといったと
ころで、地域の悲願といったところもお聞きいたしておりましたので、地域の方が集まってワーク
ショップを開催したという2件を実施したところでございます。

○湯澤委員 コロナ禍でのワークショップ、様々な大変ご苦労があるかと思います。現在整備がされ
ている旗の台六丁目公園に関して、ワークショップが途中から書面開催に切り替わったということで、
公衆トイレに関しては設置をしないという結論が出たかと思います。

その後、やはりトイレは設置したほうがよいということになりました。これは課長から事前に理由は
お伺いしておりましたが、やはり設置をしたいという住民の声があったからということでありまして、
私も近隣や隣接する方からトイレはあったほうがいいのかというような質問を受けておりましたので、
設置することに決定が変わったことはよかったのかなと思っておりますが、一度決まったことが、どう

いう経緯で設置するというふうに意見が変わったのかをお知らせいただければと思います。

また、書面開催によって意見交換会が不十分であったことが理由の1つであるのならば、今後このようなワークショップを開催する際、書面とリモートを並行して行うことも検討されてはいかかかと思いますが、ご意見をお伺いします。

○高梨公園課長 まず、旗の台六丁目公園の整備に当たってのワークショップについてですが、今、委員ご案内ありましたとおり、全て対面でのワークショップといった形で計画をしておりましたが、残念ながら一度だけは書面開催という形になりました。コロナ禍での開催ということで、リモートでの実施等を検討したのですけれども、なかなかリモートの設備が整っていない方がいらっしゃったりということで、難しいということで書面開催になったところです。

ただ、開催に際しましては、ただ資料を配って意見を書面で募って終わりという形ではなくて、可能な限りで個別の訪問であったり、また、間接的な形で、地域センター等を通じて意見を聞いて、皆様の生の声をできるだけ吸い上げるといった形で努力しようということで行ってきたところでございますので、今、委員からご指摘がありました書面開催が、1つ皆さんの意見を吸い上げる障害になったといったところについては、可能な範囲でしっかりとフォローができたのかなというふうに所管としては判断をしているところでございます。

また、トイレの設置についてなのですけれども、ワークショップでは一度、トイレを設置しない方向でまとめましょうということになりましたが、まだその段階では、設置、不設置、どちらかに決めたという段階ではございませんでした。委員ご案内のとおり、トイレ設置に関しましては、ぜひいろいろな活動の場では周りにトイレがないのでトイレを設置してほしい、周辺の方からは、防犯面であったり、臭いの面であったり、不安があるという双方の声がございました。双方の声をしっかりと聞き、最終的に区といたしましては、清掃の回数であったり、巡回の回数をしっかりと確保して、周辺の方々への不安を払拭するという形で取組をさせていただきたいということで、トイレを設置するという結論に至ったところでございます。

○湯澤委員 最終判断は、設置をするということだったということで理解しました。

コロナ禍でもワークショップに参加する人が理解や納得をした上で行えるように、一層工夫をしていただきたいと思います。担当課からも、これまでの公園設置において課題となったことをワークショップの参加者に伝えることで、その情報を基に意思決定もしやすいと思っておりますので、例えばこのトイレの設置につきましても、設置をした場合のメリットやデメリットを早い段階で伝えておくことで、もう少しスムーズに決定するのかなというふうにも思いますので、そのような取組をお願いしたいと思います。

また、防災活動公園にはマンホールトイレが設置されていますが、こちらについても隣接する住民から、災害発生後に、どれくらいで汲み取りに来てくれるのか、あまり日が経ってしまうと、臭いや衛生面が心配であるとか、あと、し尿が溜まる部分の劣化によって土に流れ出ないかというご相談を受けたことがあります。

汲み取りまでのおおよその日数、それから、臭いや衛生面の取組、劣化の心配について、3点お知らせいただきたいと思います。

○高梨公園課長 区内の公園・児童遊園には、特に防災広場を中心として37の公園・児童遊園に、173基のマンホールトイレを設置しているところでございます。

今ご案内がありましたとおり、マンホールトイレのほとんど大部分は、便槽型といいまして、底の部

分にし尿をためておくというような活用をするものがほとんどでございますが、このマンホールトイレの構造自体でございますけれども、外に染み出るような構造ではございませんで、しっかりと水密性があるような製品を使っておりますので、周辺の土壌の中に使用した後にし尿がしみ出るといったところは考えられないかというふうに考えているところでございます。

○山本防災課長 し尿の収集運搬についてですが、発災後およそ3日以降、順次、収集運搬をするというところで想定をしているところでございます。

○湯澤委員 し尿は、漏れるとか、そういうことがないということで理解しました。

幾つかの自治体では、マンホールトイレでは、汲み取り式なのか、水流式なのかをホームページで住民が分かるように記載をしているところもございますので、品川区でも記載をしたらいかがかと思います。

また、共同で利用するトイレは、特に臭いがどうしても気になってしまいますので、区役所のトイレでも臭いを緩和するような香料が設置されておりますので、これはやはり清潔に保つツールとして利用されているのかと思います。なので、防災資機材倉庫の備品にも、石灰や香料など、臭いや腐敗を防ぐものも加えてはいかがでしょうか。

そして最後に、公園内での飲酒について伺います。これは感染拡大への懸念だけにとどまらず、飲んだ後のごみの始末、そして迷惑な時間帯に大声を出すとか、立ち小便をしてしまうとか、路上飲みと併せて社会問題になっているかと思います。この問題に対して、公園課はどのような対策をしているのか。また、区への苦情などは入っているのでしょうか。区民の憩いの場である公園での複数での飲酒は、コロナが収束するまで、また、緊急事態宣言が発令されている期間は禁止すべきかと思いますが、区のご見解をお知らせください。

○平原防災体制整備担当課長 マンホールトイレに必要な消毒剤等々の備蓄でございますけれども、現在、学校のマンホールトイレにつきましても、特段そのようなものの備蓄はされていないところなのですが、清掃等に対応するというような状況になっておりまして、必ずしも防災活動広場のトイレのところまで対応できているものではございません。今後につきましては、必要なものについての備蓄を検討して速やかに対応してまいりたいというふうに考えてございます。

○高梨公園課長 公園内における飲酒についてお答えをさせていただきます。都市公園法や品川区の公園条例施行規則に、飲酒そのものを禁止というような規定はございません。しかしながら、飲酒に伴って大人数でお酒を飲んで騒ぐなどの行為につきましましては、公園の管理に支障のある行為として、日常の管理の中で、そういった行為を見かけた際には、ご遠慮いただく旨の声かけをしているところでございます。

今般のコロナ禍に関しましては、飲酒に伴って大声での会話等の飛沫が非常に感染流行に不安があるといったところを受けまして、特に緊急事態宣言中におきましては、駅近の公園等で散発しておりました公園内の飲酒に際しまして、特別の巡回パトロールを行いまして、お声かけにより飲酒はお控えいただくということでパトロールを行ってきたところでございます。今後、今は緊急事態宣言は明けたけれども、不適切な飲酒の状況等は、日々の巡視、夜間の巡視等も含めて、しっかりと見回りながら声かけをしていきたいと、このように考えているところでございます。

○湯澤委員 緊急事態宣言が発令中とかは、ぜひ貼り紙とか注意喚起をしていただければなと思っております。

次に、防災のほうに移ります。温暖化の影響で気候変動がますます激甚化している今日でありますけ

れども、水害によるリスクについて、どれだけ区民が意識を持っているのか、考えさせられることがあります。

といいますのは、区外より転入されてきた方とお話をしていると、立会道路の下に水が流れているということを知らない方が多くて、自分が水没ハザードマップ内に住んでいることも知らないということでありました。確かに立会川はほとんどが暗渠になっておりますので、「立会川道路」というような名称でもない限り、分からない方は多いかもしれませんけれども、品川区浸水ハザードマップでは、荏原町駅付近から西小山を通して目黒区に至るまで浸水想定区域となっております。浸水の心配はほとんどないかもしれませんが、万が一に備えておくことが大事ではありますので、一人ひとりが我が事のように水害対策を考えて、行政だけに頼るのではなく、自分がリスクに向き合うことが大切だと思っております。

そこで、暗渠部分を含めた立会川の浸水エリアに居住している区民がどのくらいいるのか、また、そういった住民に対して、命を守るためにどういったお願いをしているのか教えていただきたいと思えます。

○山本防災課長 風水害被害についてのお尋ねでございます。まず1点目の立会川の部分の氾濫区域、この辺りの居住者というところでございますが、高潮による立会川氾濫につきましては、対象世帯が1,150世帯というところで理解をしているところでございます。

それから、周知に関してでございますが、風水害時、平時における区民への周知、啓発とかは非常に重要だというふうに考えてございます。ハザードマップを作成して戸別配布等を行っているところでございます。その辺りについて、引き続き力を入れて啓発等をしていきたいというふうに考えてございます。

○湯澤委員 最後、り災証明についてお尋ねいたします。災害があった場合には、全ての区民にり災証明を取っていただきたいと思っておりますが、なかなか知らなかったり、パニックで忘れていたりということがあるかと思えます。過去の議事録からは、領収書があれば遡って助成が可能ということですが、それはどのくらい遡れるのか。また、ほとんどが通るのか、どのくらい遡れるのかをお知らせいただきたいと思えます。

○平原防災体制整備担当課長 大変申し訳ございません。具体的にどのくらいで例えば効力が切れるのかとか、そういったことは、今、手元に持ってございませんけれども、一般的に、被害を立証するようなものがあれば、災害から日が経っていても証明することはできるというふうに考えてございますので、何らかの形で、例えば写真を残していただくとか、そういった分かるようなものがあればというふうに思っております。

○渡部委員長 会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午後3時10分休憩

○午後3時25分再開

○渡部委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑を続けます。

ご発言願います。高橋（し）委員。

○高橋（し）委員 325ページ、立会川溢水防止板設置工事等と、329ページ、立会川・勝島地区まちづくり検討経費、同じく329ページ、八潮地区の将来像検討経費ということです。

まず、立会川のほうからお願いします。

今年の2月の建設委員会で、立会川・勝島地区都市再生整備計画についてご報告がありました。そして9月30日には、勝島人道橋の整備についてという整備についてのご理解とお願い、それから10月には、勝島人道橋の予備設計に伴う現地調査についてというお知らせが、地域および関係者の方々に配布されました。人道橋の位置の地図つきです。整備についてのご説明がありました。

まず、この調査等の、現地調査というのでしょうか、それについて、どのような状況なのでしょうか。

それから、さらにそこから都市再生整備計画につながると思うのですが、その計画作成の現状と今後の見通し、そして、説明の文書にありましたけれども、人道橋の位置がほぼ絞られてきたのではないかと思います、その件についてお願いします。

○溝口道路課長 勝島人道橋につきましては、道路課のほうで設計を進めておりますので、私のほうからお答えをさせていただきます。

まず、今年度、地域のほうにビラ等を配布させていただいた調査の件でございます。東大井の集会所付近を候補地の1つといたしまして、その辺の測量ですとか、また、運河の中に柱を立てなければいけない関係がありますので、そういったところの地盤の調査、または、いろいろ埋まっている可能性もありますので、磁気探査、そういったものを今後行いながら、詳細な設計に入っていく。まずは本当に基礎の現地の状況を確認するための測量調査に入ってきているところでございます。

今後につきましては、そういった測量の精度を上げていくことによって、実際の今後の都市再生整備計画に反映して事業化に移っていくものだというふうに理解しているところでございます。

○高橋（し）委員 人道橋についてを中心にご説明いただきました。それで、この人道橋は、地域の方々の期待も大きいですし、反対側といいますか、つながる勝島地域の方々の期待も大変大きいと。今のように大変大きな事業ですので、詳細な調査、計画が立てられるということですが、先ほどの整備計画については、2月の建設委員会のお話では、3つの基幹事業が必要だということで、そのうちの1つが人道橋であるということで、残り2つについて検討しなければいけないというような課題を述べられたと思います。その残り2つの基幹事業についての進捗というか検討状況をお尋ねします。

それともう1つは、今、もうすぐパブコメですけれども、水とみどりの基本計画にもこの勝島運河についての記述があり、そことの関連を踏まえて、どのようにお考えか、お願いします。

○鈴木都市計画課長 都市再生整備計画、委員ご質問のとおり、基幹事業、人道橋以外にも複数ということが条件になってくるというところでございまして、エリア内、区有の公園もございまして、それから、1つ候補として検討しているところが、しながわ花海道自体の修景整備、これは港湾局の所有を区が管理させていただいているところでございますが、こうしたところを中心に、今、関係機関とも協議をしながら、いろいろ検討を進めているというような状況でございます。

○溝口道路課長 今現在、検討が進められています水とみどりの基本計画の関係でございます。もともと勝島運河周辺については、しながわ花海道等、地域の活動もある中で、様々な回遊性を生み出すという形になっております。今回、仮称であります、勝島人道橋を建設することによって、さらに回遊性を高めるものにつながるものだと思っておりますので、当然そういった上位計画、または都市再生整備計画、そういった計画に基づきながら事業を実施していくものだというふうに考えているところでございます。

○高橋（し）委員 そうすると、大変大きな周辺の回遊性、しながわ花海道、しながわ区民公園とつながるということで大きな事業になるかと思うのですが、その建設委員会での報告で、補助事業として

国費の補助が上限4割ということなのですが、金額としては多額なものになると思うのですが、ほかに東京都やそのほかの補助というか、そういった関連のものは、現在、まだ計画が立っていないところでお答えしにくいかもしれませんが、どういうことが考えられるでしょうか。

○鈴木都市計画課長 都市再生整備計画を策定しまして、国費4割を入れながらというところで検討を進めてまいりましたが、人道橋を含めて、人道橋をつくった後の、どういう形で区として管理をしていくかというところで、今、様々検討している中で、1つ、都市計画公園に位置づけて管理できないかというところも、これはなかなかハードルが高いところではありますが、検討しているところでございまして、都市計画公園という位置づけがされれば、都市計画公園の交付金という形で、先ほどの社会資本整備総合交付金以外にも、都市計画公園としての国からのお金が入ってくると、できるだけ区費を抑えて整備を進めていく中では、こうした検討もしているというところでございます。

○高橋（し）委員 今、都市計画公園という形で、なかなかハードルがとありましたけれども、ぜひそちらのほうを進めていっていただきたいと思います。周囲の方の期待の大きい事業ですので、完成は令和9年度ということで先ですけれども、ぜひよろしくお願いします。

それから、八潮地区については、令和2年度に検討をしていただいたのですが、令和3年度は予算化されていませんが、今後のまちづくりの検討はどのような形になるのでしょうか。

それから、立会川のほうですけれども、これも令和2年度と、平成で溢水防止板を設置していただきました。設置後、台風や大雨で被害はあったのでしょうか。また、今年度、立会川護岸点検がありますけれども、その点検状況と、老朽化しているところなどの補修といいますか、補強といいますか、それらはどのような状況でしょうか。

○鈴木都市計画課長 八潮地区のまちづくりでございしますが、区としましては、これまで委託費をつけてまして様々検討を進めている中で、地域でワークショップを行いながら、最終的には、区あるいは地域、建物所有者、事業者が、共通した目標、目的を持って、まちづくりを今後進めていくガイドライン的なところの策定を目指しているところで、そのワークショップの実施を、これまで、今年になりますと、5月あるいは7月、9月、それぞれ募集をして設定していましたが、コロナ禍、緊急事態宣言が発令して3回とも延期というところで、今回、緊急事態宣言も解除になりましたので、改めてワークショップ、3回ほどの実施を予定しておりますが、そのようなワークショップを実施をしながら、まちづくりガイドラインの策定を進めていきたいというところでございます。

○栗原河川下水道課長 立会川の溢水防止板でございしますが、高潮時の水位上昇によります堤内地への溢水被害を抑制するために、河口部に樋門が完成するまでの暫定対策といたしまして、昨年度に設置を完了したものでございます。その後の浸水被害の状況は確認されているところではございません。

また、老朽化についてでございますけれども、立会川につきましては、日常管理の一環といたしまして、年に1回、目視点検を実施しております。また、併せまして、昨年実施いたしました溢水防止板設置の際に、立谷川の護岸に隣接する住民の方から、護岸の劣化が心配とのお話があったことから、今年度、点検、詳細な調査を予定しております。現在、調査項目等を検討しているところでございます。実施に向けて、引き続き取組を進めてまいります。

○高橋（し）委員 八潮のほうは、ガイドライン策定、よろしくお願いします。

立会川のこと、安心という成果がありましたので、今度は安全に向けて、さらに今の点検状況、護岸のチェックをお願いしたいと思います。

○渡部委員長 次に、のだて委員。

○のだて委員 私からは、326ページの都市計画費に関わって、26号線と踏切について、333ページの大井町駅周辺地区再開発事業に関わって、東大井5丁目のC地区について質問します。

まず、踏切のほうです。荏原第五地域センターの横にある住吉踏切は、補助26号線道路の工事に伴って踏切をなくし、歩道橋を架ける計画になっています。26号線が完全に開通すると、踏切はなくなってしまい、歩道が車道とは別に、両脇の道路よりも高い、つまりは別々のルートになってしまいます。踏切の部分は歩道橋が設置されて、渡るためには1回上って、線路を渡って下りてくることになります。そうすると、地域センターや大井町に出るのに不便になるとの声が寄せられています。踏切近くに住んでいる方は特に不便になってしまいます。周辺住民の意見を聞いているのかどうか伺います。

○鈴木都市計画課長 26号線開通、それから、歩道橋整備後の住吉踏切についてでございますが、委員ご発言いただいたように、陸橋が整備された後、住吉踏切は除却されるというふうには東京都からは聞いているというところでございます。

利便性のお話をいただきましたけれども、やはり踏切につきましては、鉄道と歩行者が交差する、踏切では当然仕切られておりますが、状況によっては非常に危ない状況と、踏切が閉まる直前で素早く渡り切ろうとすると、これは非常に危険な部分でございます。それを安全に渡れるように、歩道橋、これは自転車も押して渡れるような形でスロープつきの、それとともにエレベーターつきの陸橋ができるというふうに聞いてございますので、やはり地域住民の方々、利用者の安全性を第一に考えて、東京都が踏切を除却するという判断をしたと、区は認識しているところでございます。

○のだて委員 周辺住民の意見を聞いているのかどうかということでお伺いしたので、お答えいただければと思います。

○鈴木都市計画課長 踏切除却について、意見を聞いた上で検討したかということは聞いておりません。基本的には聞いておりませんが、区の受け止めとしては、そういう地域の声を聞いた上で検討しているというふうには聞いてございませんので、安全性を第一に考えたというふうな受け止めでございます。

○のだて委員 住民の意見を聞いていないということですので、ぜひそれは区としてもするように言っていただけたらと思います。

確かに踏切が開いた後すぐに踏切がまた鳴り出して閉まってくるというときに、多くの方が滞留していると危険な面もあります。ですけれども、混雑していなければ、ずっと地域センターなどに行くことができます。エレベーターは設置されますけれども、お年寄りにとっては、大井町に行く際に、歩道橋を上がって、また下りてということになると、1つハードルができる。そうすると、外出するのが億劫にしまいます。利便性を考えると、歩道橋と踏切、両方あるのが一番よいのかなというふうに思います。利用者が便利のように踏切を残していただきたいと思いますが、残すことはできないのか伺います。

そして、もともと問題は、26号線のこの区間に歩道が併設されていないということがあります。なぜこの区間に歩道を設置しない構造になったのか伺います。

○鈴木都市計画課長 先ほど、私、東京都が地域の声を聞いたかどうかということ聞いていないということでしたので、聞いていないという前提での発言ではなかったので、申し訳ございません。

それから、委員がまさにご指摘いただいたように、ずっと渡れる、そこが最大の危険でありまして、遮断機が下りているところにも渡れるのではないかと思っすつと踏み出すというのが一番危険な状態でございますので、区としては、やはり区民の安全性を考えれば、踏切の除却は理解するところでございます。

それから、車道に合わせて歩道も設けられなかったのかというところについては、東京都に確認しましたところ、新幹線の橋脚がありまして、どうしてもその橋脚間の幅の関係で車道しか設けられないというところで東京都から聞いているところでございます。

○のだて委員 すつと行くというのは、安全なときに渡れるという意味で私は言ったのですけれども、残すことはできないかというところでは、ご答弁がありませんでしたが、やはり住民の意見を聞きながら、安全で利用しやすいようにしてほしい、区のほうでもそうしたところに力を尽くしていただけたらというふうに思います。

次に、C地区について伺います。大井町駅周辺地域まちづくり方針が策定されましたけれども、ここには先行する広町地区を牽引役として、その効果を周辺に波及させると明記されました。先日行われた説明会でも、広町地区が周辺のまちづくりを牽引すると説明されました。しかし、C地区では、今のまま住み続けたいという声が上がっています。区議会にも多くの方からC地区の計画を進めないでほしいという陳情が上がっています。住み続けたいという当然の願いをむげにすることは許されません。広町地区が周辺のまちづくりを牽引するとのことですが、牽引する対象にC地区は入っているのか伺います。

また、まちづくり方針でC地区が位置づけられている活力創造ゾーンとは何か伺います。

○多並都市開発課長 大井町駅周辺につきましては、大井町駅周辺地域まちづくり方針を昨年度に策定させていただきました。この中で今、委員がご紹介いただきましたように、広町地区と併せて周辺地区も契機としながら牽引し、周辺の開発を進めるということで明記しているところでございます。

この考え方としましては、いわゆるこの周辺というのはC地区も含めて周辺ですので、C地区ももちろん、その周辺の中には含まれるところです。

土地利用の考え方としましては、この活力創造ゾーンというのは、商業、業務、飲食店などの多様な機能を取り入れ、活力創造による活気あふれるにぎわいの創出を目指すということで、そのような位置づけにして進めているところであります。

区といたしましては、やはり今言っていました東大井のC地区の地区につきましては、いわゆる東小路がある地区ですけれども、地域の方が、まずはどのように、今後、まちを進めていくかということで、勉強会を開いていただいているところでございます。これにつきましては、いわゆる再開発等を進めるだけではなくて、いろいろな手法を含めて検討していきたいということで勉強されております。

また一方、再開発を心配する会という会の皆さんも検討されているということで、区としては、やはりいろいろな方のご意見をお伺いして、このまちの将来の進め方は、最終的には皆さんで考えていただいて、それをまとめていくということが考え方でありまして、再開発の代表的な地域のご意見をまずお聞きして進めていくという考えは、そういうことで、今、進めている段階というところでございます。

○のだて委員 この牽引する対象にC地区も入っているということですが、進めてほしくないという方々がいるもとで進めるべきではないと思います。やはり住み続けてきた場所を追いつかれ、生活が奪われると、祖父母の代から住み続けてきたという方もいらっしゃいますし、ここを終の住処に決めているのだという方もいらっしゃいます。やはりこうした生活が奪われるということを生み出してはならないと思います。

そして、広町地区の整備によっても波及効果を生み出すということなのですが、C地区には波及させないように、計画を進めないようにしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○多並都市開発課長 地域の中では、今のままでは、やはり安全性、火災への危険性を感じている方、いろいろな方がいらっしゃいます。まずは地域の皆様の声をお聞きして、それをどのような形で進めて

いくべきかということで、皆さんで考えていただいて、その方向性を決めていくということが一番重要なことかと思います。

○のだて委員 安全性などの問題があるということですが、そうしたことをちゃんと解決しながら、超高層再開発にならないように、区として支援をしていていただきたいというふうに思います。やはり住民合意のないままに計画が進められるということがないようにしていただきたいというふうに思います。

○渡部委員長 次に、若林委員。

○若林委員 323ページの河川管理費からお聞きしたいと思います。これは浚渫から入っていききたいと思います。

まず、令和2年度は、この目黒川の浚渫については、31m³というふうに、例年に比べて大分少なかったということが実績として載っております。ということで、この令和2年度の浚渫した場所、それから、なぜ例年に比べて極端に少なかったのか。この理由をお聞かせいただきたいのが1つです。

それからもう1つは、この浚渫について、河川の中央部は東京都が分担する。それから兩岸から2mのそれぞれの範囲を品川区が分担するという取決めになっているという記述がありますけれども、この分担の意味、お金のこととか、いわゆる浚渫そのもののことなのか、ここら辺の意味をお知らせいただきたいと思います。

○栗原河川下水道課長 目黒川の浚渫についてのご質問をいただきました。まず、昨年度の浚渫量が少なかった理由と、実施した場所についてでございますけれども、昨年度は、浚渫の工事を一度発注したところ、契約が不調となりまして、それで年度内の残工事を考慮し、再起工した結果、実際に浚渫をする時期が短くなってしまったということで、その量が少なかったという状況でございます。

実施した箇所につきましては、区間といたしましては、目黒川の山本橋から御成橋の区画を実施したものでございます。

また、東京都との浚渫の役割分担でございますが、東京都の事務処理特例に基づきまして、先ほどお話ありましたように、目黒川につきましては、船団、船を使つての大規模な浚渫につきましては東京都が実施いたしまして、護岸のフーチング部分につきましては区が実施するということで、技術的に大きなもの、機械を使ったりするものについては東京都、そうではない場合は区という形で大きく分けているものでございます。

また、費用につきましては、東京都の事務処理特例によりまして、どちらも東京都のほうで負担しているものでございます。

○若林委員 続けて、水質改善のほうを伺いたいと思います。河川下水道課として、どのように把握しているかという観点で結構ですので、いわゆるT O C、T O Cは商業施設ではなくて全有機炭素、これを令和元年度から調査を始めて、それによってB O D（生物化学的酸素要求量）、それからC O D（化学的酸素要求量）、この2つはこれまでも経年で水質調査をしているわけですが、この3つを組み合わせることによって、より目黒川の汚れ、汚濁の原因を推察、解明できるようになる、こういう説明が環境課のほうからされておりますけれども、河川下水道課としては、こういった水質改善の科学的な分析、それから汚れの原因について把握されているのかどうか。また、把握されているならば、それに基づいて、今後どのような水質改善の浚渫等々、様々な手法があると思いますけれども、そういったものを今後取り入れていこうとしているのかについてお聞きしたいと思います。

○栗原河川下水道課長 環境課のほうで実施しておりますB O DですとかC O D、そういったものの

計測データは、河川下水道課のほうでも把握はしているところでございます。

現在、河川につきましては、環境基準でありますBODにつきましては基準を満たしているところではございますが、大雨が降った後には一時的に臭気や濁りが発生することは認識しているところでございます。

水質悪化の原因でございます下水道から排出される有機物を減らすための取組といたしましては、下水道局で、令和2年度より、目黒川の上流に当たります場所に下水道の貯留管が稼働したというふうな話を伺っておりまして、雨天時の放流回数が減ったという報告も受けているところで、その効果を期待しているところでございます。

区といたしましては、先ほどお話ししました継続的に川の浚渫を実施するとともに、東京都や上流部である世田谷区、また目黒区と協力いたしまして、目黒川のさらなる水質改善に取り組んでまいりたいと思います。

○若林委員 もう一度、いわゆるTOC、BOD、COD、これを組合せて汚れの原因が推察される、明らかになっていく、こういうことが令和元年度、そして令和2年度、今年度もやられていることと思いますけれども、この要因について、河川下水道課では、どのように把握されているか、原因としてどのようなことを環境課と連携をして把握されているのかということを、もう一度お聞きたいします。

併せて、これは多分、ほぼ確実に毎年夏の時期になりますと、目黒川の水面に黒い大小の塊が浮遊して、感潮河川ですので、そんなに流れるということもなく、いわゆる浮いている状態で、だらだら下流に向かっていったり、満潮時に近くなると、今度は逆に目黒の上流のほうにその黒い塊が浮遊していくという、非常に水質改善に、東京都も含めて、品川区は本当に目黒川の浄化に取り組んでいただいている中で、毎年そういう非常に残念な傾向を、区民の方からも写真を写メで送って、今こういう状態ですよというふうに私も実際にいつも目にしている。

先ほどの3つの要素の汚れの原因等とともに、この黒い塊、ヘドロなのですか、そういったところの水質浄化といいますか、汚れの除去といいますか、そこら辺の解消に向けての、もう一度、今後に向けてのご答弁をいただきたいと思います。

残念ながら、令和2年度は社会実験等々、また、舟運の利活用の執行がなかなかできない状況でしたけれども、いずれにしても、東京都も含めて、品川区は、この水辺の利活用を大いに今後進めていこうという中で、夏の一定の時期限定かもしれませんが、あの黒い塊が、あれは最終的にどうなるのですか。それも一応聞かせてください。私もずっと追いかけて下流まで行ってということは今までやったことがないので、最終的にあの黒い塊が、どこでどうなってしまうのか。今見てもないのです。ということで、どうなっているのかということをお聞かせいただきたいと思います。

○栗原河川下水道課長 先ほどお話がありました環境課のほうで継続しておりますBODだったり、CODだったり、TOCだったりという数値に関しましては、河川下水道課のほうでも、しっかりとその状況、その推移は把握をした上で、水質改善に向けて有効的な検討を引き続き進めていければというふうに思っているところでございます。

併せまして、スカムでございますけれども、最終的にどこに行くのかというお話でございますが、こちらにつきましては、目黒川につきましては、東京都建設局のほうで浚渫や日々の清掃作業等を行っている中で取る場合、また、大雨が流れてきた場合は、川から海のほうに流れていく場合がございます。また、中には、そのまま下のほうに堆積して、スカム、それから白濁の原因となるということも認識しているところでございます。

引き続きまして、品川区では、東京都や目黒区などとともに、目黒川水質浄化対策検討会の中で、水質悪化の原因、それから対策を検討いたしまして、先ほど申しましたように、堆積した泥の浚渫、また下水道局に対しましては、合流式下水道の改善に向けた貯留管の整備等の要望を引き続き進めてまいります。

○若林委員 環境課が把握をして対応されているということでございました。それはそのとおりだというふうに理解いたします。ぜひ河川下水道課としても取り組んでいただきたい。

○渡部委員長 次に、大倉委員。

○大倉委員 315ページの駅周辺等放置自転車対策事業で保管所、あと、353ページの防災行政無線維持管理費で教えてください。

不動前、八潮の保管所の件ですが、今までお話を聞かせていただいて、放置自転車が増える中で、新しく平成15年から不動前の保管所ができたということで、4,500台と、そして1,500台、6,000台近くが受入れができるというところで、今までも放置自転車の減少については、午前中、木村委員からも質疑で聞いておりましたが、減少傾向にあって、保管率も、以前の質問だと、大分下がっていて、2,000台ぐらいまで下がってきているのではないかというようなお話だったことを前提にして伺っていきたいのですが、今の八潮、不動前、当時の建設委員会のお話の中では、利便性というところが1つ挙げられておりました。今現在の八潮の返還率、不動前の返還率などを教えていただければと思います。

あと、また推移がやはり上がっているのかどうかというところが分かれば、下がっているのかも含めて、推移について教えていただければと思います。

防災行政無線維持管理費で、つい先日、地震が起きた際に、たまたま聞き取れなかった。「ふだんなら聞こえるのだけれども聞こえなかったのだよね」というようなご相談を受けて、その方が区の境のところに住んでいる方で、もしかしたら、品川区は、港、目黒、渋谷、大田と隣接している中で、その方は目黒との境だったのですが、行政防災無線が目黒のほうとかぶって聞こえなくなったりしたのかななどということを伺ったのですが、そういうような近隣区の行政無線が混線して聞き取れないようなことが実際にあるのでしょうか、分かれば教えていただければと思います。

○川口交通安全担当課長 それぞれの保管所の返還率のお尋ねでございます。八潮北の保管所につきましては、返還率が、自転車につきましては63.8%、バイクが44.9%で、小計で63.4%となっております。不動前は自転車のみでございます。こちらにつきましては78.9%というところでございます。

推移的なところでございますけれども、一時期、新型コロナウイルス感染症の関係で撤去活動などが縮小をかけた関係もありますけれども、また再び今は通常体制に戻っている状況でございますので、その推移的なところにつきましては、微増という形には、徐々にこれからなっていくのかというふうなところでございます。

○平原防災体制整備担当課長 区境における防災行政無線についてでございますけれども、区境においては、例えば午後5時の試験放送などについては、時間もかぶるということもございまして、それぞれ聞きづらいというようなお話が出ることはございます。

ただ一方で、それ以外のところにつきましては、同時に発報した場合には、やはり音がかぶる可能性はありますけれども、時間帯がずれていれば、そんなに聞き取りづらいということはないのかなというふうに認識してございます。

○大倉委員 自転車の保管、返還率のほうですが、ありがとうございました。以前からお話をさせていただいておりますが、不動前の保管所、あの辺は、目黒と不動前の間に大きな開発があって、これからまたさらに人口が増えていく、また、商業施設なども入ってきて、かなりにぎわいを見せるのではないかと、まちの在り方、まちづくり、地域の町会とかも含めて、様々変わっていくところもあるのかなと思う中で、放置自転車の保管所として、平成15年からですからもう大分経っているという中で、活用の仕方、本当に保管所をずっと続けていくのかなというところで、どのように考えているのかということ聞かせたいのと、あともう1点、契約が東急、以前の建設委員会のものを見ますと、区のほうから東急に、放置自転車が増えている中でお願いをしているというようなご答弁があったのですが、どのような契約になっているのでしょうかということをお教えください。

あともう1個、区の保管期間なのですが、以前の予算特別委員会のときだったか、おおむね6か月ぐらいい取りに来て、来ない場合については売却措置ということだったのですが、6か月はどういう根拠なのでしょう、教えてください。

防災行政無線ですが、災害時とか緊急時に区民の方が情報を得るところでは、同時に流れることがあるのかなと思うのですが、そういった場合、今、できるだけ聞き取りやすいようにというところで工夫があれば教えていただきたいのと、視覚障害者の方への防災ラジオ等の配布とか、障害がある方への配布などをされているのですが、この防災行政無線については、例えば文字等でどのように知れるようになっているのかというところで気になったのですが、ホームページ等を見ると、様々メールやLINEとかで防災行政無線の内容についてはお知らせしますということだったのですが、聴覚障害がある方が、実際に目で見て、文字で確認してというところでは、どのような工夫があるのか教えてください。

○川口交通安全担当課長 不動前の関係についてのご質問でございます。今、不動前の保管所につきましては、先ほどご説明させていただきましたように、返還率が非常に高いということもありまして、それぞれ開発等もありますけれども、一方では、多分、自転車の利用も増えるというところがございます。当時は、やはり不動前、もともと区内1か所しか保管所がなかったところに、増やしてもらいたいという要望等もあった上で、不動前が設置されたという経緯もございましたので、引き続き、その辺の対策は踏まえた保管所の運営をしていく考えでございます。

また、不動前の保管所の契約関係ですけれども、こちらにつきましては、単年度で契約をしております。それぞれ東急のほうに、年間137万円の支払いを行っているところでございます。

また、半年の根拠というふうなお話がございました。こちらにつきましては、条例でも、保管した自転車等について、相当の期間を経過しても返還できない場合、これを処分することができ、また、条例の施行規則等においても、それぞれの規定を設けているところでございます。

○平原防災体制整備担当課長 防災行政無線の聞き取りやすさ等のお話でございますけれども、まず、聞き取りやすくするための工夫でございますが、例えばスピーカーの向きを工夫してみるでございますとか、あるいは音声、昨年のコロナ放送のときに、男性、女性、あるいは人の声、様々なところで放送させていただきました。そういったことで、どういう声が一番届きやすいか等々、あるいは音声のスピード、そういったところを工夫させていただきまして、なるべく聞こえやすいような形で放送させていただいているところでございます。

また、聴覚障害の方の文字についてでございますけれども、防災行政無線で放送させていただきます緊急放送につきましては、仕様上できないごく一部のものを除きまして、それ以外全てを、例えば

L I N E の品川区公式アカウントとかでテキスト配信させていただいているところでございます。

○大倉委員 防災行政無線なのですが、この間の地震については、L I N E も、多分メールも、どちらからも地震の発生等のご報告がなかったと思うので、そういった災害時の報告が文字でも分かるようにしていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

保管所の件ですが、6 か月は長いなと思って、ほかの区を調べたら、大体1 か月、30 日ということで記載がされていて、それだけ早く返還ができれば、不動前と目黒の間で徒歩三、四分のところで物すごい立地としてはいいので、放置自転車の保管所としてだけ使うというのは非常にもったいない立地だなと思っていますので、これは全体で検討していただきながら、場所によって利用が、区民の行政需要が高いようなものに充てるということも可能なのかなと思いますので、駐輪場の場所はあそこでなくても、ほかの施設等も様々、広さも、あれだけ大きいところはなかなか区でも借りられるような、使えるようなところはないと思うので、そういう視点を持って活用していただけるとありがたいと思いますので、要望で終わります。

○渡部委員長 次に、須貝委員。

○須貝委員 私は、防災全般なのですが、そのうちの特に355 ページ、帰宅困難者対策経費についてお聞きしたいと思います。

10月7日、午後10時41分頃、首都圏で地震がありました。埼玉、それから足立区は震度5強、品川区は震度4。その地震で、J R 10 路線が一時運転を見合わせたので、主要な駅で、その駅前のバス停、タクシー乗り場などで人があふれ、いわゆる帰宅困難者ですが、大地震の発生時には、首都圏で800万人出る。東京都では515万人の帰宅困難者があらわれるということを想定されています。

帰宅困難者のための一時滞在施設を、東京、神奈川、千葉の3都県で計6か所設置したそうです。この品川区においても、さっきの報告で設置をされたということですが、何か所設置して、何人分用意されたのですか、教えてください。

地震発生時から設置して開設するまで、何時間ぐらいかかったのか教えてください。

○平原防災体制整備担当課長 ただいまご質問のございました10月7日の地震における品川区の対応でございますが、私ども品川区におきましては、一時滞在施設の開設準備までは進めたところでございますけれども、状況の確認を行いまして、一時滞在施設、実際には開設は行いませんでした。

そのような状況なのですけれども、まず、私ども、地震が発生いたしまして、すぐに職員が参集いたしました。その後、直ちに主要駅、目黒、五反田、大崎、大井町に、職員を現地派遣させていただきまして、それで直ちに状況の確認をさせていただいたところでございます。

その中で、その時点では、まだ電車が動いていなかったこともございましたので、一部改札付近に数十名の単位で滞留者がいるということもございましたので、一旦、一時滞在施設の開設の準備を始め、物資等の準備をしたところでございますが、そちらにつきましては、1時間もたたないうち物資の準備は終わっておりました。ただ、先ほどのお話のとおり、最終的には滞留者も順次減っていきましたので、開設せずにということになったところでございます。

○須貝委員 すみません、先ほどの質問なのですが、このたびに対して、一応用意しますよね。使う使わないは別なのですが、こういうときに、大体何人分ぐらい用意されるのですか。さっき、東京都の想定数は申し上げましたが、実際どれぐらい用意されて、実際、設置するまで、開設するまで、時間として、実際に人は使わなかったのですが、どれぐらい時間がかかったのですか、教えてください。

○平原防災体制整備担当課長 まず、一時滞在施設の開設でございますけれども、例えば先日のよう

な地震、人もそんなにいなかったということもございましたので、想定している全ての一時滞在施設というよりは、直ちに対応できる区有施設を中心に考えたところでございますので、そういった意味で対応も早かったといったところでございます。

ただ一方で、例えば大きな地震が発生したときに、民間の施設のご協力をいただくような場合には、民間施設が本当に開設できるかどうかを個別に確認していく等々の作業もございますので、そういったときには若干のお時間を頂戴することになろうかなと思ってございます。

今回そういったこともございませのでしたので、先ほど言いましたとおり、1時間程度の時間で準備ができたところでございます。

○須貝委員 それはすばらしいと思うのですが、ただ、すみません、一応何人分用意されたのかを再度教えてください。

港区、足立区では、大体5時間、準備するまでにかかったそうです。そして、それは夜も遅かったということもあるし、それから、民間とも、ホテルと協定を結んでいたそうです。ですが、民間は残念ながら、やっぱり定時で受付は終了するそうです。それで、頼んだのですけれども、向こうと対話ができなくて、民間は断念されたというようなことを港区の担当者が話しておりました。今、課長がお話ししたとおり、民間というのはなかなか難しいというところもありますが、すみません、もう一度だけ、どれぐらいの人数を想定してつくられたか教えてください。

○平原防災体制整備担当課長 今回、10月7日の地震に対しましては、3か所を考えたところでございまして、合計の受入れ想定人数といたしましては252名の施設を用意させていただいたところでございます。

○須貝委員 このような準備は、今回は、まだ軽度でよかったかもしれませんが、実際に大災害が起きたということで、今回も新聞、テレビで報道されて、この大首都圏では、震度7近くということで想定されています。今回は品川区は震度4でいっていますが、実際、このような大規模な地震が起きたときには、もちろん交通機関も麻痺するでしょう。人も、場合によっては、時間帯によっては歩けない。様々な問題が起きますよね。そのときに、開設するにも、準備するにも、職員の方が、実際にそろうのかそろわないかということがやっぱり命運をかけてしまうと思うのです。そのときに、実際この品川区内で、こういう一時待機場所をつくれる職員は、近辺に待機しているのでしょうか。住んでいるのでしょうか。もしそういうことがなければ、いざというときには全然対応できないということではないですか。その辺についてご見解をお聞かせください。

○山本防災課長 職員の参集についてのお尋ねでございます。区では、業務継続計画を策定しておりまして、その中で時間別の参集職員の数等を算出しているところでございます。

今回、例えば震度5弱の地震が起きた場合は、防災課、総務課の職員に加えて、全管理職、それから区内在住の職員、それから6km圏内の職員という形で参集することになってございまして、一時配備体制ですと、おおよそ五、六百名の職員が来ることを想定しているところでございます。

○須貝委員 今の想定ですけれども、それぞれ考え抜いて討論してできた想定数だと思いますが、実際、前回もそうですが、あれだけ帰宅困難者がたくさん出て、渋滞してしまったら、6km先から来られる、例えば自転車で来るのでしょうか、また歩いてくるのでしょうか。でも、場合によっては通行止めにされているかもしれない。こちらに来られない可能性もある。そういうことを考えると、私は、30年以内に大地震が起きると言っているのですから、この区内に、ワンルームでもいいのですけれども、職員が100人、200人待機できる場所を、滞在できる場所を確保する、そういう時期に来ているので

はないかというふうに思うのです。

だって、もうそういうふうに専門家が言っている。もうはっきり明言している中で、なぜそういう対応をとれないのか。だって、実際これだけの大きな地震が起きたら、救援、それから救助、支援というのは、これは絶対当たり前ですよ。それに対して、そばにいないということは、皆さんが来るまで、皆さんがそろりまで待っていなければいけないのですよね。でも、その間に、いろいろ被災した方は待ってられるのですか。場合によっては、死に直面することもある。赤ちゃんから、ご老人から、多くの方がいます。病気を持っている方、障害者の方、そういう人たちは、一時を争うわけですよ。それに対して、いや、順番に来て、五、六百人は体制を整えます。でも、そばにいないのでは、これは全然違うと思いますけれども、その辺についてご見解をお聞かせください。

○山本防災課長 震災発生時の初動というのはとても重要だというふうに考えてございます。区では、職員待機寮を設置しておりまして、そこに今、大体100名弱ぐらいいるかと思いますが、毎月訓練等も行いながら、様々な初動対応をできるような体制をとっているところでございます。

○須貝委員 前も聞いたかもしれないですが、職員には家族もいるのです。役所にすぐ飛んでいけますか。まず、家族の身の安全を守るのではないですか。そうではないのですか。そのうちの3分の1の人は動くに動けないかもしれない。やっぱりそういうことを考えなければ、頭の中で計算して机の上で考えるよりは、いざ、あれだけ映像も様々出ています。そのときに実際に動けるのですか。いや、いいですよ、その方たちが全員動けるなら動けるでいいですよ。そんなわけないでしょう。そうしたらどうするのですか。職員が来るまで、ちょっとすみません、支援できません。待っています。そうではなくて、大方の専門家の方が、もう30年以内に大地震が来ますよ。では、今、区のやることは何ですか。いざというときの臨戦体制に備えて、そういう待機施設を用意しておくというのが当たり前のことではないですか。違いますか。ご見解をお聞かせください。

○山本防災課長 初動の対応ですけれども、区のほうでは、職員向けの初動対応マニュアル等を作成しておりまして、その中で、まず身の安全の確保、それから家族の安全の確保をしてから、区のあらかじめ指定された参集場所に参集するように示しているところでございます。

初動の対応ですけれども、もちろん区だけでなかなか対応は難しい部分もございしますが、例えば避難所ですと、防災区民組織主体で開設と運営を行うこととなってございますので、そういった地域の方、それから区職員等々、あと事業者の方といったところで連携しながら、様々な対応を行っていききたいというふうに思っております。

○須貝委員 ちょっと無礼な質問なのかもしれないのですが、ちょっと1点だけお聞かせください。もし無礼だったら謝罪します。

マグニチュード8クラスの大地震が起きたときに、ブロック塀や家屋の倒壊など、火災また延焼など、人命救助が緊急に求められた場合ですが、こういうときは、区の職員の方は、現場で救助作業に参加できるのですか。それともできないのですか。というのは、やっぱり皆さんも大切な体です。生身の人間です。でも、それでもし出してしまったら、後方支援というのは一切、また、命令系統も途絶えてしまうと思うのですけれども、その前にこういうことができるのですか、教えてください。

○山本防災課長 緊急の救助活動というところでございますが、基本的には消防等が行う役割だというふうには考えてございますが、区の職員が参集場所に参集する途中でそういった場面を見ましたら、救助を行うことは当然だというふうに考えてございます。

○須貝委員 最後にお聞きしたいと思います。実際、先ほども通行が遮断された場合に、私は、各地

域にやっぱり備蓄倉庫がもう必要な時期ではないかと思うのです。確かにところどころ、避難所には用意されています。様々な地域センターにも用意されています。ですけれども、実際にそこに動けない。例えば、道路も通行止めで動けない、火災もあったら動けない、倒壊していたら動けない、そういうような状況も私は起こり得ると思うのです。やっぱりそういうときに備えて、各町会、地域ごと、では、空地はどこにあるのだとなれば、公園とか、何か空き地が私は必要だと思うのですけれども、ここ30年、20年かもしれないけれども、そういう場所を確保して、そこに物資をあらかじめきちんと置いておく、そういう準備が必要ではないかと思います。各町会も、うちの町会も、みんな物資は置いてあります。でも、数が到底足りない。

それからもう1つ、避難所ですけれども、このコロナ禍では、課長、圧倒的に足りないですよね。そこに避難する人。もしこのコロナがなかったら、ぎゅうぎゅう詰めでも、人はそこに避難できます。でも、このコロナ禍では実際はできないではないですか。その辺について、大丈夫だと言うなら大丈夫と言ってください。私は圧倒的に足りないと思うのですが、ご見解をお聞かせください。

○平原防災体制整備担当課長 私からは、備蓄倉庫のことにつきましてお話しさせていただきます。委員ご指摘のとおりでございます、各学校の備蓄倉庫以外に、区内25か所に分散して備蓄倉庫を用意させていただいているところでございます。

○山本防災課長 コロナ禍の避難者の受入れでございますが、確かにコロナ対応ということで4割減になってしまいますけれども、ホテル旅館組合等にご協力をお願いしていますし、あと、在宅避難等を推奨しておりますので、そういった部分で対応していきたいというふうに考えてございます。

○渡部委員長 次に、中塚委員。

○中塚委員 321ページの都市計画道路に関わって、補助26号線における今年9月18日の道路冠水について伺います。次に、351ページの防災対策に関わって、ホテルを借り上げた避難所について、それぞれ伺いたいと思います。

まず、26号線の道路冠水ですが、9月18日の大雨で、26号線の荏原第五地域センター近くのトンネル部分について、道路が冠水し、「トンネル内冠水通行止め」と表示がされました。まだ開通前でするので、人的被害の報告は受けていませんが、トンネルは長く、その形状もアップダウンがあるため、冠水した道路内に車両が進入し、冠水によって動けなくなると、最悪の場合は、車両内に閉じ込められて命を奪う事故につながりかねないと思っております。排水システムはついているとのことですが、今回の冠水の原因は何か、何cmほど水がたまったのか。そして、この排水システムは、雨量が何mm対応なのか、それぞれお伺いいたします。

○鈴木都市計画課長 補助26号線の件についてのお尋ねでございますが、まず初めの9月18日、冠水に至った理由というところでございますが、委員のほうでもご説明いただきましたが、まだ開通前というところで、この辺は東京都にも確認しましたところ、排水ポンプ等が稼働する前であったためというところでございます。

それから、何cmぐらいの冠水かというところまでは確認がとれませんでした。

それから3点目、排水のポンプがついているわけですが、基本的には1時間60mmの雨量に対応できる設備となっているというところでございます。

○中塚委員 ポンプが稼働する前だという説明でありました。車は、30cm水がたまるとエンジンが止まるというふうに伺っております。冠水したトンネル内に運転者が気づかずに次々と進入してしまうと大きな事故につながります。実際にアンダーパスでの事故は残念ながら各地で起きているのが実態で、

このトンネルの排水システムは、60mm対応ということでありましたので、ゲリラ豪雨や台風などでも、開通後、冠水することが十分に考えられると思います。

そこで、今回、東京都道ということになりますので、排水システムの強化、この60mm対応ではなく、もっと強化をすることや、冠水した際に、素早く車両の進入を止めるための対策の強化を東京都に求めていただきたいと思います、いかがでしょうか。

○鈴木都市計画課長 まず、排水設備の強化と、それから通行止めの表示等の対策についてのお尋ねでございますが、基本的に、委員ご指摘のとおり、想定する60mm対応を超える、例えば短時間で本当にゲリラ豪雨的に雨が降った場合の対応は、これまでも日本の各所でそうした事例が起こっているというところございまして、基本的に東京都に確認しましたところ、まず路面上10cmで「冠水注意」が表示されまして、その後、路面上20cmで「冠水」と「通行止め」が交互に表示されるというところでございます。

基本的に60mmを超える強化をするべきだということでございますが、基本的に東京都が管理している道路について、東京都がしっかり計画に基づいて整備をしたというところでございます。その後、供用開始されまして、局所的に60mmを超える豪雨が降りそうだというときの対応等も含めて、これは東京都がしっかり、その場、その場に合わせて対応していただけるのだというふうに思っているところでございます。

○中塚委員 東京都が考えることとおっしゃいますけれども、その60mm対応を超える豪雨の際に、事故が発生しないように強く東京都に求めていただきたいと思います。

次に、災害が発生し、自宅を失った方の避難所について、ホテルを借り上げ避難所にするのを改めて求めたいと思います。

本会議でも紹介しましたが、3か月前の熱海市で発生した土砂災害の際に、災害発生の翌日に、避難者562名全員について、ニューフジヤホテルに507名、ホテルニューアカオで55名が避難生活を送り、その後、市内の2つのホテルに移り、合計で4ホテルを利用しました。

区の答弁は、ホテルは補完施設ということで、区有施設の避難所があふれた際にホテルを活用するという計画の説明でした。私の提案は、この従来計画を変更して、災害発生後にホテルを借り上げ避難所にしていただきたいということです。従来の計画を変更して、ホテルを借り上げ避難所として活用していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○山本防災課長 自宅に損壊等があった場合、避難生活が必要になった場合なのですが、区といたしましては、区民避難所等を開設いたしますので、こちらに避難していただくというのが基本だというふうに考えてございます。ご提案いただいているホテルの利用につきましては、あくまでも避難所での受入れができない場合の補完的な利用を区としては想定してございます。

○中塚委員 やはり避難所の受入れができないときの補完的なものだということですが、この計画をなぜ変更することができないのか、改めて伺いたいと思います。

私は、体育館があふれたときにホテルの活用ではなくて、発災後に、学校から借り上げたホテルに移動して避難所とすることにしていただきたいのですけれども、なぜこれができないのか伺います。

○山本防災課長 できない理由というところでございますが、考え方として、ホテル旅館組合と災害時協力協定を結んでございますが、協定の趣旨からすると、区で対応が難しい場合に事業者の力をかりる、そういったことかと思っておりますので、区で対応できる場合は、当然区で責任を持って避難所を開く、そういう考え方でございます。

○中塚委員 現状がそういう協定であるならば、その協定の中身を変える必要があると思います。ホテルを避難所に指定して、自宅を失った方が避難生活を送れるように、協定自体も変えていただきたいと思います。

従来の避難所というと、体育館に雑魚寝という劣悪な状況で、毛布1枚のみの粗末な寝具、冷たい食事、風呂なし、プライバシーなし、女性、子ども、高齢者の配慮なし、多くの災害を経験するたびに災害関連死の多くが避難所生活によるものだということも判明しております。こうした中、品川区も避難所環境の改善へということで、この間、パーティションなどの備蓄も1,200人分用意しておりますけれども、やはり避難所が学校の体育館からホテルに変更することで、避難所の環境を大きく改善することができると思いますけれども、協定の変更も含めて、ご答弁いただきたいと思います。

○山本防災課長 ホテルの活用についてでございますが、ホテルは個室で過ごせるというところでは、プライバシーの確保ができるのではないかなというふうには思っておりますが、一方で、個室のために、ほかの人とコミュニケーションがとりにくくなって孤独に陥りやすいであったりとか、生活リズムを崩して体調不良に陥りやすい、そういった課題もあるというふうに考えてございます。

区民避難所におきましては、運営に当たる区職員がおりますので、今後の生活再建等も踏まえて、相談などのコミュニケーションをとれるというところ、また、ご案内いただきましたが、様々な環境整備を行っております。感染症対策等も実施してございますので、区民の皆様には安心して避難所のほうに避難いただければというふうに考えてございます。

協定の見直しについても、今のところ考えてございません。

○中塚委員 体育館の雑魚寝からホテルに移動すると、避難所環境が大きく改善すると思います。雑魚寝のほうがコミュニケーションがとりやすい、ホテルだととりにくい、それは間違いですよ。それは避難所運営の問題であって、ホテルであっても避難者同士がコミュニケーションがとれるように改善をすればよいのだと思います。協定の変更は考えていないとご説明がありましたが、ぜひ変更を検討していただきたいと求めたいと思います。

次に、ホテルを避難所として運営する場合の経費についてお伺いいたします。

熱海市では、ホテル避難所の経費が4億7,300万円ということで、国、県、市が共同して設置運営をしたと伺っております。ホテルを避難所として借り上げた経費になりますけれども、まず、どのような災害に指定されると、国や県も経費を出すのか伺いたいと思います。

そして、その上で、この指定の場合、熱海市だけではなく、品川区がホテルを避難所として借り上げた場合も、品川区が全額負担ではなく、国、東京都、品川区の3者で経費を負担することはできるのか。補助制度というのか、経費の負担についてご説明いただきたいと思います。

○山本防災課長 経費の負担についてのお尋ねでございます。国と都で経費を負担される場合は、災害救助法の適用になった場合、その場合、国と都のほうで基本的に負担をするということになってございます。

それから、品川区の場合でというところでございますが、こちらが、人口等によって、いろいろ変わってくるのですが、品川区に当てはめると、住家の滅失が150世帯以上ある場合であったり、あと、住家の滅失世帯が都内で2,500世帯以上、かつ区で75世帯以上等、様々な災害救助法の適用条件がございますので、こちらを満たせば補助等が得られるという形になってございます。

○中塚委員 災害救助法が適用された場合ということで、後半のほう、様々な条件があつてよく分からなかったのですが、満たせば適用されるということですが、つまりは、ホテルを避難所として品

川区が借り上げた場合、国、東京都、品川区も、それぞれが経費を分担するということになるのか、その条件に品川区は合うのか合わないのか、ご説明いただきたいと思います。

○山本防災課長 品川区が条件を満たすかどうかというところですが、先ほどちょっと申し上げましたけれども、例えば住家の滅失、全壊が区内で150世帯以上ある場合、あと、住家の滅失世帯が都内で2,500世帯以上あった場合で、かつ、区内で75世帯以上の滅失、全壊世帯がある場合等に関しましては災害救助法の適用になりまして、国の補助等が受けられるというものになってございます。

○中塚委員 被害の状況によって災害救助法が適用されるかどうかが決まるということで、つまりは、災害救助法が適用される場合については、品川区がホテルを借り上げての避難所の経費は、国、東京都、品川区の3者が、それぞれ負担をするということによいのか、この点、改めて確認させていただきたいと思います。

いずれにしても、災害救助法がされると、品川区だけでなく、国や東京都も負担をするという形だと私は理解しておりますけれども、学校の体育館での生活が長く続くのではなく、熱海市では翌日に可能になったわけですが、ホテルを活用したほうが環境が格段によくなります。しかも、熱海市は、事前の災害協定が力になったと伺っております。ぜひ品川区でも実施をしていただきたいと思います、改めていかがでしょうか。

○山本防災課長 区内の場合で法の適用があるかというところですが、この辺りは国のほうで事務取扱要領等が出てございまして、災害救助法の救助項目で1つ、避難所の供与というところがございまして、それに関しては補助が出ることになってございまして、その中で避難所での避難生活が長期にわたる場合において、避難所で避難生活をしている者への健康上の配慮等により、ホテルなどを借り上げて実施することが可能ということは書いておりますので、こちらの要件を満たせば可能かというふうに考えてございます。

○中塚委員 今までは避難所、また避難生活というと、学校の体育館をいかに改善していくかということで、私自身もそう思っておりました。しかし、今回の熱海市の対応を見て、ホテルを借り上げると、このように状況が変わるのかと、本会議でも言いましたが、医師や看護師、保健師の派遣も支援が集中しやすくなって運営がしやすくなるということが分かりました。ぜひこの経験を品川区でも生かしていただきたいと思います。

併せて、福祉避難所についても、特に高齢の方、障害がある方が、福祉避難所の施設を利用するよりも、ホテルのほうが、実は環境がよいというふうにも考えられます。従来の考え方を変更して、ホテルの活用を重ねて検討していただきますよう要望して終わりたいと思います。

○渡部委員長 次に、せお委員。

○せお委員 私からは、315ページ、交通安全啓発費、317ページ、道路点検システム費についてお聞きします。

初めに、道路点検システム費です。

まず、このシステム、どのようなものなのか教えてください。そして、このシステムによって、どのような効果というか、利点があるのかも併せてお聞かせください。

○溝口道路課長 今回、予算で、おっしゃられた道路点検システムでございまして、これにつきましては、道路を日常点検するに当たって、パトロールカーにスマートフォンまたはドライブレコーダー、そういったものを使って点検することによって、まずは段差の検知、またはひび割れを検知することで、

パトロールによって、そういった道路の損傷等を事前に把握すること、そういったことを目的に区内全域でやっております、主要な路線とその他路線に分けながら進めてきているところでございます。

そういった中で、1つの効果としては、実際、取組としては、平成29年から、こういった取組を行ってきているところでございますが、取り組む前の平成28年の区民からの要望が、今現在では半減しているという1つの効果が出てきているところでございます。

そういった中で、日頃からしっかり安全点検をして保全型の道路維持管理をすることによって、区民からの苦情が減ってきたというのが1つの大きな効果だと考えているところでございます。

○せお委員 必要なシステムだと思っています。こちらに加えて、区は、今年の6月から東京都が試行を始めていた「My City Report for citizens」という、スマホアプリを使って道路の損傷や不具合を簡易に投稿することができる道路通報システムの試行を始めました。今まで国道、都道、区道が区別がつかないとか、どこに通報するのか分からないとかというお声がありましたが、例えば、都道の中原街道に関する通報であっても、都のほうに伝えていただけるとのことです。このように、より多くの情報がこのアプリで受け取れることで、区が気づかないところも区民の方の通報によって気づけることになります。道路点検システムと、あと、このMCRというアプリで、区民が使う道路がより充実すると感じます。

そこで、まだ始めて4か月ほどしか経っていませんが、このアプリの利用状況をお聞かせいただきたいのと、今後の方向性をお聞かせください。

○溝口道路課長 現在、MCRということで、住民の通報システム、専用のアプリをダウンロードしていただいて、区民の方が気軽に投稿できる、そういったシステムを、今、試験導入しているところでございます。実際に6月から始めておりまして、9月までの間に、新規の登録者数としては96名の方に登録をいただいております、通報件数としては40件いただいているところでございます。

今後でございますが、今、4か月間使ってみて、特に不具合等あるわけではありませんし、また、職員としては、今回のシステムの中では、通報を受けたものから処理経過までを含めて一貫して返せるようなシステムになっておりますので、かなり事務の軽減が図られたというところ、また、GIS上で地図をつけた形での投稿になりますので、場所の特定がしやすいとか、また、これをシステム上からすぐに維持管理の作業につながるというメリットがありますので、できることなら、このまま本格運用にしていきたいというところと、できましたら、ほかのものにも転用できれば、ほかのものの通報にも転用できればというふうに考えているところでございます。

○せお委員 まだ少し通報が少ないかもしれないのですが、有効な取組だと思うので、全体的に、まず周知をお願いしたいと思います。例えば、商店街だったり、あと町会・自治会などで、代表の方がアプリを取り込んで利用していただくといったお知らせをするのはいかがでしょうか。そういった積極的な今後の取組についても見解をお願いします。

○溝口道路課長 これまでも6月1日から試行するに当たって、ホームページ、または報道機関向けのプレスリリース、さらに子育て向けサイトのしながわパパママ応援サイトの掲載、または、8月1日には広報しながわによる周知をこれまで行ってきたところであります。

さらに、やはり利用者の拡大、まずはこの制度を知ってもらい、このアプリを知ってもらうことから始まると思いますので、委員ご提案の件も含めて、さらに周知を図っていきたいというふうに考えているところでございます。

○せお委員 積極的に周知をお願いしたいです。

このように道路点検に最適なアプリなのですけれども、ゆくゆくは、私は公園のほうにも使用していただきたいと思っています。現在、区立公園は268あって、道路と同じようにたくさんある中、修理箇所を見つけるのも大変だと推測できます。

さらに今年の予算特別委員会で、公園の遊具を少し取り替える程度だと、利用者などにはご意見を伺っていないとお聞きしました。大変な作業なので仕方ないのですが、せっかく予算をかけて取替えや部分改修を行うのなら、区民の意見を取り入れたよりよい公園になってほしいです。インクルーシブな誰もが使いやすい公園になってほしいなと思っています。

公園においては、損傷や不具合などとともに、それぞれの公園に対するご意見も伺えるようなアプリを取り入れていただきたいと思っています。区民の方の声を伺えるとともに、公園課などの職員の負担も軽減できると思います。このようなアプリを今後取り入れていくという考え方について見解をお願いします。

○高梨公園課長 道路課が今試行しております道路通報システムは、スマートフォンのGPS機能を利用して投稿ができるといったところで、現在、今委員からご提案がありました公園における通報への拡大といったところを、道路課とも一緒になって、今、検討しているところでございます。268の公園・児童遊園等がございますけれども、異常だけではなくて、そういった利用者の声がいただけるといったところは、区の公園管理にとっても非常に有益だというふうに考えておりますので、システムの中身等、十分確認しながら、公園・児童遊園についても、本システムが拡大適用できるかどうかについて前向きに検討していきたいというふうに考えております。

○せお委員 ぜひ前向きに検討をお願いいたします。

これはまだ検討もされていないわけですから、1点、要望だけお伝えしますが、今後は、アプリ内などで、例えば、「おむつ替えがスムーズにできる公園」というところをタップすると、その公園一覧が出てくるという、設備からの検索機能も欲しいです。

現在は、しながわパパママ応援アプリ内で公園紹介がありますけれども、遊具はこれ、設備はこれという、アイコンで紹介はあるのですけれども、エリアからしか検索できないです。近いということも大切なのですけれども、私たち保護者だったり、あと障害があるお子さんをお持ちだと、特にこれがある公園だから行くというのが基本になります。公園の設備面からの検索機能が欲しいです。

なので、先ほどお話ししたような公園に関するアプリが実現すれば、このような機能も取り入れていただきたいと今は要望で終わらせます。

次に移ります。交通安全啓発費です。

まず、警視庁によりますと、令和2年中の交通人身事故の件数の都内総数は2万5,642件で、品川区の件数は762件。一方、令和元年は、総数3万467件で、品川区は767件でしたので、ともに減少はしていますが、コロナで自粛の影響もあるかもしれません。令和3年の上半期を見ると、都内の発生件数は増加しています。

交通安全対策に関しては、あらゆる方向から行われなければならないのですが、その中でも自転車に関してです。令和2年の自転車事故の件数は、減ってはいるものの、自転車関与率は年々上がっています。電動自転車の普及で利用者は増えていきますので、必然的に事故が増えると考えられます。さらには、自転車の中途半端な立ち位置というか、車両だけれども免許はない、歩道も走れる場所はある、小学生から運転できる、そういったところも理由が考えられると思っています。

令和2年度、様々な自転車の、ほかの交通安全に関連する啓発、あと自転車に関連する啓発も行っ

いただいたようですが、これらを行ってみて、効果的だったもの、そして一方で、課題となったこと、それぞれお聞かせください。

○川口交通安全担当課長 交通安全の自転車の安全利用に関するご質問でございます。令和2年度中に、それぞれ区では警察などと連携をいたしまして、例えば大井町でありますとか、武蔵小山などの自転車の多い駅等での安全利用のキャンペーンや、また、各区立学校等において、自転車シミュレーター等を活用した交通安全教育等も実施しております。

効果の有無はどうだろうかというご質問でございますけれども、やはり学校等でやる自転車シミュレーターを使った交通安全教育などは、子どもたちには、実際の運転が体感できるということで、非常に好評をもらっているところでございます。

また一方では、コロナ禍の影響によりまして、一部の学校では、なかなか交通安全教室ができないということで、その回数が減っていたということが課題なのかなという認識でございます。

○せお委員 そこで、自転車運転免許証を品川区が作成することも1つの手段ではないかと思っています。法的な効力はないですが、講習会や実技、筆記試験を行って交付すると、気持ちが引き締まると思います。意識づけの問題だと思います。

町田市では、小学生を対象に、自転車の安全な乗り方や交通ルール、マナーを教えるため、自転車教室を実施して、交通安全講話や筆記テスト等を終了した3年生以上を対象に、自転車運転免許証を交付しています。そのほかにも自治体独自の免許証を発行している区市町村はあります。

免許があっても、法律や道路が整備されていないという方もいらっしゃるのですが、狭くて密集している東京で自転車に乗るのであれば、現在の状況で、いかに法律やマナーを守るかなので、その法律やマナーをご存じない方、そして、これから知識を吸収していく子どもたちに知っていただくしかないと思っています。

ほかには、例えば、自転車活用推進官民連携協議会では、民間の団体の取組を紹介していて、例えば日本シェアサイクル協会では、今、シミュレーターのお話があったのですが、そういったところだったり、あと、VRなどを使った交通安全教育を推進しています。

午前中、松澤委員の質疑でもお話がありましたけれども、学校に関しては、人工芝で難しいという、先ほども件数が減っているということでしたら、このような取組もよいのかと思います。

これは、さらに補足ですが、企業向けで、主に自動車用なので参考になのですが、運転中にリアルタイムで交通違反を音声でアナウンスしてくれるアプリが企業では利用されているようです。このように民間の技術は素晴らしいので、活用させていただくことが大切かと思っています。午前中、松本委員もおっしゃっていましたが。

今ご紹介したような様々な取組や、民間活用も含めて、今後の自転車の交通安全対策について見解をお願いします。

○川口交通安全担当課長 自転車の安全利用についてのご質問の中で、自転車の免許制度というお話もございました。品川区では、自転車の交通安全教室を実施する際には、参加していただいた方に、交通安全の講習会の修了証ということで、これは反射材を兼ねたシールを配布させていただいて、安全意識の啓発に努めているところでございます。

また、それぞれ、今いろいろなご意見をいただいております。自転車の安全利用、また、区民の方からも、日頃からそのようなご意見もいただいているところでございます。確かに自転車は免許制度がない中で、気軽な自転車なのですが、一方では、誤った使い方をされれば、それは運転する人、また周囲

の方も、当然これは危険な乗り物となっておりますので、区としましては、その安全利用の啓発には、これは当然努めなければならないところなのですけれども、また、ご家庭等でも、交通ルール、マナーを考える場をしっかりと設けていただきたいということを区として訴えていきたいというふうに考えております。

○渡部委員長 次に、塚本委員。

○塚本委員 私からは、315ページ、交通安全啓発費で、これは26号線の開通に関わってということです。それから、325ページの治水対策推進助成事業とか、355ページの集中豪雨等対策費、この辺に関連して、防災対策としての流域治水ということに関してお伺いしたいと思います。

初めに、交通安全啓発費、26号線の開通に関してということで、東京都のほうから、来週の金曜日、10月22日の午前11時に補助26号線が開通しますということで発表がございました。ようやくというような思いでございますけれども、何回かというのも数え切れないほどの延長があって、ようやく開通ということになりました。

まず、開通してからの交通安全、しっかり安全にこの道路を通行していただくということで質問させていただきたいのですけれども、開通といっても、工事はまだ続いていて、都の発表などを見ると、やっぱり引き続き残る側道工事などの工事を行うのだというふうになっております。側道工事と関連して、自転車は、26号線については、どのように通行がなされるのか。最初に新幹線の下、トンネルになっていて、そこから1回外に出て、また大崎高校の下をくぐってトンネルに入っているという道路になっておりますけれども、自転車はどのような通行になるのかということをお伺いしたいと思います。

あと、側道工事というのはどういうものかということです。

○鈴木都市計画課長 補助26号線でございますが、まず初めに、側道工事でございますが、東京都に確認しましたところ、1つは住吉踏切のところの歩道橋になります。こちらの工事と併せて、今現在、既存の側道と、それから新設の歩道があるわけでございますが、特に既存の側道につきましては、この陸橋整備、歩道橋整備の資材置場にするというところもあって、部分的には通行止めにしたまま工事を行って整備を行っていくというところで、資材置場の後は、化粧直し等きれいな工事、それから、一部緑道、緑地帯の整備も残っているというところでございます。

それから2点目の自転車の走行でございますが、基本的に、今現在、大崎高校側は、一部供用開始されたトンネル内に歩道と色分けされた自転車走行レーンが整備されて、そこが供用開始されてございますが、基本的には、10月22日に供用開始される車道部分につきましては、特にトンネル部分につきましては、法的に自転車の走行はできないというふうに聞いてございます。

○塚本委員 自転車はトンネルのところに来たら脇に、今後整備される側道等も、そういったことに関しては通れるような形にうまく誘導できると思いますか、間違っって車道に入っていないような、そのような工事がなされるのだろうかというふうに思います。ぜひ交通安全をしっかりとさせていただきたいと思うのですけれども、この10月22日に開通するとき、午前11時ということなのですけれども、特に記念式典等は行わないということで、午前11時にパッといきなり今まで通れなかったところがいろいろ通れるようになるというところで、そういうときに、いきなり事故とかが起こらないかという心配もございます。その当日については、警備体制等は、警察官の方が出張られるのか、警備の方々が出張られるのか、何かそういう対応はとられるというふうに聞いていますでしょうか。

○鈴木都市計画課長 当日は、開通記念式典的なところは行わないというふうに聞いてございますが、

時間に、午前11時になりましたら、両サイドから警察の、これは白バイなのかどうかはあれですが、まず一般車両を入れずに、一通り警察が誘導して渡り切った後に供用が開始されるというところまでは聞いてございます。

○塚本委員 10月22日以降の待望の開通ということで、区民の皆さん、安全に利用できるようにということで、お願いしたいと思います。

次に、流域治水のことについてなのですが、大型台風とか、線状降水帯とか、水害の危険性が高まっておりますけれども、水害というのはあらかじめ予測ができるというところで、適宜適切な対応が求められていると思います。

まず、この流域治水の考え方はどういうものなのか、その流域治水による防災対策ということはどういう考え方なのかということと、この7月に、国交省はじめ16の関係省庁で、流域治水推進行動計画をまとめて、今後5年間、進め方や目標を決定したというふうに報道されております。

区として、この行動計画等、国のほうで決まったわけですが、今後どのような取組がなされるというふうに想定されているか教えてください。

○栗原河川下水道課長 流域治水の考え方等に関する質問についてお答えいたします。

近年では、令和元年東日本台風をはじめといたしまして、激甚な水害が全国的に頻発しているところで、さらに今後、気候変動による降雨量の増大や、水害の迅速化、頻発化が予測されている中、このような水災害のリスク増大に備えるために、河川や下水道などの管理者が主体となって行う治水対策に加えまして、河川の流域全体の関係者が共同して流域全体で水害を軽減させる治水対策を流域治水と国のほうで定義しているものでございます。

区内を流れる目黒川、立会川につきましては、東京都都市整備局が事務局となりまして、城南地区河川外3河川流域治水協議会が今年の8月に設置されたところでございます。東京都の関係各局と品川区をはじめといたしまして、関連する区市が参加しているものでございます。

協議会の中では、流域治水プロジェクトとしてまとめた河川や下水道の整備内容に合わせまして、区で行う雨水浸透の対策や避難体制等の強化につきまして情報を共有いたしまして、先ほどご説明のあった、国の中でも計画が策定されたところでございますが、連携して流域治水を計画的に推進することとしております。

○塚本委員 この流域治水の行動計画ですか、4つの柱があるのですが、その1つに、流域全体を俯瞰した総合的かつ多層的な対策というような柱がございまして、その中に入るいろいろ書いてありますけれども、特にその中から情報発信というか、情報の管理というか、そういったところについて少しお伺いしたいのですが、この行動計画の中で、マイ・タイムラインの取組拡大、防災アプリと連携した避難行動の支援、あるいは想定最大規模の洪水・高潮・雨水出水浸水想定区域の早期指定、このようなことが入れられておりますが、区として、こういったことに今後どのように取り組んでいくのか、現段階で教えていただけることをご答弁いただきたいと思います。

○山本防災課長 区民への情報提供等のお話でございます。まず、ハザードマップにつきましては、区でも想定し得る最大雨量でのハザードマップ等の作成をしてございますので、引き続き、区民の皆様にも周知等を図っていきたいというふうに考えてございます。

また併せて、マイ・タイムラインのところでございますが、作成を通じまして、それぞれの避難場所等、こちらのほうの確認をついでにいただけるよう、こちらにも改めて平時における啓発というところで力を入れていきたいというふうに考えてございます。

○塚本委員 例えば、今後の流域治水に関わる情報の提供というのですか、やっぱり正確に適宜、また、その地域に即した情報というようなことで、しっかり発信していくというようなことで、これは現段階ではなかなか具体化というのは難しいかもしれませんが、ビッグデータとか、A Iとか、そういった技術を駆使しながら、様々な防災アプリ等を活用するなどして、そういった情報発信ということを今後ぜひ進めていただきたいというふうにも思っております。

そういった新たな取組といったことにつきましても、何か今の段階でお聞かせいただけることがあれば、最後にご答弁をお願いいたします。

○山本防災課長 情報発信につきましては、区民の方の適切な避難行動につながるよう、新しい技術等を活用しながら、区といたしましても、迅速かつ適切な情報提供を行ってきたいというふうに考えてございます。

○渡部委員長 次に、石田（秀）委員。

○石田（秀）委員 私は、323ページ、水辺利活用事業と、337ページ、公園・児童遊園整備費のところからいきたいと思っております。

まず初めに、東品川海上公園の、いろいろこれから、栈橋、艇庫というような話でありますけれども、これは本当に我々としては、待ちに待ったというか、お願いをずっとしてきたわけでありますけれども、これは、確認なのですけれども、やる方向でいって、管理は民間でやっていこうということでもいいかと思っているのですが、そういう形でいいのであれば、1つ、これで提案をしたいのは、艇庫の辺りというか、栈橋の辺りから品川浦の出口まで、その間には目黒川の出口もあるのだけれども、水上のアクティビティスペースをやったらどうかという提案です。

要は、歩行者天国みたいなものなのだけれども、例えばサマーluckキャンペーンの時期、それで試験的に始めるのなら、例えば日曜日とか、そういうことで、例えばSUPとか、カヌーとか、Eボートとか、エンジンがない乗り物、これをその地域で行う。もちろんここで行うからには港湾局の許可も必要だし、その地域内にはジールクルージングもあるので、地域の方々に一緒に共にやっていただけるか。それから、もちろん港運協会とか、はしけ協会、ここら辺の許可も必ず必要になってくるのだろうと思っています。こういう形のものをやっていくというのも1つの考え方だと思っております、ぜひそういうことも考えていただきたいというのが1つ目。

みんな言うと、先ほど言った水辺の利活用なので、例えば東品川二丁目栈橋などを活用するのであれば、もしそれを、中身から入るようで悪いのだけれども、京浜運河を活用して、例えば早慶レガッタではないけれども、そういうものがやれないのかな。この前、慶應のボート部の監督と、前の監督ですけれども、その人と船に乗って見てきました。一緒に乗っていったら、ここならやれると言っていました。要は、東品川二丁目栈橋ぐらいから競馬場の辺りまで使うわけで、一部橋が心配かというところが、ちょっと橋がありましたけれども、それが多分大丈夫ならよくて、それだったらドローンを飛ばして、競馬場でその映像を見るとか、実況中継をするとか、そういう何か面白さ。でも、レガッタをやるとなると、栈橋をすごい下げなくてはいけないので、そういう部分の何かそういうものが必要ではないのかなと思っています。

水辺の利活用は、もちろん航空地図から入っていくのだけれども、必ずやりたいのはボードウォークの連続性とか、例えば水面からの噴水だとか、放水でもいい、それからモノレールの橋脚とか護岸の修景、あとは四季が感じられる花海道みたいな形、こういうものをやっぱり水辺に整備していってもらうということが非常にいいと思うので、ここら辺の水辺関連のことを答弁いただきたいと思います。

○栗原河川下水道課長 ただいま水辺関連の様々なご要望をいただいたところでございます。

まず1点目、東品川海上公園の栈橋でございますけれども、現在、東品川海上公園の公園拡張整備に伴いまして、栈橋の整備を今年度実施する予定で、請負業者が決定したところで、現在、工事の着手に向けて、現場の調査や水域の占用手続等を行っているところでございます。

まずは、栈橋を利用する方々の声を聞きながら、本日も提案いただきました水上アクティビティですとか、そういったところの整備につきましても検討等ができていければなというふうに思っているところでございます。

また2点目の東品川二丁目を活用したレガッタ等のイベントでございます。委員おっしゃるように、水辺のにぎわいを生み出していくために、様々なイベントが、今はコロナで中止となっていて、なかなかにぎわいができない中で、こういったイベントを活用して盛り上げていくといったことは重要だというふうに認識しているところでございます。引き続き、水辺のにぎわいに何ができるか、我々としても、しっかり検討してまいりたいと思います。

○高梨公園課長 東品川海上公園における艇庫のお話についてご答弁をさせていただきます。

地域の方々から、ぜひ東品川海上公園のほうに艇庫をとというような話は、区としても承っているところでございます。その管理運営につきましては、もう少ししっかりとどういった形で管理運用をするのが一番いいのかといったところを、区と地域の方々と話し合う必要があるのかなというふうに思っているところでございます。

区といたしましても、地域の方々が求めている活用のためには、どういったことができるかといったところ、積極的に関わってお話をさせていただければというふうに考えているところでございます。

○石田（秀）委員 ボードウォークの連続性とか、噴水とか、放水とか、そちらは、もしあとで答弁があれば、モノレールの橋脚なども、修景というか、要は、船に乗っていて、めちゃくちゃ寂しい。だから、やっぱり少しは乗っていて、これは楽しいなと思う京浜運河でないと、なかなか駄目だと思いますので、それもしあればよかったら教えてください。

それからもう1個、公園のことでお願いをしたいのだけれども、都立みなとが丘ふ頭公園、これ、港湾局が珍しく管理をしているところなのだけれども、いろいろ地図を見ると、例えば野球場とか、サッカー場とかをやれるという、あそこぐらいしかないのです、もう品川区で見ていると。敷地的にはすごく余裕があるところなので、あそこなどを東京都にもしっかり言ってもらって、あれは港湾の方々のという意味だったのだけれども、あれ、国の政策で港湾計画に入ってしまったってコンテナヤードばかりになっているわけだから、そういう意味でも、みなとが丘ふ頭公園は、結構使えるのではないかと私は思っている、有効活用にもそれはやっていただけないかという話。

それからもう1個は、公園で、さっき四季の花という話をしたのだけれども、紅葉をどう考えているのかなとちょっと。桜とかは、春は結構あるのだけれども、紅葉と言って23区で調べると、人気ランキングとかという、明治神宮とかでかいところがあるのだけれども、穴場スポットというのだと、目白庭園とか、本郷キャンパスとか、いろいろ出てくるのだけれども、品川はない。品川区が出しているところは、自らこういうところが紅葉で見てくださいというのは、池田山公園とか、御殿山庭園、これは私の近くなので、原美術館もあたりからよく分かっているけれども、あとは、大井ふ頭中央海浜公園、戸越公園、林試の森公園、東品川海上公園、これはやっているのだけれども、何か特徴があったほうがいいような気がしてならない。私は、赤がいいと思う。黄色ではなく、いちょうとかの。赤、もみじの赤。これは土が難しくて、真っ赤に出るときと出ないときがあるという話はよく聞くのだけ

ども、それは赤が、例えば水面に映えるとか、こういうのは私は人がそういうふうと呼べて、例えば穴場スポット、ここへ行けばというようなものが品川区でも結構できるような気がしてならないので、公園とか、そういうところの、何か特徴ある、秋に関して、紅葉に関して、ぜひそういうものも取り組んでもらいたいと思っておりますので、そこをあえて教えてください。

○栗原河川下水道課長 ボードウォークの連続性、それから水辺の景観についてのご質問について回答いたします。

ボードウォークでございますけれども、例えば一部の天王洲エリア等では、ボードウォーク、また遊歩道の整備によりまして、水辺を身近に感じることができる場所もございますし、また、目黒川沿いでは、五反田ふれあい水辺広場等が整備されまして水辺に近づくことができますが、依然として、水面との高低差が大きくて、例えば、高い柵が設置されているような箇所も多く存在しておりますので、引き続き、日常で水辺を感じにくい箇所につきましては、親水性の向上に向けた検討は進めていきたいというふうに思っているところでございます。

また、景観につきましても、現在まとめております水とみどりの基本計画・行動計画の中でもうたっておりますけれども、陸側からの水辺景観だけではなくて、運河側からの景観も楽しめるようなものの検討も進めてまいりたいと思っているところでございます。

○高梨公園課長 1点目の都立みなとが丘ふ頭公園につきましては、約5万㎡の広大な公園ということで、区といたしましても、特に周辺に民家のない公園ということで、運動施設として、もし手に入るならば、非常に有効な使い方ができるのかなというふうに考えているところでございますが、一方で、東京都が条例により港湾局が管理している公園といったところで、そういった用途もあろうかと思しますので、まずは、こういったご要望を受けまして、東京都と、しっかり一度お話をする場を設けたいなというふうに考えているところでございます。

2点目の特徴ある公園づくりといったところで、紅葉をメインに、赤を出した公園ということでご提案をいただきました。しっかりと受け止めさせていただきたいと思いますが、紅葉だけにとらわれずに、例えば遊具の色であったりとか、そのほかのもので、これからは特徴ある公園づくりといったものが求められるということも考えておりますので、総合的に見て、特徴ある公園づくりについて前向きに検討していきたいなというふうに考えております。

○石田（秀）委員 私が思っているのは、何かこうやって検索したりして、品川区がぽんと来るという、それはお金を払えば大丈夫という場合もあるみたいだけれども、そういうことでなくても、ここへ行きたいなというものがあるようなものがどんどん増えてきてくれればいいかなと思っています。

最後に、341ページのしながわ水族館にちょっと触れたいと思っております。

これはもう我々は建て替えをということをずっと言ってきたので、建て替え計画も、そろそろやっぱり打ち出していきたいなと思っています。多分これ、建て替えと言っても、あその場所ではないのだらうと、あその場所で、魚とかもたくさんいるわけだから、違うところに建てたりして、移ってからそちらをまた何か活用するという形にしないと、長い間の休園みたいな形になってしまうのではないのかなと。そうすると、レストランなども含めて、私は特にレストランだけでも人が呼べるようなもの、そうすると、少し夜間営業ということも出るくるし、競馬場などとの連携も必ず出てくるのだらうと思っているので、インバウンドとか、そういうこともあると思っているので、ある程度の夜間営業、それはもちろん競馬場も午後9時までという約束は地域の方とやっているけれども、インバウンドの人を呼ぶなら、やっぱりそれは午後10時ぐらいまでやるべき話だと思っています。それはやっぱ

り午後6時、8時で食事して、競馬場へ来ても、8時半、9時、9時半、10時、9時、9時半、10時でもいいのだけれども、3レースぐらいはやれないと。レストランだって、例えばそれは飛行機の問題も夜便だとしたら、やっぱり午後10時ぐらいまでは開けていないと、水族館なり、もう1つの話は、総務費でやったからいいけれども、そういうインバウンドの人とかも含めると、やっぱり夜間営業は必要なのではないのかなと、そういうことも含めて建て替え計画を出してくるべきと思っておりますので、最後にそこだけ伺いたいと思います。

○高梨公園課長 しながわ水族館の今後についてでございますが、昨年度、地域の方々も入っていただいた検討の結果を受けて、区として、しながわ水族館をどのように魅力ある水族館としていくかといったところを、現在、検討しているところでございます。

今、委員からご提案がありました、もし改築するとすると、その場所について、同じ場所で改築すれば、一度魚をどこかに預けなければいけないといったようなことも含めて、どういったところが一番有効にリニューアルができるのかといったことも含めて検討しているところでございます。

また、夜間営業も含めた周辺施設の連携につきましても、かねてからご提案をいただいております。営業時間の周辺との兼ね合い等もございますので、そういったところの周辺への丁寧な説明を踏まえて、今後のしながわ水族館の営業時間のあり方についても、しっかりと検討していきたいと考えております。

○渡部委員長 以上をもちまして、本日予定の審査は全て終了しました。

次の会議は、明日、午前10時から開きます。

本日は、これもちまして閉会いたします。

○午後5時31分閉会

委 員 長 渡 部 茂